

こうした社会福祉協議会を通じた募金に、他の方法によるものを加えると、6月末現在での小平市での募金実績は、合計61,701,725円となった。

② 救援物資の受付

3月20日(日)～同月27日(日)に、小平元気村おがわ東にて救援物資の受付を行った。これは、東京都が行う物資救援を活用し、市で受け付けた救援物資を東京都を通じて被災地へ提供するものである。受付には市職員(災対健康福祉部のほか、節電協力のため閉館した公民館、図書館及び地域センターの職員等)のほか、延べ69人のボランティア(市民活動支援センターあすぴあ、ボーイスカウト、小平南高等学校女子バスケットボール部等)の応援を受け、599件、段ボール458箱分の物資を受け付けた。物資は、個人からの物のほか、自治会、保育園、小学校等で集められた物資が多く集まった。集まった物資は、3月28日(月)に東京都へ搬送した。



なお、市で実施したこの受付のほか、小平青年会議所でも独自に救援物資の受付を行い、市はホームページ上でのPRや市民からの問い合わせへの案内などを行った。

小平元気村おがわ東での救援物資受付

③ 救援物資の搬送

3月20日(日)11時頃、岩手県釜石市と連絡がとれ、現地で不足している物資(津波で自宅が被災し、着替えもなく業務に当たっている釜石市の職員用の下着や靴下、作業服、防寒具、長靴、リュックサック等)につき、急きょ市職員、市議会議員、消防団員、ボーイスカウト有志に対して物資の提供を呼び掛け、同日17時過ぎまでに1.5tトラック(有限会社内山自動車工業から無償貸与いただいた物)及び消防団指揮車に満載する程度の量が集まり、市職員4名(市民生活部理事並びに防災安全課、ごみ減量対策課及び会計課の職員各1名)で21時に市庁舎を出発し、翌21日(月・祝)に釜石市災害対策本部へ引き渡した。



岩手県釜石市への物資搬送に出発する職員

3月25日(金)には、東京都が防衛省と協力して実施する被災地への救援物資輸送に際して、市備蓄のアルファ米4,000食を、集積地である陸上自衛隊練馬駐屯地に、市職員2名(防災安全課及び地域文化課の職員各1名)により搬送した。



岩手県釜石市での救援物資受け渡し

また、宮城県石巻市から、自動車が流された被災者が、交通手段がないため、自転車が必要との連絡があり、市職員、消防団員に呼び掛け、これにより提供された自転車24台と、市で備蓄していた避難所用間仕切り56組、市内の(有)東京ドリームからご提供いただいたレタス110kgを、市職員6名(防災安全課職員4名及び産業振興課職員2名)で、2tトラック及び庁用車2台によって、4月16日(土)に搬送した。

このほか、4月12日(火)には、北多摩地区医師会からの要請に基づき、市で備蓄しているマスク10,000枚、手指消毒液50本等を供出し、4月27日(水)には、東京都市長会を經由した宮城県石巻市からの要請に基づき、市で備蓄している土のう袋800袋を供出した。

さらに、5月1日(日)には、宮城県石巻市からの要請を受け、引き取り手のない撤去自転車15台を東京都自転車商協同組合小平支部の協力により整備して提供したほか、5月17日(火)には、岩手県釜石市からの要請を受けて、同様に自転車60台を整備し、東京小平ロータリークラブから寄付いただいた鍵を設置して提供した。

④ 被災地への職員派遣

被災地への職員派遣については、東京都を通じた被災地からの要請に対して、東京都市長会が多摩26市の窓口となることとなった。小平市としては、4月28日(木)に、第1回となる被災地への職員派遣を実施し、以後も、順次同様に被災地への職員派遣を実施又は予定している。

また、東京都教育委員会が、被災県の教育活動支援のため東京都公立学校教員を派遣することとしており、小平市教育委員会からも小平第七小学校教員1名を、5月9日(月)から平成23年度末まで宮城県に派遣している。派遣された教員は、派遣先の学校の教員として、教育活動全般に従事している。

7月までの職員派遣

派遣先	人数	派遣者(所属)	期 間	従事内容
岩手県上閉伊郡大槌町	1人	次世代育成部保育課	4月28日(木)～5月3日(火・祝) (6日間)	避難所運営支援業務など
岩手県釜石市	2人	総務部総務課 議会事務局	5月6日(金)～5月11日(水) (6日間)	避難所運営支援業務など
宮城県教育庁	1人	仲町図書館	5月9日(月)～5月23日(月) (15日間)	都から派遣された学校教職員の管理業務など
岩手県釜石市	2人	財務部収納課 市民生活部防災安全課	5月26日(木)～5月31日(火) (6日間)	避難所運営支援業務など
福島県浪江町	1人	健康福祉部高齢者福祉課	6月9日(木)～6月16日(木) (8日間)	被災者借上げ住宅に対する県助成審査業務など(臨時役場の置かれている二本松市へ派遣)
岩手県釜石市	2人	環境部ごみ減量対策課 都市開発部区画整理支援課	6月17日(金)～6月24日(金) (8日間)	避難所運営支援業務など
宮城県仙台市	1人	財務部税務課	7月11日(月)～7月15日(金) (5日間)	り災証明発行に係る建物被害認定調査業務など
岩手県釜石市	2人	都市建設部みちづくり課 企画政策部行政経営課	7月21日(木)～7月29日(金) (9日間)	避難所運営支援業務など
福島県いわき市	1人	総務部情報システム課	7月24日(日)～7月31日(日) (8日間)	り災証明発行に伴う現地調査など
宮城県栗原市	1人	小平第七小学校	5月9日(月)～平成23年度末	教育活動支援



←被災地支援に向かう職員



派遣先での様子→

(9) 被災者（避難者）支援

① 被災者の受入れ

3月22日(火)に、山梨県にある八ヶ岳山荘にて被災者を受け入れることを決定し、4月及び5月の一般開放を中止して準備を進めた。無料にて40人程度を限度として、3月31日(木)から5月5日(木・祝)までの受入れとして募集したところ、4月末までに問い合わせが2件あったが、結果的に受入れ期間中の利用者はなかった。

このほか、4月初頭からは株式会社ブリヂストンの社宅の借上げによる被災者の受入れに向けて調整を進め、入居開始日を6月1日(水)からとして、5月20日(金)から同月27日(金)まで入居者を募集した。この間、1世帯2名の入居申込みがあった。6月20日(月)からは、同月24日(金)までを期限として追加募集を行い、その後引き続き、募集戸数に到達するまで随時受付を行っている。

② 小平市コミュニティバス・コミュニティタクシーの無料乗車カード交付

6月24日(金)から、一定の要件を満たす市内避難者に対し、無料乗車カードを交付し、小平市コミュニティバス・コミュニティタクシーの運賃を無料とする支援を開始。有効期限を平成24年3月31日とする。

③ 避難者の所在地等の情報提供の受付とその他の各種軽減措置等

市では、総務省が取り組む「全国避難者情報システム」の構築のため、小平市に避難されている方の所在地等の情報提供を受け付けており、提供していただいた情報は、東京都を通じて、避難前にお住まいの県・市町村に送られ、今後の見舞金等の各種給付の連絡、税や保険料の減免・猶予・期限延長等の通知などに利用される。

受付は、4月25日(月)から開始し、本件により提供を受けた情報によると、6月末現在で29世帯61名が、被災地から小平市に避難されている。

こうした避難者に対しては、上記①及び②のほか、市では各種の軽減措置等（国の制度等にあわせて行うものを含む。）を実施しており、これを一覧（資料編15参照）として市公式ホームページに掲載し、市の各窓口にて希望者に配布している。

(10) 放射線等に係る対応

福島第一・第二原子力発電所の事故による放射線や放射性物質の影響による不安が広がる中、東京都により実施された5月11日(月)、6月22日(水)及び6月29日(水)に採取された小平市内産農産物の放射性物質検査の結果は、暫定規制値以下であった。

また、6月16日(木)には、小平第一小学校と小平第二小学校の2か所で東京都による空間放射線量の測定が行われ、その測定値は健康に影響を与える数値ではないとの結果であった。

市では、東京都の測定を受け、測定場所を拡大して、7月から月1回、市内6か所で空間放射線量の測定を実施するとともに、7月と8月に、市内3か所でプールの水の放射線物質測定を行うこととしている。

(11) 節電の取り組み

東日本大震災の影響により、今夏、東京電力管内で必要な電力量の約1割が不足するなど、かつてない電力危機に直面している。

こうした状況を踏まえ、6月22日(水)に、副市長を本部長とする環境施策推進本部において、市の各

公共施設で電力需要抑制対策に取り組むことを定めた「小平市節電行動指針」を策定した。節電の実施にあたっては、市民サービスや市民の活動に影響を及ぼさないことを基本に、原則として、休館日の拡大や、輪番による休館は行わず、夏期の使用最大電力の15%以上の抑制（ピークカット対策）に取り組むとともに、使用最大電力の抑制だけでなく、7月から9月までの電力使用量の総量の15%以上の抑制に取り組む。

また、中小の事業者や家庭については、自発的な節電努力が期待されており、市では、節電啓発活動を進めるとともに、市民への緑のカーテンセットの配布、太陽光発電システム機器助成制度などを行っている。今後、市報やホームページを通じて、節電対策メニューの周知や、一層の節電行動を促す情報提供に取り組むとともに、東京都と連携して節電アドバイザーの利用促進や、市民、事業者を対象とした「節電講座」を実施することとしている。

4 主な経過一覧

月日（時分）	活動事項
3月11日（金）14時46分	東北地方太平洋沖地震発生
3月11日（金）14時48分	小平市で震度5弱を観測
3月11日（金）地震後～	市の各施設において被害状況確認等を実施。 また、市内の緊急道路障害物除去路線の点検、倒壊したブロック塀の除去等を実施。
3月11日（金）15時頃	消防団長、登庁
3月11日（金）15時頃	緊急初動要員市役所隊に参集指示
3月11日（金）15時05分	下校時の対応について市立小中学校あて指示（小学校：保護者による引き取り、中学校：集団下校）
3月11日（金）15時20分	緊急メールマガジンで小平市の震度を配信。あわせて、緊急ホームページを立ち上げ。
3月11日（金）15時21分	消防団長より、消防団に参集指令及び地域内の巡回指示
3月11日（金）16時30分頃	市長、副市長、教育長、部長及び消防団長、301会議室にて情報を共有及び対応を協議（第1回災害対策本部会議）
3月11日（金）17時45分	消防団長から消防団に詰所待機を指令
3月11日（金）20時頃	新小平駅滞留中の帰宅困難者を市立小平第六小学校へ受け入れ（～翌12日7時）。
3月11日（金）21時00分	消防団の詰所待機を解除、団員に自宅待機を指示（翌日6時00分解除）。
3月11日（金）23時頃	市立小学校児童全員の帰宅を確認
3月12日（土）3時	市立保育園での、帰宅困難者の園児の最終引き渡し。 なお、学童クラブでは11日21時30分（学童1人が指導員と共に保育園に宿泊）、私立保育園では12日9時（園児1人が園長宅に宿泊）、認証保育所では同日8時30分、認定家庭福祉員では同日0時、幼稚園では同日1時30分。
3月12日（土）6時頃	校外学習（品川区・劇団四季の公演観劇）中に地震が発生し、帰宅が困難となっていた小平第三中学校3学年生徒全員、無事帰宅する。
3月12日（土）	体育施設について施設の安全点検等のために利用を中止（市民総合体育館及び学校施設開放についてはこの後も中止を継続）
3月13日（日）23時30分～	第2回災害対策本部会議
3月14日（月）	市立小・中学校を一斉休校
3月14日（月）10時30分～	第3回災害対策本部会議
3月14日（月）18時00分～	第4回災害対策本部会議
3月15日（火）	市庁舎、東部・西部市民センター等に募金箱を設置、社会福祉協議会への直接持込みを合わせ、募金活動を開始。
3月15日（火）～	公民館全館の開館時間を9時から17時までに変更。ふれあい下水道館休館。以後、その他の公共施設においても、休館、開館時間の変更、事業の中止等を決定。

3月16日(水) 始発便～	コミュニティバス及びコミュニティタクシーともに終日運休開始(コミュニティバスは3月22日(火)、コミュニティタクシーは3月23日(水)から運行再開)
3月16日(水)	市庁舎、健康福祉事務センター等に義援金の募金箱を設置
3月16日(水) 18時45分～	小平市の第3グループの地域で、初の計画停電実施(～20時44分)。その後、3月17日(木)に15時51分～18時30分、同月18日(金)に12時41分～15時23分、同月22日(火)に15時40分～18時33分、計4回実施。
3月17日(木) 15時00分～	第5回災害対策本部会議
3月17日(木)	市内の家屋所有者より、り災証明の発行依頼あり。現場調査の後、住家被害認定をし、り災証明を発行。(その後5月末までに計11件のり災証明を発行。)
3月19日(土)	節電協力のため、3月末日までの間、図書館、公民館、体育施設等の各公共施設の休館等を実施。
3月19日(土)	節電協力のため、土曜窓口開庁の業務を休止。(3月26日(土)は、当初休止の予定であったが、これを変更して通常どおり土曜窓口開庁を実施)
3月19日(土)～20日(日)	市報臨時号「災害対策号」全戸配布
3月20日(日)	小平元気村おがわ東にて救援物資の受付(～同月27日(日))
3月20日(日) 21時00分	市職員が岩手県釜石市へ救援物資の搬送に出発。(翌日11時30分頃に釜石市へ到着。現地視察等の後、翌22日6時頃帰庁。)
3月23日(水)～29日(火)	計画停電実施に伴う災害時要援護者への生活実態調査訪問を実施。
3月25日(金) 17時30分～	FC東京の監督・選手、社会福祉協議会の協力による災害義援金募金活動を実施。
3月28日(月) 13時15分～	第6回災害対策本部会議
3月29日(火) 10時00分～	(平成22年度 第5回東京都副市長会議。被災地への職員派遣の市長会での一本化、計画停電に係る市長会としての対応等を協議。)
3月31日(木) ～5月5日(木・祝)	ハヶ岳山荘、被災者受入れ期間
4月1日(金)	休館等をしていた公共施設につき、当面4月末までの間は9時～17時のみ開館(夜間の利用は中止)とし、かつ、節電のため、照明・電気器具等の使用は最小限としつつ、利用を再開
4月8日(金)	(東京都市長会より経済産業大臣あて「計画停電に対する緊急要望」発出。)
4月12日(火) 14時00分～	第7回災害対策本部会議。災害対策本部を同日付けで廃止。
4月16日(土) 5時00分	市職員が宮城県石巻市へ救援物資の搬送に出発。(同日13時頃に石巻市へ到着。現地視察の後、同日23時30分帰庁。)
4月16日(土)	市公共施設を通常開館(体育施設(学校校庭・体育館開放を含む。))については、5月1日(日)から。電力消費の大きいグラウンドやテニスコートのナイター使用は、なお当面の間中止。)
4月28日(木)	岩手県上閉伊郡大槌町へ事務職員1名を、避難所運営支援業務などのために派遣(～5月3日(火・祝))。以降も順次職員を派遣。
5月9日(月)	(平成23年度 第1回東京都副市長会議。被災地への職員派遣等について協議。)
5月20日(金)	被災者向け民間住宅(ブリヂストン社宅)の一時入居者募集開始(～同月27日(金))
6月16日(木)	東京都が市内2か所(小平第一小学校及び小平第二小学校)において空間放射線量測定を実施
6月20日(月)	被災者向け民間住宅(ブリヂストン社宅)の一時入居者の追加募集開始
6月24日(金)	7月から月1回、市内6か所で空間放射線量の測定を実施するとともに、7月と8月に、市内3か所のプールの水の放射線物質測定を実施することを、市ホームページにて周知
6月24日(金)	被災者向け小平市コミュニティバス・コミュニティタクシー無料乗車カード交付開始

第2章 小平市各部署の活動

1 市民生活部理事（災対調整部）

(1) 初動態勢（緊急初動要員等）

① 緊急初動要員

市では、夜間、休日等の地震発生等の場合に備え、市内及び近隣に在住する職員（通常時は防災担当ではない部局で勤務する職員）をもって緊急初動要員としている（平成22年度180名）。緊急初動要員は、大きく分けて初動地区隊及び市役所隊を編成しており、初動地区隊は、防災連絡所（全市立小学校及び元気村おがわ東。計20か所。）ごとに隊を置き、震度5強以上の地震が発生した場合等に各防災連絡所に参集し、地区内の被害情報の収集、市役所内に設置された初動本部との連絡、地区内住民との情報交換等、発災時の情報収集、連絡等の緊急初動活動を中心に行ない、市役所隊は、市役所に参集し、初動本部として初動地区隊との情報連絡に当たるとともに、その活動を指揮し、また、災害対策本部の活動を補助する。

今般の地震は、小平市の震度は5弱であり、緊急初動要員の参集基準には満たなかったが、特に発災初期の段階では、緊急初動要員により本部活動の補助、各防災連絡所の状況確認等を行った。

② 市役所隊の活動について

市役所隊長は、地震発生後直ちに防災安全課に参集し、その後の状況判断を踏まえ、速やかに市役所隊員を参集させた。その後、市役所隊は、防災安全課とともに、庁舎内外の被害状況等の情報収集、小平第六小学校での帰宅困難者受入れの立ち上げ、緊急ホームページ及び緊急メールマガジンでの情報発信、計画停電の実施発表後の電話問い合わせの対応等を行った。

緊急初動要員訓練で実施した情報収集、整理及び分析並びに災害対策本部用資料の作成等が功を奏し、さまざまな情報を的確に処理することができた。また、初の避難所開設業務や帰宅困難者対策業務も迅速かつ円滑に遂行することができた。

これを実現せしめたのは、個々の市役所隊職員の強い責任感に基づく積極的かつ献身的な姿勢にほかならないと考える。

今後、今回の活動を踏まえて、より一層災害時において高い処理能力が培われるような訓練メニューの構築が必要である。

③ 初動地区隊の活動

地震発生の当日、17時30分頃、初動地区隊の各隊（隊長及び副隊長）を参集させ、各防災連絡所の状況確認、無線通話状態の確認を指示し、19時頃までに状況確認を行った。

④ 六小地区隊の活動について（帰宅困難者受入れ施設の運営）

小平第六小学校1階のランチルームに避難所を開設し、帰宅困難者の受入れを開始した。当日は、幸いなことに停電が発生しなかったため、副校長の配慮で暖房を入れていただき、閉鎖までの間、寒いということはない。また、避難者よりはるかに多い毛布の準備があったため、一人で数枚の毛布を使うことができ、床が固い等の苦情もなかった。さらに、非常用食料であるクラッカーと飲料水（ミネラルウォーター）

ター)も大量にあったため、避難者に安心感を与えたようにである。開設後も少しずつ帰宅困難者が増え、最終的に35名となった。これ以上増えた場合には、ランチルームに収容しきれなくなると判断し、急遽、副校長に別の部屋を借りることが可能かどうか問い合わせし、ミーティングルームと、万一、乳幼児を連れた帰宅困難者が避難してきた際は、保健室を開放することとしたが、結局、両方の部屋を使うことはなかった。3月12日(土)、午前6時30分頃、JR武蔵野線が午前8時に運転再開予定である旨を避難者に伝え、全員が退出した後の午前7時に避難所を閉鎖し、六小隊の活動を終了した。

ア テレフォンカード

大きな災害発生時は、携帯電話による通話、メール送受信がほぼ不通となるため、避難者の通信手段は、公衆電話にかぎられることとなる。発災直後は、公衆電話も不通だったが、時間の経過とともに、通話でできるようになった。小平第六小学校の正面玄関内にテレフォンカード専用の公衆電話(いわゆるピンク電話)があったため、避難者の通信手段として重宝したが、今は、携帯電話の普及に反比例してテレフォンカードを持っている人がいない状況であった。たまたま、六小隊隊長が使いかけのテレフォンカードを持っていたため、そのカードを避難者に貸し出す形で対応した。他の避難所でも同様の事象が起きると思われるので、公衆電話とテレフォンカードの配備が必要と思われた。

イ 飲酒者

避難者の中に一人の飲酒者がいた。大きな問題を起こすことはなかったが、酒の臭いを含め、対応に苦慮した。今後の課題と思われる。

ウ 心理面のケア

避難者の中に、偶然、心理カウンセラーの方がおり、他の避難者のケアをしていただいた。心理面のケアをどうすすめていくかが課題と感じた。

エ 動線の確保

大量の物資を円滑に運ぶため、学校内の動線をバリアフリー化する必要があると思われる。

オ 休憩場所

従事職員の休憩場所を確保する必要があると思われる。

カ 情報収集の手段

避難者に的確な情報を伝達するために、テレビがある方が望ましいと思われる。

キ 電子機器の利用

避難者自身が所有する携帯電話やパソコン等を充電している様子が見られたが、何らかのルール化を図る必要があると思われる。

⑤ その他の態勢

発災当日、本部員である部長職、施設管理を担当している部署、市立小中学校、学童クラブ及び保育園での引取り等に従事した職員等並びに緊急初動要員の一部は、徹夜ないしは深夜まで災害対応にあたり、その他多くの職員も上司等の指示を受けてから帰宅するが多かった。しかしながら、一部の職員については、上司等の指示を待たずに勤務時間の終了とともに直ちに帰途につく姿も見られ、職員の間、災害対応への温度差が若干感じられた。

今回の地震は、小平市では震度5弱であり災害対策本部を直ちに設置する基準(震度5強)に満たなかったこと、市内には大きな被害は発生していないこと等から、地震発生当日の状況は、結果として必ずしも全職員が職場に待機すべき状況ともいいがたい面もあり、禁足や自宅待機等について庁内に具体的に指

示を徹底することができなかったものの、職員の態勢の確保に係る措置、あるいは職員の意識のあり方は、今後の災害発生時における初動の課題といえる。

⑥ 緊急初動要員等の活動

月日（時分）	活動事項
3月11日（金）14時46分	東北地方太平洋沖地震発生
3月11日（金）14時50分	緊急初動要員・市役所隊隊長が震度確認及び情報収集のため防災安全課に自主参集。
3月11日（金）15時00分頃	庁舎内及び市内の被害情報を複数件確認したことから、情報収集要員として緊急初動要員・市役所隊に参集命令。庁内放送及び出張中・休暇中の隊員へ参集要請メールを送信。
3月11日（金）15時00分～10分頃	市役所隊については、出張中1人、休暇中の職員2人、庁舎管理担当職員1人の計4人を除き、7人が301会議室に参集。
3月11日（金）15時10分	市役所隊により、情報収集及び整理に必要な事務機器（パソコン、プロジェクター）及び事務用品（筆記具・用紙）等を調達・設置し、庁舎内及び市内の被害状況及び対応状況に関する情報の整理を開始。
3月11日（金）15時30分	庁舎管理担当職員1人が市役所隊に合流。
3月11日（金）16時00分	被害及び対応状況資料（第1報）を作成。以降、逐次情報を更新した庁内会議用資料を作成。
3月11日（金）16時30分	（防災安全課再任用職員が、勤務を要しない日であったが自主的に登庁。）
3月11日（金）17時00分	出張中の市役所隊員1人が帰庁し、市役所隊に合流。
3月11日（金）17時30分頃	緊急初動要員地区隊の正副隊長に301会議室へ参集命令。市役所隊は当該打合せの準備作業を実施（会場設営、自転車調達等）。各地区隊の正副隊長は、参集後、各小学校等に出動し、状況確認等を実施。
3月11日（金）19時00分頃まで	各小学校に派遣された地区隊からの報告受理。
3月11日（金）19時00分	女性隊員1人に解散命令が下る。
3月11日（金）20時00分頃	新小平駅滞留中の帰宅困難者用の一時避難所（市立小平第六小学校）へ収容するため、市役所隊を次のとおり派遣。 ① 新小平駅へ2人（マイクロバス） ② 地下倉庫及び西部市民センターへ4人（毛布100枚、非常食及びゴザ） ③ 災害応援協定業者へ2人（500ml飲料水：200本）
3月11日（金）20時20分頃	新小平駅滞留者約30人を市立小平第六小学校へ送致。同時に同校長と調整し、ランチルームを開放し全員を収容。避難所案内を学校外構へ表示するとともに、逐次到着した各種物資を提供。
3月11日（金）20時30分頃	緊急初動要員六小隊隊員へ個別に出動命令を伝達。
3月11日（金）20時40分～21時00分頃	緊急初動要員六小隊隊員が参集し、業務を引き継ぐ。
3月11日（金）21時00分過ぎ	西武鉄道が運転再開の情報が入ったものの、小平第六小学校からの帰宅者はなし。
3月11日（金）23時00分頃	一時避難所への来初者数増加に伴い、新たに毛布100枚を一時避難所へ送致するため市役所隊員2人を派遣。
3月11日（金）24時00分頃	市役所隊については、隊長を除き、全隊員に解散命令。
3月12日（土）07時00分	JR武蔵野線運転再開の情報により小平第六小学校での受入れ終了。六小隊活動終了。
3月12日（土）11時00分頃	市役所隊隊長に解散命令下る。
3月13日（日）21時30分頃	市役所隊隊長が計画停電対応のための協議について登庁。
3月13日（日）21時55分	同報無線放送後の問い合わせ対応要員として、市役所隊参集命令が下る。同旨を市役所隊隊長から隊員へメールを一斉送信。
3月13日（日）22時30分～23時00分頃	市役所隊員が参集し次第4回線で問い合わせ対応を開始。
3月14日（月）02時00分	市役所隊に解散命令。

(2) 災害対策本部会議の運営等

災害対策本部会議の開催については、適切な開催であったと判断できるものの、その運営については、決定事項の伝達、協議又は連絡調整のいずれの場であるのか、やや不明確であったため、運営のあり方については今後の検討を要する。

また、災害対策本部会議は部長職以上の職員で開催したために、事案の決定等がスムーズに運んだ点はメリットであったが、実務に当たる課長職以下に災害対策本部会議の内容や決定又は指示事項が十分に伝わらず、業務の処理に円滑さを欠く例も見られた。この点については、災害対策本部に係る情報の伝達、共有等の徹底、災害対策本部の開催のあり方（各部庶務担当課長等の同席を認めることや、ケースに応じては課長職を主とした会議の開催など）について、検討の必要性が認められる。

なお、災害対策本部として緊急かつ迅速に決定しなければならない事案に限り、特例的に用いる起案様式（資料編4参照）を作成した。これは、トップダウンとして本部長等から配下の職員に指示命令を行う場合、関係者内での報告をする場合にも用いることができるもので、サインでもって押印に替えることができること、手書きで記載することも可であること等により、迅速性を確保するものである。

(3) 市民への情報発信

地震発生直後に、小平市で観測した震度を緊急メールマガジンで発信するとともに、緊急ホームページを立ち上げた。その後、市立小学校で児童の引き取りを保護者に求めるに当たり、緊急メールマガジン、緊急ホームページに加え、同報無線で発信をした。

これ以後は、この3つの情報伝達手段を主軸として、情報発信を行った。これらの手段の使い分けについては、当初から定まっていたわけではなかったが、運用を重ねるうちに次のようにすることとした。すなわち、緊急ホームページについては、情報を求める市民が能動的に検索することが特徴であることを踏まえ、最も多くの情報を掲載し、緊急メールマガジンについては、比較的確実に情報の伝達が図られ、かつ、市民が自ら登録するシステムであるものの、あまりに多くの情報を発信することは適切ではないと考え、重要度又は緊急性が高い情報を選んで発信し、同報無線については、受け手の都合によらず、市からの情報を強制的に発信するものであることから、特に重要度又は緊急性が高い情報に限って使用することとした。

なお、同報無線は、防災安全課で実施し、緊急ホームページ及び緊急メールマガジンについては、発災初期にあつては防災安全課及び緊急初動要員市役所隊が実施し、その後は秘書広報課が主として担任した。ただし、情報の即時発信を優先し、計画停電に関する緊急ホームページ及び緊急メールマガジンについての更新及び発信は、東京電力等からの情報の窓口となる防災安全課で行うこととした。

また、このほかに秘書広報課において、市報こだいら「災害対策臨時号」を発行し、全戸配布していることが大きな特徴といえる。

今回の震災に当たっての情報発信は、上記のように数種の手段を組み合わせることで実施したところであるが、同報無線が聞こえづらい地域がある中、パソコンや携帯電話を所有していない市民に対する情報伝達手段について苦慮した。こうした過程で、計画停電に関する情報、市公共施設の閉開館の情報等について、東部・西部出張所、図書館、公民館、地域センター等への掲示も行ったが、より幅広い市民への即時性のある情報提供手段のあり方は、今後の課題である。

なお、同報無線を補完する手段として、今後、携帯電話のエリアメールの活用を開始する予定である。

(4) 計画停電（問い合わせ対応等）

発災翌日の12日(土)に東京電力から福島第一・第二原子力発電所、火力発電所等の被災により電力の供給能力が落ちていることから計画停電(当初は、輪番停電と呼称)が実施されるとの通知があり、小平市内では、16日(水)18時45分～20時44分、17日(木)15時51分～18時30分、18日(金)12時41分～15時23分、22日(火)15時40分～18時33分の4回にわたって実施された。

停電についての市民への情報伝達については、同報無線を利用するほか、緊急ホームページ及び緊急メールマガジンによる発信、巡回広報車(3月15日(火)から3月18日(金)まで、電話対応のほか各日6～8名程度の応援職員により実施。)、3月19日(土)及び20日(日)には市報こだいら「災害対策臨時号」の全戸配布(秘書広報課で実施。)、市内公共施設等への掲示等を実施した。このほか、4月2日(土)から東京電力武蔵野支社でもチラシの全戸配布をし、その作成に当たっては事前に同社から協議を受け、市民にとってわかりやすい内容となるよう、意見を申し入れた。

また、市民からの問い合わせ等の電話への対応については、3月14日(月)までは、緊急初動要員市役所隊、総務課等の職員により応援を受け、3月15日(火)から4月8日(金)までは、土曜、日曜及び祝日も含め、防災安全課職員のほか各日3名程度の応援職員により態勢を組んだ。このほか、3月16日(水)から31日(木)までの間、東京電力から電話対応のための職員の派遣を受け、1日1～2名、延べ30名が電話対応に当たった。なお、市民からの問い合わせは、計画停電に関するもののほか、救援物資の受付に関するもの等もあり、東京電力からの派遣職員も、計画停電に関する問い合わせに限らず、市職員の指導のもとで問い合わせ全般に対応していただき、3月20日(日)には釜石市への救援物資の仕分けにまで応援をしていただいた。

こうした過程で、多数の電話により電話交換及び宿直室が対応できない状況を受けて、総務課により専用ダイヤル(042-346-9500。現在は廃止。)を防災安全課事務室に設置した。市民からの問い合わせは、自分の住所がどのグループになるのか、明日の計画停電は予定どおり実施されるのか、といった単純なものが多く、今回の計画停電の実施における情報伝達の遅延又は錯綜が現れたものといえる。なお、市民からは計画停電の実施そのものに関する苦情等は多くはなく、多くの市民が今回の震災の影響として一定程度は受容していたのではないかと推察できる。

(5) 防災行政無線（同報無線）

3月11日(金)の発災後、小学生の引き取りを促す無線放送を実施後、主に計画停電の実施、回避、臨時休校など4月8日(金)までに31回の放送を実施した。

計画停電については、3月22日(火)の停電実施以後は、回避(中止)の情報だけの放送とした。

放送に関しては、聞き取りづらい、何を言っているのか分からない、反響する、音が大きすぎる、音が小さすぎる、途中で音が切れる、言葉の間が空きすぎている、男性の声が良くない、女性の声が良くない、聞こえない地域に対してどう考えているのか、等々各種の苦情、問い合わせがあり、途中から時差放送、しゃべり方の工夫などを試行した。

なお、周辺市の状況についても同様の苦情が寄せられたとのことであり、小平市だけが突出して苦情が多かったわけではないようではあるが、まずは実態調査を行い、今後については、同報無線の有効性も含めて現状分析、今後の課題等を検討していく必要がある。

(6) 釜石市及び石巻市への物資支援

市民生活部理事の知人である岩手県釜石市の前防災課長に、3月20日(日)11時頃、現地で不足しているものはないかと問い合わせたところ、自身も含めて80人余りの職員が津波で自宅が被災し、着替えもなく業務にあたっているため、下着や靴下、作業服、防寒具、長靴、リュックサックなど便宜を図ってほしいとの連絡があり、その場で市長の承諾を得て、これらの物資の提供を、市職員へ連絡網で呼びかけた。また、永田議長の判断で市議会議員に対しても同様の依頼をするとともに、消防団員、ボーイスカウト有志に対しても呼び掛けたところ、当日の17時過ぎまでに1.5tトラック及び消防指揮車に満載する程度の量が集まった。その仕分けやトラックへの積み込みも、休日ではあったが多くの職員や消防団員などが行い、現地でごみになってしまう包装フィルムをはがしたりしながら、男女サイズ別に段ボール箱に納め、これを車に積み込む作業は、市庁舎3階の防災安全課と総務課の間の廊下を使い、20人前後で4～5時間を要した。そうした作業の後、21時に市民生活部理事兼防災安全課長、防災安全課主任、ごみ減量対策課主任及び会計課主任の計4名で釜石市災害対策本部(シープラザ釜石)へ搬送した。



岩手県釜石市への救援物資の仕分け

なお、トラックについては、有限会社内山自動車工業の好意により、無償貸与いただいたものである。4月4日(月)、宮城県石巻市で被災者の皆さんが自動車を流され、交通手段がないため、自転車が欲しいとの連絡が市長の友人から市長あてにあり、市職員、消防団員に呼び掛けたところ、4月8日(金)までに24台が集まった。同日、市庁舎に引き取りに来たトラックが、すでに同様の依頼を受けた他自治体の自転車でいっぱいであり、小平市の自転車を積むことができなかったため、後日、届けることとした。これを受けて、自転車と、市で備蓄していた避難所用間仕切り56組、市内の農家からご提供いただいたレタス110kgを、防災安全課職員4名(課長補佐1名、主査2名及び主任1名)及び産業振興課職員2名(課長1名及び課長補佐1名)の計6名が、レンタカーの2tトラックと、庁用車2台によって、4月16日(土)朝5時に市庁舎を出発し、石巻市の河南総合支所に搬送を行い、同日の23時30分に帰庁した。



間仕切りの設置を説明(宮城県石巻市)

(7) その他

① 地震発生後の通信の状況

地震の発生直後から、小平市においても固定電話、携帯電話ともに輻輳(安否確認、見舞、問い合わせなどの電話が急増し、電話がつながり難い状況。)が生じ、概ね深夜に至るまで、通話発信がほぼできない状態となった。災害時の備えとしてNTT(固定電話)及びau(携帯電話)の災害時優先電話を有しているが、NTTの優先電話については、一般の電話とほぼ同じ状況であり、優位性は感じられなかった。一方のauの優先電話については、高い確率で発信ができ、有用であった。

なお、携帯電話のメールについては、発信から着信までの時間差が大きく生じるなどの現象が見られた

が、遅れは生じながらも通信が可能な手段として確認できた。パソコンのメールについては、発着信はできたものの、その時差等については市としては確認できていない。

災害時の通信手段としては、優先電話のほか、防災行政無線（地域系）を整備しており、平成22年度にはデジタル化への改修を終えたところである。防災行政無線は電話の輻輳とは無関係であり、初動期における消防団各分団、小平消防署、小平警察署等との連絡に多いに強みを発揮し、また、帰宅困難者の受入れを行った小平第六小学校との連絡にあっても活用できた。さらに、計画停電の実施発表後は、東京電力との連絡が肝要となったところであるが、東京電力武蔵野支社及び防災安全課の双方の電話が、問い合わせ等によりパンクしている状況にあっても、同支社に小平市の防災行政無線の端末を設置しているため、これをホットライン的に用いることによって、連絡体制を維持することができた。

② 職員の家族等の安否確認

前記のように電話が輻輳した状況であり、また、勤務時間中であることから、多くの職員が家族の安否確認に窮した。

家族の安否確認方法としては、NTTの171が挙げられるが、今回の地震にあっては小平市付近の電話番号は被災地のものではないため、登録が不能（よって利用不能）であった。一方、携帯各社の災害用伝言板については、そうした制約がなく、利用することができた。防災安全課のある職員は、偶然にも3月1日に災害用伝言板による連絡方法を家族と確認していたため、これにより比較的円滑に家族の安否確認を行うことができた。

その他、公衆電話については輻輳の影響を受けにくいとされ、現に地震当日には職員が公衆電話により家族と連絡をとる姿なども多く見られた。

市職員として災害時には直ちに勤務に当たらなくてはならないとはいえ、家族の安否を確認できない状態では、業務への集中力やモラルの低下も容易に想像される（当日17時30分頃、緊急初動要員の各隊（隊長・副隊長）を参集させ、各小学校等の状況確認、無線通話状態の確認を指示した際、まずは家族の安否を確認することを指示したが、各員はその一言で余裕が生まれたものと感じている。）。このことについては、小平市業務継続計画でも課題として取り上げているところであるが、家族との安否確認の方法をいかにするかについては、あらかじめ各職員が家族等との間で確認することを徹底する必要がある。

③ 本部員代理の指名

3月11日（金）には、本部員となるべき部長のうち複数名が、公務により不在であった。同日の16時30分からの第1回の会議については、部内の課長が自主的に申し出、会議へ参加したため、情報の集約と伝達には支障を生じなかった。

今回の地震は、勤務時間内の発生であったため、部長が不在であっても課長が在席していることが多く、速やかに上記のような対応が行えたが、休日、夜間等の場合は、混乱することが考えられる。こうしたリスクを軽減するため、3月31日付けで小平市災害対策本部条例施行規則を改正し、本部員代理等を置くこととし、本部員となるべき部長等が不在の場合に、それを代理する職員をあらかじめ指名することとした（資料編1参照）。この指名については、4月22日（金）までに全本部員について実施済みである。

④ ガソリン、軽油等の石油燃料の調達上の課題

震災により、東日本の6製油所が稼働停止し、ガソリン、軽油等の供給不足が生じた。その後、製油所の復旧等によって、10日程度で落ち着きを取り戻した。（「21日から、関東圏向けの出荷量は、平年と

同程度の水準に回復」…経済産業省「東北地方（被災地）及び関東圏でのガソリン・軽油等の供給確保状況（3月21日）」

市内においても、ガソリンスタンドに給油待ちの長蛇の列が見られるなどの事態が発生し、市としても、庁用車や非常用発電設備の燃料などの入手に苦慮した。この点については、消防団長等を通じて消防団員が経営するガソリンスタンド（有限会社吉田商事及び滝島商事株式会社）に融通を依頼し、協力を得ることによって当座をしのぐことができたが、その間は防災安全課及び総務課を中心として調達に追われることとなった。

こうした際に、燃料の供給について、市内石油小売事業者等と災害時応援協定が締結されていれば、円滑な調達の一助となりえるところであり、こうした観点から平成21年度には協定締結に向けて調整に当たったが、その際には不調におわってしまった。

この種の協定の締結の必要性が改めて認識されたところであり、今後の課題である。

⑤ 避難者の車両の市庁舎駐車場への一時駐車

都内の親戚、知人を頼りに避難する方の車両が、路上に駐車をされた場合の交通の支障を回避する観点から、警視庁からの避難被災者の車両を市の施設の駐車場等に駐車されたいとの3月16日（水）付けの通知を受け、3月21日（月・祝）に、市庁舎駐車場にて受け入れることを決定した。これ以降、車両の受入れは2台であった。

本件については、当初は受入れをしないとの決定があり、相談に来庁した避難者には車両の退避を求めするなど、対応に混乱を来してしまっていたが、庁舎管理担当部の前向きな対応もあり、最終的には受入れを行うことができ、避難者への支援として、一定の貢献ができた。

2 企画政策部（災対企画政策部）

(1) 災対企画政策部の活動全般

災対企画政策部は、災害に関する広報及び広聴に関すること及び報道機関との連絡に関することを分掌事務としている。しかし、今回の一連の対応については、市が直接に被災した状況ではなく、通常業務が動いている状況であったことから、災対企画政策部（広報班）としての特化した活動とはならず、各課の通常業務の分掌に基づく対応が中心となった。

すなわち、メールマガジン・ホームページ・市報による情報提供は秘書広報課、節電協力等のための統一的な施設の休止等の調整は行政経営課、今後の施策・事業の調整は政策課といった通常の業務担当で対応した。

(2) 防災緊急情報（メールマガジン）の配信

3月11日（金）当初約840件のメールマガジンの登録者数が市報臨時号などの啓発によって、4月7日（木）時点では、7,726件の登録者（約9倍・108パーセント増）となった。災害情報の中でも、計画停電情報や施設の開設状況を早く知りたいという市民の意識からの登録増となった。

今後も登録者への何らかの注意喚起等のメールの配信をすべきと考える。4月22日（金）までに76件の配信を行った。

(3) 市ホームページ「緊急災害情報」の配信

3月11日(金)防災安全課との協議のもと、非常用「緊急災害情報」ページの開設を行う。3月22日(火)までの10日間で304,633件のアクセス数を記録した(通常10日間で約66,000件)。

4月4日(月)に市ホームページトップページにおける緊急情報を全件表示から1件表示に変更を実施した。

また、4月15日(金)からは、災害対策本部の閉鎖に伴い、「緊急災害情報」の閉鎖を行い、通常サイトへ戻し、新たに「東日本大震災関連情報」のバナーボタンを設置した。

(4) 市報臨時号「災害対策号」の発行

3月15日(火)に市報臨時号の発行を決め、翌日夜に完成させた。生命・財産に関わることを考慮し同月19日(土)～20日(日)の2日間で全戸配布を実施した。(資料編7参照)

(5) 土曜窓口開庁の業務休止

3月17日(木)の第5回災害対策本部会議において、節電協力に向けた取り組みについての協議が予定されていたこと、また、3月19日(土)の午前中に市内で計画停電が予定されていたことから、3月16日(水)に土曜窓口開庁の業務は実施できるのか、関連各課(市民課・税務課・収納課・保険年金課)から個別に意見聴取を行った。

税務課・収納課・保険年金課では、計画停電による電算システムの切断があっても、受付・預かり・相談等の電算システムを使用しない業務を土曜窓口の当番人数でこなすことは可能とのことであったが、市民課においては、受付・預かり後の手作業による入力作業等を考えると、困難との見解であった。

また、市民課以外の各課からは、土曜窓口開庁の業務の休止については、業務の中心である市民課の意向に沿って対応していくとのことであった。

3月17日(木)の災害対策本部会議では、土曜窓口開庁の業務休止の判断が示され、直ちに関連各課と調整を図った。

休止当日(3月19日(土))の勤務体制としては、来庁者への対応として、休日窓口の開設に伴う勤務ローテーション表に従って、土曜窓口責任者とサブ責任者が出勤して対応する他に、市民課から2名の職員が出勤し、計4名で対応していくこととなった。

行政経営課では、秘書広報課と連携を図りながら、ホームページへの掲載をはじめ、ポスターを作成し各施設所管課に掲示を依頼するとともに、広報掲示板(市内12ヶ所)にポスターを貼って回るなどの休止についての周知に努めた。

3月22日(火)、市民課に19日の状況を確認したところ、対応した件数は50件ほどに上り、停電により証明書類等が発行できないとしても、手続きだけでも受けてもらいたいなど、休止に対する理解を得るにあたってはかなり苦慮したとのことであった。

市民課では年度末の繁忙期を迎えるにあたり、年度末最後の土曜日となる26日については、19日の状況(計画停電が実施されなかったことなど)も踏まえて臨機応変に対応していく必要があるとして、土曜窓口開庁の実施を3月24日(木)に決定した。

行政経営課では、3月中は休止としていたポスターを差し替えるために、再度、広報掲示板を回り、また休館している外部施設も回って、ポスターの貼り替えを行った。

転出入の多い年度末の繁忙期と重なったこともあるが、今回の休止は、改めて土曜窓口開庁の業務が利

用者に浸透・定着してきていることを認識するものとなった。

今後、土曜窓口開庁の業務の休止を検討する際には、今回の経験を踏まえながら、関係各課との調整を進めていく必要がある。

(6) 外部施設の休館

3月17日(木)の第5回災害対策本部会議において、節電協力に向けた取り組みについての協議が予定されていたことから、行政経営課では施設の有効活用等の取りまとめを行っていることもあり、外部施設の休館に関し、各施設所管課の意向等を把握するべく個別に意見聴取を行った。

施設所管課の多くは、市全体の方針として外部施設を休館とするのであれば、それに合わせて対応していくとのことであった。

3月17日(木)の災害対策本部会議において、19日から外部施設を休館にすることが決定され、各施設所管課では直ちに休館に向けた準備を進めた。

行政経営課では、施設が休館されるという全体の周知を担い、秘書広報課と連携を図りながら、ホームページへの掲載をはじめ、ポスターを作成し各施設所管課に掲示を依頼するとともに、広報掲示板(市内12ヶ所)にポスターを貼って回るなどの周知に努めた。(資料編12参照)

3月25日(金)には、4月以降の取り扱いについて各施設所管課の意向等を把握するべく、個別に意見聴取を行った。休館当初は納得していた利用者も時間が経つにつれ、「いつまで休館するのか」、「他市は開館しているのに、なぜ小平市だけ休館なのか」といった声が増えてきているなど、施設所管課のほとんどが4月からの開館を望んでいた。

3月28日(月)の災害対策本部会議において、休館中の公共施設については、当面4月末まで、9時から17時まで開館していくことが決定され、各施設所管課では直ちに開館に向けた準備を進め、行政経営課では開館の周知に努めた。

4月11日(月)には、東京電力の「計画停電の原則不実施」という報道発表(4月8日(金))があり、当面の間計画停電が実施されないとの状況を踏まえ、4月末日まで予定していた開館時間の短縮を通常に戻していくにあたり、各施設所管課の意向等を把握するべく、個別に意見聴取を行った。

キャンセルした予約の再調整や、委託業者・指定管理者と勤務体制を調整するなどの必要はあるが、体育施設を除いた各施設においては、数日間の調整期間があれば早期の通常開館は可能とのことであった。

4月12日(火)の災害対策本部会議において、4月16日(土)から公共施設を通常開館(ナイター使用を除き体育施設は5月1日(日)から)していくことが決定され、各施設所管課では直ちに通常開館に向けた準備を進め、行政経営課では通常開館の周知に努めた。

外部施設の休館については、各施設所管課の協力のもと、ある程度、統一的な対応をもって進めてこられたと考えている。通常開館にあたっては、各施設所管課が臨機応変に対応したことで、当初の予定よりも早期に実施することができた。

今回、一律に外部施設を休館としたことについては、地域活動に支障が出るといった声などもあったことを踏まえ、今後の課題として、画一的なルールにこだわらず、個々の施設の状況等に合わせて柔軟に対応していく方法などについても研究していく必要がある。

(7) 震災対応予算等

東京都は、5月27日「東京緊急対策2011」をまとめ、これに必要な予算措置を講じるため、平成

23年度6月補正予算として、総額1,374億円を計上した。

国においても4月22日(金)、平成23年度補正予算の概要が閣議決定され、5月2日(月)、第一次補正予算が成立した。

市においては、震災に係る予算を伴う施策・事業を集約し、①既定予算枠で実施、②6月補正予算に計上、③9月以降又は平成24年度予算で措置に分類した上で、実施施策・事業を精査した。

6月の補正予算第1号では、245,769千円を増額補正し、6月29日(水)、補正予算案が可決された。

今後、国及び東京都の補正予算の内容に応じて、9月補正以降についても検討していく。なお、国庫補助金の凍結など特定財源の動向については、適宜、状況を把握し、事業実施について慎重に検討を行った。

(8) 緊急雇用「震災対応分野」

緊急雇用創出事業の要件緩和とともに「震災対応分野」が新たに創設された。

庁内各課に情報提供を行ったが、被災地における雇用が中心であり、本市における活用は難しい状況であった。

(9) 業務の優先化と要員配分の調整

被災時の業務継続計画が発動している状況ではなかったが、節電の率直的な対応として実施した公共施設の休館措置に伴い、施設(公民館・体育館)の職員の一部を災対組織(災対健康福祉部)の要員として必要業務にあたらせる対応を行った。非常時であるという職員意識の向上には一定の寄与をしたと考えられる。

今後、業務継続計画の応急復旧・復興業務(=災対組織の分掌業務)と休止・縮小する通常業務の要員数が各部単位で見合うのか、部間で要員を融通する想定が必要ではないかと考えられる。

(10) 放射線量調査及び節電対策

これらの対応については環境部が担当したが、取り組み内容の調整等を行った。

➤ 主な活動経過

月日(時分)	活動事項
3月11日(金) 14時46分	東北地方太平洋沖地震発生
3月11日(金) 15時20分	【秘書広報課】「防災緊急情報」メールマガジンの配信開始
3月11日(金) 15時35分	【秘書広報課】市ホームページ「緊急災害情報」立ち上げ
3月11日(金)	【政策課】翌12日開催予定の市政アドバイザー会議の中止決定・連絡 【市史編さん担当】14日開催予定の市史編さん職員研修会の中止決定・連絡
3月14日(月) 10時30分～	【企画政策部長】第3回災害対策本部会議において、市報臨時号「災害対策号」の検討について報告
3月15日(火) 09時00分	【秘書広報課】市報臨時号「災害対策号」作成開始
3月16日(水)	【行政経営課】翌17日の第5回災害対策本部会議において、節電協力に向けた取り組みが協議されるのにあたり、外部施設の休館や土曜窓口開庁の業務休止の可否について、関係課の意向等を確認
3月16日(水) 19時30分	【秘書広報課】市報臨時号「災害対策号」完成
3月17日(木) 11時00分～	【企画政策部長】副市長・関係部長の協議により、3月末までの公共施設休止措置の方向性を確認(これに伴う要員のシフトについては引き続き調整とした)
3月17日(木) 17時00分頃	【行政経営課】第5回災害対策本部会議において、3月19日(土)から3月末日までの間、外部施設の多くを休館にするとともに、土曜窓口開庁の業務を休止とする決定を受け、ホームページ掲載文、各施設入口と広報掲示板に表示するポスター等を作成

3月18日(金) 08時40分～	【企画政策部長】副市長・関係部長の協議により、休止措置をとった公共施設職員の一部を災対健康福祉部の業務に充てるシフトを実施することを確認
3月18日(金)	【行政経営課】土曜窓口関連各課との調整。各施設所管課にポスターの掲示を依頼。広報掲示板(市内12ヶ所)への掲示。公共施設の休館等についてのプレスリリースを実施
3月19日(土)～20日(日)	【秘書広報課】市報臨時号「災害対策号」全戸配布
3月22日(火)	【行政経営課】19日の状況(土曜窓口開庁の業務を休止)を市民課に確認。各施設所管課に、休館した施設に配置されている職員の現在の勤務従事内容を確認
3月24日(木)	【行政経営課】19日の状況等を踏まえ、3月26日(土)の土曜窓口開庁の業務を実施するとともに、4月以降の土曜窓口についても通常どおり開庁していく予定となったことで、外部施設と広報掲示板に掲示しているポスターの差し替え
3月25日(金)	【行政経営課】28日の第6回災害対策本部会議において、休館中の公共施設の取り扱いが協議されるのにあたり、各施設所管課の意向等を確認
3月28日(月) 09時00分～	【企画政策部長】副市長・関係部長の協議により、休止措置をとった公共施設について、当面4月末まで9時から17時までの開館とすることを確認
3月28日(月) 15時30分頃	【行政経営課】第6回災害対策本部会議において、休館中の公共施設については、当面4月末まで、9時から17時まで開館していくとする決定を受け、ホームページ掲載文、各施設入口と広報掲示板に表示するポスター等を作成。ポスターを外部施設と広報掲示板に掲示
3月29日(火)	【政策課】東京都の「二正面作戦」の拡充に向けた「基本方針」及び「緊急対策」を確認
3月30日(水)	【政策課】上記情報を庶務担当課長会議で周知
3月30日(水)	【行政経営課】市報4月5日号への掲載依頼(公共施設の再開について)
4月1日(金)	【政策課】庁内各課に震災に関する「予算を伴う施策・事業」について照会
4月4日(月) 11時00分	【秘書広報課】市ホームページ「緊急災害情報」改修(緊急情報数全件→1件掲載)
4月8日(金) 15時00分～	【企画政策部長】副市長・市民生活部理事との協議により、16日から当面ナイター設備の利用を除き公共施設の開館を通常通りに戻すことを確認。また、12日をもって、災害対策本部の体制を閉じ、必要な連絡調整会議の体制に移行する方向性を確認
4月8日(金)	【政策課】東京都総務局より「東日本大震災に伴う雇用創出基金事業の要件緩和と追加実施について」をメール受信
4月11日(月)	【政策課】上記情報を庁内各課に周知
4月11日(月)	【行政経営課】12日の第7回災害対策本部会議において、公共施設の通常開館が協議されるのにあたり、各施設所管課の意向等を確認
4月12日(火)	【企画政策部長】副市長・関係部長の協議により、災害対策本部組織を立ち上げて行った一連の市の対応について、総括的な整理
4月12日(火)	【行政経営課】第7回災害対策本部会議において、4月16日(土)から公共施設を通常開館(ナイター使用を除き体育施設は5月1日(日)から)していくとする決定を受け、ホームページ掲載文、各施設入口と市内掲示板に表示するポスター等を作成。各施設所管課にポスターの掲示を依頼。広報掲示板に掲示。市報4月20日号への掲載依頼(公共施設の通常開館について)
4月13日(水)	【政策課】「予算を伴う施策・事業」の照会結果を集約
4月13日(水)	【政策課】補正予算見積り
4月15日(金) 11時00分	【秘書広報課】市ホームページ「緊急災害情報」閉鎖→東日本大震災ボタンの設置
4月19日(火)・20日(水)	【政策課】6月補正予算について理事者調整
4月20日(水)	【庁議】地震発生以降4月12日(火)まで災害対策本部組織を立ち上げて行った一連の市の対応について、総括的な整理
4月28日(木)	【政策課】国庫補助の凍結について庁内調整①
5月11日(水)	【政策課】国庫補助の凍結について庁内調整②
5月13日(金)	【政策課】国庫補助の凍結について理事者調整
5月20日(金)	【政策課】節電対策について関係部署と調整
5月27日(金)	【政策課】放射線への対応について理事者調整

6月3日(金)	【政策課】東京都の節電対策説明会に出席
6月10日(金)	【政策課】都内空間放射線測定及び測定機器貸与説明会を受け理事者調整
6月16日(木)～20日(月)	【政策課】小平市節電行動指針の策定について担当部署と調整

3 総務部（災対総務部）

3-1 総務課関係

(1) 地震発生後の対応

地震発生後、庁舎内設備等各種機器の状況の確認等を速やかに行い、緊急初動本部の指示のもと、庁内放送にて、庁舎内の被害状況確認、緊急初動要員の参集及び会議の招集等の放送を適切に実施した。

緊急停止した庁舎内エレベーターについては、閉じ込められた方はおらず、16時頃には保守点検業者と連絡を取ることができ、復旧を依頼した。各所で同様のことが起きていたことから、エレベーターが復旧したのは、午前0時頃となった。

また、鉄道が不通になり、職員の中にも帰宅困難者が発生したため、庁舎6階和室を開放し、13名が宿泊した。宿泊者及び震災対応業務従事職員等の体調管理を考慮し、非常時対応として、翌朝まで暖房運転を行った。

(2) 計画停電時の対応

計画停電実施の決定を受け、第2回災害対策本部会議と並行し、総務課職員、情報システム課職員及び関係委託業者等が集まり、今後の対応についての協議を行った。第2回災害対策本部会議終了後、部内会議を行い、十分な調整、情報の確認を図り、3月14日(月)からの計画停電に備えることができた。

計画停電中は、庁舎内において、エレベーターの稼働台数制限、最小限の照明の点灯、空調機器の停止などの節電対策の措置を行い、庁内放送、掲示板などによる周知の徹底の結果、大きな混乱はなかった。

また、オンラインの停止及び停電時間の周知等の庁内放送については、計画停電実施の時間帯ごとに、機器の停止及び復旧スケジュールや、庁内放送のスケジュール等マニュアルを作成し対応した。

なお、停電中の庁舎の状況については、非常用発電設備を稼働させることにより、照明及び事務室内のコンセントの約3分の1程度が使用できる状況となった。今後、オンライン等情報システム機器の稼働の有無については、検討課題である。

(3) 震災全体を通しての庁舎の管理

今回の東日本大震災に係る庁舎の管理については、概ね問題はなく、地震発生後の各種機器の稼働状況確認、帰宅困難者への対応及び被害箇所の緊急修繕等を実施した。

一方で、計画停電実施発表後から、市民等からの問い合わせの電話が、昼夜問わず殺到したため、防災安全課では対応しきれず、総務課でも電話対応を行った(代表電話の日中の着信件数が、地震前と比較し、1日500件程度から3,000件程度へと増加)。

そこで、防災安全課内に、臨時窓口を設置し、専用番号を設け、5台の電話機増設を行った。夜間の対応においても、同様に、対応できる電話機及び人員を増やす等、体制を強化した。

また、庁用車管理においても、燃料供給が困難な状況となったため、利用制限を行い、原則として震災対応業務のみ貸出し可能とした。燃料については、庁用車の他に、非常用発電設備でも必要となるため、継続して供給できる体制づくりが必要である。

▶ 主な活動経過

月日（時分）	活動事項
3月11日（金） 14時46分	東北地方太平洋沖地震発生
3月11日（金） 14時48分頃～	小平市で震度5弱を観測 中央監視装置により庁舎の電気設備、空調設備、給排水設備等各種機器の状況確認をするとともに、庁舎内の被害状況確認をした。 庁内放送にて、庁舎内の被害状況確認、緊急初動要員の参集及び会議の招集等の放送を行った。
3月11日（金） 17時15分～	鉄道が不通になり、帰宅困難な職員への対応として、庁舎6階和室を開放した。庁舎内の暖房についても、宿泊者及び震災対応業務従事職員等の体調管理を考慮し、翌朝まで暖房運転を行った。
3月13日（日） 23時30分頃～	計画停電実施の決定を受け、総務課、情報システム課、関係委託業者等による今後の対応についての協議を行った。
3月14日（月） 06時30分頃～	計画停電の実施により、庁舎内の節電対策の措置を行い、庁内放送、掲示板等による周知の徹底を図った。 （節電対策：エレベーターの稼働台数制限、空調機器の停止、食堂・廊下の消灯、事務室の一部消灯、1階喫煙所の閉鎖、外灯点灯時間の短縮など） また、計画停電実施発表後から、増大した問い合わせに対応するために、14日早朝より、総務課が問い合わせ対応に加わった。
3月16日（水） 18時45分頃～	初の計画停電が実施されたが、部内において十分に連携を図っていたため、混乱もなく、適切な対応を実施することができた。 計画停電においては、昼の時間帯、夕方の時間帯、夜の時間帯等、計4回実施されたが、いずれについても混乱はなく、適切に対応できた。
3月17日（木） 午前	防災安全課事務室内に臨時窓口用の直通電話機を5台設置し、対応の強化を図った。
3月19日（土）	地震により被害を受けた電気器具及び計画停電実施により判明した電気設備等の改善点の解消のため、修繕作業を行った。
3月26日（土）	地震により被害を受けた、天井パネル等の修繕を実施した。 緊急修繕必要箇所については、全て作業終了となる。
4月8日（金）～	当面、計画停電を実施しない旨の連絡があり、計画停電への対応は、終息するが、電力供給不足による節電対策については引き続き継続している。
4月11日（月）～	夏季の節電対策について、検討を開始する。
6月22日（水）	小平市節電行動指針を受け、庁舎の節電行動計画を定め、7月1日から9月22日までの間、平日のピーク時間帯の使用最大電力を15%以上抑制し、さらに、7月から9月までの電力使用量総量を15%以上抑制することを目指す。

3-2 職員課関係

(1) 交通機関の運休等に伴う対応

地震の直接の影響及びその後の計画停電の影響等で、公共交通機関に運休や遅れが生じたため、出勤に遅れや出勤不能等になる職員が多数発生することとなった。そのため、勤務ができないこととなる時間帯については、特別休暇を付与することを、3月14日（月）以降、各課宛てに継続して通知した。

このことについては、東京都等の対応状況をも鑑みて適切な対応であったと考えている。

(2) 市内各施設の一時的閉館等に伴う対応

市内各施設には嘱託職員が多く配置されているため、施設が休館等になった場合には、基本的には決められた1日の勤務時間数に変更がないよう、勤務時間帯を調整するなどして対応する必要がある。

施設が全日休館となった期間においては、昼間勤務の者は通常どおり出勤して、普段できないような仕事などを行い、開館に備えた。また、夜間勤務がある者は、本人の承諾のうえで出勤時間を昼間の時間帯にシフトするなどして勤務した。

また、昼間のみ開館することとなった期間においては、夜間勤務がある者については、本人の承諾のうえで出勤時間を昼間の時間帯にシフトするなどして勤務した。

これらについては、主管課において円滑に対応できたものと考えている。

(3) 職員研修の延期等

3月14日(月)に予定していた職員研修「小平の歴史を知ろうー市制50周年に向けてー」の実施を延期する措置をとった。

また、4月入庁職員のための新入職員研修について、通常は5日間の日程で実施しているところであるが、これを施設見学の中止等の研修内容の見直しを行い、3日間に短縮して実施した。

研修については、その内容や実施すべき時期等を総合的に勘案して、実施の可否等について決定すべきであると考えている。

(4) 職員の心身のケア

3月18日(金)には急性期の、4月22日(金)には震災後ストレスコントロールについて、庁内インフォメーションで職員に周知した。急性期は、職員が心身の健康を保持して落ち着いて対応することが重要であると考えて情報発信を行ったものであるが、一定の評価ができると考えている。

(5) 土曜窓口の休止に伴う対応

3月19日(土)の土曜窓口が休止されたため、それに伴い当該日に出勤予定の職員の勤務の割振りの変更等を実施する必要があったが、各主管課において適切に対応できたと考えている。

(6) 災害対策関連業務に従事した場合の時間外勤務の対応

震災発生後、次のとおり職員の応援体制がとられた。

①地震発生後の対応やその後の計画停電の実施などに伴い、市民から多くの問い合わせがあったため、当該対応のために防災安全課から各課に職員の応援要請がなされた。このことに当たっては、職員課からも職員を要請に応じて従事させた。

②3月22日(火)から31日(木)までの間、施設が全面閉館となった公民館、図書館、体育課の一部の職員を、災対健康福祉部で福祉関連業務に従事させた。

上記、災害対策本部への業務応援や災対健康福祉部への応援等の災害対策関連業務に伴う時間外勤務については、防災安全課職員と同様の支出科目からの支出とすることとし、この旨を各課宛てに通知した。

また、これに伴い時間外勤務手当の増も見込まれたため、予算を措置する必要もあったが、全体としては適切に対応できたと考えている。

(7) 被災地への職員の派遣

4月7日(木)の東京都市人事担当課長会において、被災地からの要請に応じて、市長会を通じて被災地へ職員を派遣することが協議された。

当該会議においては、それまでは、東京都等から任意に各市に派遣要請が順次なされていたため、各市がどのように対応すべきか苦慮するところもあったが、今後は原則として、派遣要請の窓口を市長会に一本化し、26市全体で対応していく体制とすることが確認された。

各市の派遣職員数については、職員数全体の1%を目安に行うことも確認された。(小平市の場合は9人以内となる。)

また、派遣に当たっては26市を5つのブロックに分け(小平市は第4ブロック)、派遣人数をブロック単位に割り当て、期間を定めて順番に職員を派遣することとなった。

当該会議後、被災地からの要請に基づき、具体的に職員派遣が順次実施されることとなり、市長会の調整に基づき、小平市としても、7月末までには下表のとおり職員の派遣を実施し、以後も要請に応じて派遣を行う予定である。

職員派遣を市長会で決定し、26市全体で秩序を保って実施することができる体制となったことは評価できると考えている。

派遣先	人数	期 間	従事内容
岩手県大槌町	1人	4月28日～5月3日(6日間)	避難所運営支援業務など
岩手県釜石市	2人	5月6日～5月11日(6日間)	避難所運営支援業務など
宮城県教育庁	1人	5月9日～5月23日(15日間)	都から派遣された学校教職員の管理業務など
岩手県釜石市	2人	5月26日～5月31日(6日間)	避難所運営支援業務など
福島県浪江町	1人	6月9日～6月16日(8日間)	被災者借上げ住宅に対する県助成審査業務など(臨時役場の置かれている二本松市へ派遣)
岩手県釜石市	2人	6月17日～6月24日(8日間)	避難所運営支援業務など
宮城県仙台市	1人	7月11日～7月15日(5日間)	り災証明に係る建物被害認定調査業務など
岩手県釜石市	2人	7月21日～7月29日(9日間)	避難所運営支援業務など
福島県いわき市	1人	7月24日～7月31日(8日間)	り災証明発行に伴う現地調査、内部事務など

(8) 被災地への派遣職員の健康管理

派遣予定の職員については、事前に健康状態の確認を行い、被災地支援における心身の健康管理について助言するとともに、救急用品等の提供を行っている。派遣終了後は、ストレスケア対策として、カウンセリングを実施している。

➤ 主な活動経過

月日(時分)	活動事項
3月11日(金) 14時46分	東北地方太平洋沖地震発生
3月14日(月)	朝、交通機関の運休等が発生したため、特別休暇の付与等について各課に通知した。(発災後も計画停電等の影響でしばらくの間、運休等が継続したため、継続して通知した。)
3月14日(月)	地域センター等の夜間開館施設の開館時間が18時までとなった。
3月14日(月)	災害対策本部の震災対応のため、他課からローテーションで職員が応援に入る体制がとられた。
3月14日(月)	実施予定だった職員研修「小平の歴史を知ろうー市制50周年に向けてー」を延期した。(6月20日に実施予定)
3月18日(金)	庁内インフォメーションで職員向けに「ストレスコントロールで健康管理」を掲示した。(1回目)
3月19日(土)	地域センター等の市内各施設が全日閉館となった。(3月31日(木)まで)
3月19日(土)	土曜窓口が休止された。(この日のみ)
3月22日(火)	閉館中の公民館、図書館、体育課の3課から、職員の一部を災対健康福祉部の事務に従事させた。(3月31日(木)まで)
3月23日(水)	災害対策本部への応援業務等に係る時間外等勤務の取扱いについて各課宛てに通知した。
4月1日(金)	新入職員の研修を日数を短縮して実施した。(当初5日間実施の予定を3日間に短縮して実施した。)
4月1日(金)	地域センター等の夜間開館施設を含めて、市内各施設の開館時間を17時までとすることで再開された。(4月15日(金)まで)

4月7日(木)	被災地支援のための職員派遣を議題とし、東京都市人事担当課長会議が開催された。(1回目)
4月16日(土)	地域センター等の市内各施設の開館時間が通常どおりに戻った。 (体育施設については5月1日(日)から)
4月20日(水)	被災地支援のための職員派遣を議題とし、東京都市人事担当課長会議が開催された。(2回目)
4月22日(金)	庁内インフォメーションに「ストレスコントロールで健康管理」を掲示した。(2回目)
4月28日(木)	4月28日から7月末までの間に、被災地へ13人の職員を派遣する。(派遣先等は、「(7)被災地への職員の派遣」とおり。)

3-3 労務担当参事関係

(1) 職員の労務管理に関する照会への回答

学童クラブの指導員が学童と共に保育園に宿泊した際の勤務の扱いについて、担当課からの照会に回答した。

災害発生時には、平時とは異なる勤務体制をとる場合があることから、様々な労務管理上の疑義が生じることが想定される。これらに対する的確な回答、指示等を行うためには、日頃から職員（正規職員、嘱託職員及び臨時職員）の勤務条件、関係法令等に精通することが重要である。

▶ 主な活動経過

月日(時分)	活動事項
3月11日(金) 14時46分	東北地方太平洋沖地震発生 (所管事務の地震による被害なし) (所管事務の計画停電による影響なし)
3月16日(水)	児童課から学童クラブ指導員の労務管理上の照会があり、回答した。

3-4 情報システム課関係

(1) 地震発生時の対応

《概要及び評価》

地震後、直ちに職員等の安全確保及びシステム機器類の状態確認等について適切に対応した。

《内容》

※ マシン室内に設置している機器類の稼働状況の確認

運用委託業者に対し機器類の稼働状況の確認を依頼し、問題がないことを確認した。

※ 各フロアの機器類の稼働状況の確認

各フロアの担当者等に対する電話による確認を実施、さらに情報システム課職員による庁内現地見回り確認を実施し、問題がないことを確認した。(出張所等、外部主要施設に対しても問題がないことを確認)

(2) 計画停電実施決定時及び計画停電時の対応

《概要及び評価》

計画停電が決定した段階で、関係者による協議を早期に実施したことにより迅速・適切な対応を行うことができた。

また、計画停電時においても、事前に調整・作成していた対応マニュアルに従って停電時の対応を適切に実施することができた。

《内容》

※ 情報システム課、運用委託業者、ホストコンピューター賃貸借業者、総務課及び庁舎管理委託業者と計画停電実施時における非常用発電設備及びホストコンピューター等機器類の稼働について協議を行った結果、非常用発電設備使用時におけるホストコンピューター等機器類の稼働は現在の機器構成での検証が不十分であるため困難と判断した。

(3) 今後の課題等

今後は、今回の計画停電対応を踏まえ、停電時におけるホストコンピューター等機器類の停止時間の短縮（稼働時間の延伸）、停電後の非常用発電設備使用時の機器類の稼働（ホストコンピューター、ファイルサーバー、グループウェアサーバー、インターネット等の稼働の範囲、非常用発電設備使用時間前後の稼働時間等）についての検討が課題である。

また、電力の需給ひっ迫が懸念される夏季における、停電又は節電時のホストコンピューター等機器類の運用方法、空調を稼働させない場合の各フロア等に設置しているサーバー類の暑さ対策（熱暴走の防止等の対策）についても検討が必要である。

▶ 主な活動経過

月日（時分）	活動事項
3月11日(金) 14時46分	東北地方太平洋沖地震発生
3月11日(金) 14時50分頃	マシン室及び各フロアの機器類が正常か、住民情報オンラインサービスに影響がないか、について、地震発生と同時に確認し、機器類の倒壊やサービスの停止などの問題がないことを確認した。 <確認方法> ・マシン室は運用委託業者に確認を依頼 ・各フロアは電話による確認及び情報システム課職員の見回り確認を実施
3月13日(日) 23時頃	情報システム課、運用委託業者、ホストコンピューター賃貸借業者、総務課及び庁舎管理委託業者と計画停電実施時における非常用発電設備及びホストコンピューター等機器類の稼働について協議を行った。 その結果、非常用発電設備使用時におけるホストコンピューター等機器類の稼働は困難と判断した。
3月14日(月) 11時10分 12時25分 13時20分 21時30分	ホストコンピューター機器類シャットダウン開始 第3グループ停電回避決定 ⇒ホストコンピューター再起動開始 ホストコンピューター(住民情報オンライン)起動 ⇒全庁放送にて市民に周知 ⇒各課へ電話で復旧連絡 ⇒証明書自動交付機は市民課で対応 翌日の第3グループの停電が6:20～9:20と判明 ※ 停電実施時の対応について、運用委託業者と協議した結果、もともと徹夜対応であったため、徹夜明けの5:20からシャットダウンすることとした。
3月15日(火) 05時20分 06時33分 07時45分 08時05分	機器類シャットダウン開始 防災安全課から小平市は停電しない旨連絡あり ⇒ホストコンピューター再起動開始 ホストコンピューター(住民情報オンライン)起動 戸籍、住基ネット、証明書自動交付機起動 ※ 翌日の対応、3月18日(金)までの東電予定表に基づく対応、土・日及び停電パターンごとの今後の対応について、市・運用委託業者・ホストコンピューター賃貸借業者と協議を行い、今後の停電時の市の対応のパターン化について検討することにした。

3月16日(水)	16時45分 17時55分 18時15分 18時45分 20時44分 22時00分	ホストコンピューター等機器類シャットダウン開始 ホストコンピューターシャットダウン完了 その他サーバー機器類シャットダウン完了 停電開始 停電終了 ⇒ホストコンピューター機器類再起動開始 ホストコンピューター起動 ⇒夜間バッチ処理開始
3月17日(木)	13時40分 15時00分 15時15分 15時51分 18時30分 19時20分	ホストコンピューター等機器類シャットダウン開始 ホストコンピューターシャットダウン完了 その他サーバー機器類シャットダウン完了 停電開始 停電終了 ⇒ホストコンピューター機器類再起動開始 ホストコンピューター起動 ⇒夜間バッチ処理開始
3月18日(金)	10時40分 11時50分 12時20分 12時41分 15時23分 16時18分 19時00分	ホストコンピューター等機器類シャットダウン開始 ホストコンピューターシャットダウン完了 その他サーバー機器類シャットダウン完了 停電開始 停電終了 ⇒ホストコンピューター機器類再起動開始 ホストコンピューター(住民情報オンライン)起動 オンラインを19:00まで延長(通常は～17:45)
3月19日(土)		3月18日(金)夕方に停電回避の連絡あり(通常どおりの運用)
3月20日(日)		3月19日(土)夕方に停電回避の連絡あり(通常どおりの運用)
3月21日(月・祝)		3月21日(月・祝)11:50に停電回避の連絡あり(通常どおりの運用)
3月22日(火)	13時40分 14時50分 15時07分 15時40分 18時33分 19時25分	ホストコンピューター等機器類シャットダウン開始 ホストコンピューターシャットダウン完了 その他サーバー機器類シャットダウン完了 停電開始 停電終了 ⇒ホストコンピューター機器類再起動開始 ホストコンピューター起動 ⇒夜間バッチ処理開始
3月23日(水)～4月7日(木)	16日間	概ね前日から当日の午前中までに、停電回避の連絡あり(通常どおりの運用)
4月8日(金)	13時30分	当面計画停電を実施しない旨、連絡あり ※ 以降、通常どおりの運用を実施

3-5 検査課関係

(1) 検査対応

市内のガソリンスタンド周辺が、燃料を求める車で大渋滞となったため、3月22日(火)～31日(木)までの完了検査は自転車を使用して実施した。

▶ 主な活動経過

月日(時分)	活動事項
3月11日(金) 14時46分頃	東北地方太平洋沖地震発生
3月16日(水)～22日(火)の計画停電実施日	計画停電が始まり、市民からの問い合わせが防災安全課、総務課に殺到したが、それでも対応しきれない電話を検査課にも入り対応した。
3月26日(土) 09時～13時	計画停電による市民からの電話対応のため、応援職員を1人派遣。

4 財務部（災対財務部）

4-1 財政課関係

(1) 緊急対応に対する予算措置

財政課では、各課からの合議文書の中から震災に起因し予算へ影響が生じているものを抜き出し、震災による影響額を集計できるようにした。ただし、財政課へ合議をしないまま既定予算内で執行しているケースもあり、全体の影響額を把握するためには改めて調査を行う必要がある。

各課から提出された対応施策については、緊急性の高いものと6月補正を待てるものに整理したうえで、前者については既定予算又は予備費により執行し、それ以外のものについては6月補正予算で対応するようにした。

(2) 災害救助法に係る事務

災害救助法の適用申請に関する事務は財政課が担当することになっているが、東京都からの関係通知が防災安全課へ入ってきていたこともあり、庁内での情報共有がうまくいかず、国等の動向及び必要な事務手続きに関する状況把握が遅れる面があった。情報共有のための財政課及び防災安全課の連絡体制の検討が必要である。

なお、災害救助法に係る求償については、東京都からの通知等に基づき、6月末現在、事務手続きを進行中である。

▶ 主な活動経過

月日（時分）	活動事項
3月11日（金） 14時46分	東北地方太平洋沖地震発生
3月30日（水）	東京都から調査依頼のあった被災地支援事業（地方単独）へ回答 →この回答に基づき4月8日（金）に交付あり
4月4日（月）	6月補正予算に向けて政策課、環境保全課と事前調整を行い、震災対応施策に関する庁内調査を実施
4月4日（月）	議会会派から提出された要望内容をとりまとめ庁内へ周知
4月6日（水）	庶務担当課長会議で6月補正予算要求に関して周知
4月27日（水）	震災対応策等を盛り込んだ6月補正予算を市長へ提出
6月29日（水）	市議会6月定例会にて補正予算可決

4-2 税務課関係

(1) 発災直後の窓口対応

地震中、地震直後については、税務課職員が窓口の市民及び市・都民税申告会場内の市民に対して、「落ち着いてください。あわてて外に出ないようにしてください。」等の注意喚起を行ったが、特段の混乱はみられなかった。

(2) り災証明の発行

小平市地域防災計画に基づき、被害を受けた家屋について、所有者・使用者よりり災証明申請書の提出を受け、現場調査及び聴き取りを実施した。

調査の方法、被害の程度の認定については、「災害にかかる住家の被害認定基準運用指針 平成21年

6月「内閣府」に基づいて判定した。

り災証明書の書式については、小平市地域防災計画に掲載されているものを使用したが、り災状況の建物程度の表記については、「災害にかかる住家の被害認定基準運用指針 平成21年6月 内閣府」の表記に合わせた。

【6月末までのり災証明の発行件数】

	所在地	構造	種類	程度
1	津田町1丁目	木造	住家	半壊に至らない(基礎のモルタル剥離、外壁ひび割れ)
2	小川町1丁目	木造	住家	半壊に至らない(棟瓦の破損、ずれ)
3	小川町1丁目	木造	住家	半壊に至らない(棟瓦のずれ)
4	津田町3丁目	木造	住家	半壊に至らない(外壁・基礎のひび割れ)
5	津田町1丁目	木造	住家	半壊に至らない(棟瓦のずれ)
6	小川町1丁目	木造	住家	半壊に至らない(瓦の破損、ずれ、外壁ひび)
7	学園東町3丁目	非木造	店舗	半壊に至らない(内部仕上げ、建具の損傷)
8	学園西町2丁目	木造	住家	半壊に至らない(棟瓦のずれ)
9	御幸町	非木造	事務所	半壊に至らない(天井の歪み)
10	上水南町3丁目	木造	住家	半壊に至らない(内壁、天井、外壁、基礎のひび割れ)
11	鈴木町2丁目	木造	住家	半壊に至らない(外壁のひび割れ)
12	小川町1丁目	木造	住家	半壊に至らない(外壁、基礎、内壁のひび割れ)
13	鈴木町2丁目	木造	住家	半壊に至らない(屋根瓦のずれ)

(3) 計画停電中の対応

計画停電実施に伴い住民情報オンラインが停止したため、課税証明等の証明書は、一旦窓口で受付後オンラインが回復し次第、証明を作成し、郵送する対応とした。窓口においては、「なぜ停電実施の1時間前にオンラインが停止するのか？」という質問が多数あったが、市民の理解が得られるように事情をよく説明したため、特段の混乱はなかった。

住宅用家屋証明書並びに原動機付自転車の標識交付証明書及び廃車申告受付書は、市庁舎2階青少年男女平等課のコピー機が停電中も非常用発電設備の電力供給により稼働しているため、白紙の様式を準備した上で、手書きで証明を作成し、改ざん防止用紙に複写、公印を押印することにより即日証明書を発行することができた。

市民税・都民税申告書及び確定申告の相談の受付は、前年度の状況をオンライン画面で確認できないなどの不都合があったが、計画停電中も継続して行った。

【郵送・手書きによる証明発行の実績】

	課税(非課税) 証明書		固定資産関係 証明書		軽自動車税 関係証明書		住宅用 家屋証明書		合計	
	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数
3月14日(月)	8	8	—	—	—	—	—	—	8	8
3月15日(火)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3月16日(水)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3月17日(木)	3	4	1	8	7	7	—	—	11	19
3月18日(金)	11	12	3	8	5	5	1	1	20	26
3月19日(土)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3月22日(火)	4	6	2	8	2	2	1	1	9	17
合計	26	30	6	24	14	14	2	2	48	70

(4) 被災納税者に対する市税の納期延長等の告示

地震による被災納税者に対して、小平市税条例第10条の2第1項の規定に基づき、別に告示に定める期日まで納期限等の延長を行った。(指定地域：青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県)また、市ホームページの掲載は、3月28日(月)に行った。国及び都からの情報提供を受けつつ速やかに事務処理を行った結果、多摩地域では最も早く告示を行うことができた。(平成23年3月25日(金) 小平市告示第42号)

なお、国税は3月15日(火)、都税は3月24日(木)に同様の告示を行っている。

(5) 被災納税者に対する現状把握

地震による被災納税者に対して、現状把握のため、納税通知書に替えて、市税の納期限等の延長について及び電話で連絡をお願いする旨のお知らせを送付する。

なお、お知らせには連絡表を同封し、郵送が可能であれば記入のうえ返送してもらうこととする。

(6) 手数料の免除

小平市手数料条例第3条第1項第4号及び小平市手数料条例施行規則第3条第1項第1号に基づき、災害救助法が適用された区域内における被災者に対して、発災時から当分の間、手数料の免除を行うこととした。

【手数料免除の実績(すべて郵便による申請)】証明種類別

受付日	課税証明		固定資産関係証明	
	人数	件数	人数	件数
4月7日	1	1		
4月8日	1	1		
4月13日	2	2		
4月14日	3	3		
4月28日	2	3		
5月12日	1	1		
5月13日	2	2		
5月23日	1	1		
6月2日	1	1		
6月3日	1	2		
6月24日	2	2		
6月27日	1	1		
合計	18	20	0	0

県別

県別	
青森県	1
岩手県	2
宮城県	8
茨城県	8
福島県	1
合計	20

(7) 個人市民税の給与からの特別徴収

平成23年3月25日付小平市告示第42号及び「平成23年東北地方太平洋沖地震による被災者に対する地方税の減免措置等の取り扱いについて」(平成23年3月28日総税企第36号)に基づき、被災した納税義務者に対する個人市民税の給与からの特別徴収について、特別徴収義務者に対して、当該納期限の延長に係る給与からの特別徴収については、当面、実施する必要がない旨の通知及び納税義務者における手続きに関する書類、並びに当初の納期限内に納付ができない場合は連絡をお願いする旨の通知を送付した。

【3月31日(木)送付分】

*被災地に所在する納税義務者の特別徴収義務者に対して送付(宮城県と福島県に1名ずつ対象者がいる特別徴収義務者が1事業所あるため、それぞれカウントする。)

被災納税義務者の所在地	特別徴収義務者数
青 森 県	1
岩 手 県	2
宮 城 県	21
福 島 県	4
茨 城 県	20
合 計	48

【4月4日(月)送付分】

*被災地に所在する特別徴収義務者に対して送付

被災納税義務者の所在地	特別徴収義務者数
青 森 県	10
岩 手 県	6
宮 城 県	27
福 島 県	20
茨 城 県	50
合 計	113

▶ 主な活動経過

月日(時分)	活動事項
3月11日(金) 14時46分	東北地方太平洋沖地震発生
3月11日(金) 14時50分頃	税務課窓口、市民税・都民税申告会場(201会議室)内の市民に対して、「落ち着いて下さい。あわてて外に出ないでください。」等の注意喚起を行う。
3月16日(水)	計画停電実施に伴いオンライン停止。停電中に受付をした証明書は、郵送での対応を行う。以降3月17日(木)、18日(金)及び22日に実施。
3月17日(木)	津田町の家屋所有者より防災安全課に連絡があり、地震により建物にひび等ができ、り災証明を発行してほしい旨問い合わせがあった。翌日18日に現場調査を実施し、住家被害認定をして、り災証明を発行した。その後4月末までに計9件のり災証明を発行した。
3月25日(金) 16時30分頃	当該地震による被災納税者に対して、市税の申告、申請、請求、その他書類の提出(不服申立てに関するものを除く。)又は納付若しくは納入に関する期限の延長の告示を行う。
3月28日(月) 15時20分頃	3月25日(金)に行った告示の内容を市ホームページに掲載(くらしのガイド「税金」及び緊急ホームページ)。
3月31日(木)	個人市民税の特別徴収義務者に対して、被災納税者に係る給与からの特別徴収は、当面、実施する必要がない旨の通知及び手続きに関する書類を送付した。対象:48事業所
4月1日(金)	当該地震による被災納税者の現状把握のため、納税通知書に替えてお知らせを送ることとする。
4月1日(金)	災害救助法が適用された区域内における被災者に対する手数料の免除を行うこととする。
4月4日(月)	被災地に所在する個人市民税の特別徴収義務者に対して、特別徴収した税額の納付については、納期限を延長していること、通常の納期限内に納付ができない場合は、連絡をお願いする旨の通知を送付。(対象:113事業所)

4-3 収納課関係

(1) 徴収猶予

被災地の納税者に対しては市税について徴収猶予できるとされている。そこで、市税の納付が困難な被災者については、納税に関する相談を促す内容の記事をホームページにアップした。

(2) 督促状

3月22日(火)発送の督促状(固定・都市計、国保、法市)について、被災地への発送を先送りした。しかし、督促状はその後の差押えの要件となるため、いずれかの時点で発送する必要がある。平成23年度の納税通知書発送等の状況を見ながら判断することとする。

(3) 差押警告書

3月31日(木)に発送した差押警告書で、千葉県については「被災された方へご連絡ください」の旨のペーパーを同封した。

(4) 帰宅困難

収納課では4名が帰宅困難となり、その内1名は近隣の友人宅に宿泊、3名は庁舎6階に宿泊した。

(5) 登庁困難

翌週の月曜日は、2名が登庁困難となった。

(6) 計画停電の影響

計画停電の実施予定にあわせて、オンライン及びサーバーを落としたことにより、通常業務が滞った。また、納税証明の発行に支障が出るなどの影響があった。

(7) 土曜窓口開庁・中止の判断

いったんは3月19日、26日の土曜窓口を中止する決定をしたものの、その後26日は開庁することとなった。そのため、市民への周知が行き届かなかった。

また、当初の中止の判断に基づき、25日の夜間納税窓口を中止したが、結果として翌日の土曜窓口は開庁することになり、収納課にとっても影響が出た。

(8) 応援職員

3月14日(月)から4月11日(月)までの間に延べ8人を防災安全課に応援職員として派遣した。

ただし、災対財務部として派遣した者と庁舎2階職員として派遣した者がおり、一貫性がなかったことや派遣要請の基準・派遣要請元等があいまいな点が多かった。

➤ 主な活動経過

月日(時分)	活動事項
3月11日(金) 14時46分	東北地方太平洋沖地震発生
3月11日(金) 14時48分	自動電話催告(シルバー委託)を中断
3月11日(金) 15時30分頃	当日の自動電話催告(20時までの予定)の中止を決定
3月12日(土)	土曜窓口(通常どおり開庁)
3月14日(月) 午前中	当日の自動電話催告(13時から20時までの予定)の中止を決定
〃	3月中の訪問調査員(シルバー委託)について中止を決定(15日から25日までの予定)
3月14日(月)	計画停電時における納税証明の発行について、オンライン停止に伴い一部発行できない場合があり、後日郵送等に対応することとした。 その旨の案内を掲示した。
3月14日(月)～18日(金)	この間、原則としてすべての催告、差押えを行わないこととした
3月18日(金)	3月中の土曜窓口中止の決定を受けて、3月25日(金)実施予定の夜間納税窓口の中止を決定。 市ホームページに関係記事掲載。
3月22日(火)	督促状(固定・都市計、国保、法市)について、被災地への発送を先送りした。
3月22日(火)以降	督促、催告、差押え及び差押財産の取立ての業務については、被災地域を除き再開
3月25日(金)	夜間納税窓口を開設せず。正面玄関、職員通用口に中止の旨の張り紙を掲示した(保安要員として、1名を残した)
3月28日(月)	被災者に対する税の徴収猶予について、市ホームページに掲載(税務課でアップ)した
3月31日(木)	差押警告書について、被災5県を除き発送。

4-4 契約管財課関係

(1) 緊急な契約

3月14日(月)に掲示板で、随意契約ガイドライン7(緊急な契約が必要なとき)に基づき、随意契約を基本的に認める旨の周知を行う。

各課より連絡が入った場合の対応は以下のとおりである。

① 緊急な契約を行う場合

- ・ 課において1者見積もりで契約が可能である旨を伝える。
- ・ ただし、地震との因果関係を明確にする。また、予定価格が高額になるものは(200万円~300万円)別途調整する。
- ・ 事後に契約管財課に合議で報告をもらう。

② 工期・納期を延長する必要がある場合

- ・ 約款に基づき延長の処理を行う。

工事(第19条)、委託(第10条)、物品(第8条)、賃貸借(第9条)

工期・納期末までに委託業者等より、期間延長の届出をもらう。届出には、理由(地震との因果関係を明確にする。)、及び工期末又は納期予定の記載をする。

- ・ 年度をまたがる場合は、繰越処理が必要となる。3月下旬頃、契約管財課・財政課で各課に調査をかける。

【評価】早期に対応を行ったが、各担当課への理解、周知が徹底されていない面があり、契約変更手続きの遅れが散見された。今後は、研修会又は緊急時のマニュアルを作成する等の対応をしていきたい。

(2) 契約変更が必要な案件の調査

3月23日(水)各課宛に、施設閉館等に伴う契約変更が必要な案件の調査を行う。なお、繰越処理が必要となる場合があるため、財政課との連名とした。

【評価】契約変更案件の把握、及び契約変更手続きの指示を、的確に行えた。

(3) 発注の前倒し

4月15日(金)各課宛に、建築資材及び紙類等の不足、又配送等の遅延により、契約の履行期間が例年より必要となっていることから、発注の前倒しについて通知を行う。併せて、検査及び支払手続きの迅速化に努めていただくよう依頼する。

【評価】発注の前倒し及び支払い等の迅速化について、的確に指示を行えた。今後、定期的な周知及びこれらが実行されているかの検証を行う必要がある。

(4) 初動態勢(用地管財係)

震災後、直ちに課内の状況を把握し、また即時に防災安全課へ異状なしの報告をした。具体的な点検事項は、パソコンの起動状況・キャビネット・書庫・備品の破損可否等である。

職員は、当局から震災に関する情報や指示があるので職場で待機をする。17時00分頃、緊急初動要員等の職員以外は家族の安否を確認するため帰宅することが許可された。

(5) 用地業務のお客様対応

3月14日(月)にお客様と事前に約束をしていたので会談する。3月31日(木)までに更地引き渡しを

行う約束で解体工事を継続することを確認する。その後、ガソリン補給が課題であったが、約束の期日までに更地を確認できた。

3月15日(火)16時00分頃にお客様と事前に約束していたので会談する。お客様は、震災の影響を受けていないので、契約の話し合いを継続することを了承した。その後、震災応急業務等を優先するも通常業務を継続した。

(6) 普通財産等の管理地

3月14日(月)に市内の普通財産の管理地を自転車で確認するも異状なし。その後、外出するときは普通財産の管理地に寄るように心掛ける。3月11日(金)以降に市民からの普通財産管理に関する問い合わせは0件であった。

(7) 震災応急業務等(用地管財係)

3月21日(月・祝)に職員1名が防災安全課休日応援業務に従事する。3月26日(土)に同じく職員1名が防災安全課休日応援業務に従事する。

当局からの情報が、3月11日(金)15時00分頃から頻繁に入るようになり、課内職員全員へ可及的速やかに伝達する。また、当局からの依頼や調査などを優先して回答する。計画停電により電算機器が使用不能になるので、計画停電予定表を各職員に用紙で配付した。

▶ 主な活動経過

月日(時分)	活動事項
3月11日(金) 14時46分	東北地方太平洋沖地震発生
3月11日(金) 15時00分頃	契約管財課の状況を防災安全課へ報告する(異常なし)
3月11日(金) 17時15分まで	職場待機するも特別の参集指示なし
3月14日(月) 08時30分～	応急業務等を優先するも通常業務を継続する
3月14日(月) 10時00分頃	用地業務のお客様宅に訪問するも影響なし
3月14日(月) 13時00分～	普通財産等の管理地を随時に確認するも影響なし
3月14日(月)	地震に伴う緊急契約について、掲示版による各課への周知
3月21日(月・祝) 14時00分～	職員1名が防災安全課休日応援業務に従事する
3月23日(水)	地震に伴い契約変更が必要な案件の各課への調査
3月26日(土) 17時15分～	職員1名が防災安全課休日応援業務に従事する
4月15日(金)	発注の前倒しについて、各課への依頼

5 市民生活部(災対市民生活部)

(1) 地域センター、元気村おがわ東(貸出施設)の閉鎖

3月14日(月)から3月18日(金)までの間、地域センター、元気村おがわ東を夜間閉鎖。

3月19日(土)から3月31日(木)まで閉鎖。ただし、学園西町地域センターについては、国際交流協会があるため、同協会のみ開館した。

4月1日(金)から4月15日(金)までは、9時から17時まで開館(夜間は閉鎖)

4月16日(土)から通常開館

(2) 小平市民活動支援センターあすぴあ

3月15日(火)から3月31日(木)まで、夜間を閉鎖。

(3) 元気村おがわ東での救援物資受付

3月20日(日)から3月27日(日)まで受付(10時から16時まで)
受付件数: 599件、物資総数: 458箱、ボランティア: 延べ69人

(4) 石巻市への生鮮野菜の支援

4月16日(土)に石巻市河南総合支所へ産業振興課職員2名により搬送した。搬送した救援物資は、(有)東京ドリームから無償提供を受けたリーフレタス約80kg、フリルアイス約30kg(約1,500人分)である。



生鮮野菜の受け渡し
(石巻市河南総合支所)

(5) 文化振興財団の運営関係

市民文化会館(ルネこだいら)は、3月16日(水)から3月31日(木)まで、一部業務を残し休館。4月1日(金)から通常会館。小平ふるさと村は、計画停電の実施時間帯の前後(3月17日(木)は15時から16時、3月18日(金)は12時から16時)に臨時閉園した。

(6) 被災地からの転入関係

4月12日付けで東京都総務局行政部長より通知あり。

「東日本大震災等に伴い避難した住民の所在地等に係る情報を所在地の地方公共団体が把握するための関係地方公共団体の協力について」

総務省が取り組む「全国避難者情報システム」の構築のため、東日本大震災等により、小平市に避難されている方の所在地等の情報提供を受け付け、提供していただいた情報は、東京都を通じて、避難前にお住まいの県・市町村に送られ、今後の見舞金等の各種給付の連絡、税や保険料の減免・猶予・期限延長等の通知などに利用される。

4月25日(月)から受付を開始し、本件により提供を受けた情報によると、6月末現在で29世帯61名が、被災地から小平市に避難されている。

➤ 主な活動経過

月日(時分)	活動事項
3月11日(金) 14時46分	東北地方太平洋沖地震発生
3月11日(金) 地震発生後	地震発生後、各地域センターへ被害の状況の確認を行う。 翌日までに、各地域センターから被害なしの連絡あり。
3月14日(月)	3月14日(月)から3月18日(金)までの間、地域センター、元気村おがわ東を夜間閉館。 3月15日(火)から3月末日までの間、市民活動支援センターあすびあを、夜間を閉館とする。
3月16日(水)	3月末までの間、市民文化会館(ルネこだいら)を、一部業務を残し閉館
3月17日(木)	小平ふるさと村を15時から16時まで閉園
3月18日(金)	小平ふるさと村を12時から16時まで閉園
3月19日(土)	3月末日までの間、地域センター、元気村おがわ東(貸出施設)を閉館。ただし、学園西町地域センターについては、国際交流協会があるため、協会のみ開館。
3月20日(日)	小平元気村おがわ東にて救援物資の受付(~27日)
4月1日(金)	地域センター、元気村おがわ東を9時から17時まで開館(夜間は閉館)
4月16日(土) 05時00分	市職員が宮城県石巻市へ救援物資(生鮮野菜)の搬送に出発。(同日13時頃に石巻市へ到着。現地視察の後、同日23時30分帰庁。)
4月16日(土)	地域センター、元気村おがわ東を通常開館
4月25日(月)	小平市に避難されている方の所在地等の情報提供の受付開始

6 次世代育成部（災対次世代育成部）

(1) 発災時の対応

学童クラブでは、小平市地域防災計画に基づき、学校長の指揮・監督下に入り指示に従った。

児童館では、利用者及び地域センター職員と共に屋外に一時避難の後、建物内の安全を確認の上、館内に戻った。その後、不安を訴えて館内での滞在を希望する中学生以外は早めに帰宅させた。

子ども家庭支援センター・青少年センターでは、小平元気村おがわ東の職員の指示に従い、屋外広場に一時避難の後、安全確認の上、施設内に戻り早めの帰宅を促した。保育園では園庭に一時避難した後、施設内の安全を確認の上、園舎内に戻った。

各施設の避難は、迅速に落ち着いて行われたと評価する。その後の、庁内の職員によるけが人・被害状況の把握についても、各担当により迅速に行われた。

(2) 帰宅困難者の児童の対応

学童クラブでは、災害時優先電話にて保護者と連絡をとり、帰宅あるいはお迎えまでの保育を行った。最終引き渡しは21時30分、また学童1人が指導員と共に保育園に宿泊した。

市立保育園では、最終引き渡しは午前3時。私立保育園では、最終引き渡しは午前9時、また園児1人が園長宅に宿泊した。認証保育所では、最終引き渡しは午前8時30分。認定家庭福祉員では、最終引き渡しは午前0時。幼稚園では、最終引き渡しは午前1時30分。全ての保育施設において、深夜あるいは翌日までの確に対応がなされた。

また、庁内の職員による情報収集、毛布の配備等も夜間までの確に対応された。

なお、一部の学童クラブでは、保護者と連絡がとれないうちに、集団下校の際に学童が兄弟と共に帰宅し、これが保護者の意図と異なっていたという例もあったことから、今後さらなる徹底を図ることとした。

(3) 計画停電への対応

給食等に大きな影響を及ぼす市立保育園・私立保育園・認証保育所・認定家庭福祉員・幼稚園宛てに、保育課からFAXにて逐次情報提供を行い、各保育施設では落ち着いた対応が図られた。

また、給食の変更、計画停電が長期化した場合の対応について、3月15日(火)付けにて保護者への協力依頼文書（通常どおり保育を行うものの、停電の状況、食材の確保状況等により給食の献立を変更する可能性があること。長期化も予想されることから、都合のつく場合は家庭での保育や早い時間での迎えをお願いすること。）を発出した。

市立保育園では、乳製品・わかめ等の納入が困難となり、給食の献立を一部変更した。

夜間の保育、園庭における足元の確保等のため、市立保育園・私立保育園にはランタンを配備した。

なお、学童クラブからの帰宅時が停電と重なる場合、信号が消えており注意が必要なため、4月1日(金)付けにて保護者への協力依頼文書（降所時に停電している場合は、指導員から保護者あてに電話をし、18時までの迎えをお願いすること等。）を発出した。

(4) 節電対策

節電対策の全市的な対応として、児童館・青少年センター・男女共同参画センターの一時休館、広場事業の休止を行った。なお、子ども家庭支援センター、子育て・女性相談室については、相談業務を行っているため継続することとした。

おおむね市民の皆さんの理解を得られたと考えるが、もっと早く閉鎖すべきとの意見と、親子の居場所の確保は必要との、両面からのご意見が寄せられた。

また、休館により手の空いた嘱託職員は、救援物資の受入れ作業等に従事した。

(5) 放射能関連

一部の浄水場において、乳児による水道水の摂取制限がなされたことに伴い、保育園への問い合わせが寄せられた。市としては、保護者の心配を増幅することのないよう、正確な情報に基づき言葉に留意しながら説明することに務めた。

園庭等の屋外での活動についても同様の対応とした。

その後、東京都による放射線測定が実施されたため、各保育施設等に対して情報提供を行った。

今後、市における測定も予定されているため、同様に情報提供に努めていく。

(6) 災害対策本部への応援職員

各課長の積極的な対応により、順番を決めて実施され、職員も速やかに応じた。本部における問い合わせ等の電話対応を行うことで、市民の皆さんの不安や意見・要望を直接耳にし、良い経験になったと思われる。

計画停電の実施による混乱が多く見られたが、今後、地震発生による停電・電話の不通・断水等が重なって突然起きた際の、市民の皆さんの混乱は想像を絶すると予測される。どのような手段で情報伝達を行うか、市民一人ひとりに周知を図るとともに、落ち着いて行動するよう心構えをしていただく必要がある。

(7) 被災地への支援

市職員による衣類等の物資の提供（岩手県釜石市職員への救援物資）について、休日の連絡網であったため、保育園の保育士も含めて多くの物資の提供が即座になされた。その際、女性向けの物資について、保育士が作業の手伝いを申し出たとの報告を受けており、その必要性を再認識するとともに保育士の行動を評価する。

また、保育士の派遣の可能性があるという情報に対して、事前調査により5人の保育士が手をあげた。結果として派遣には至らなかったものの、その意欲を評価する。

さらに、次世代育成部への職員の派遣要請は、かなり緊急であったにもかかわらず、各課長の積極的な対応とチームワークにより、速やかに人選、派遣が行われた行動力を評価する。

(8) 被災地の児童の受入れ

学童クラブへの入会について、状況把握を行い速やかに1人を入会させた。

保育の希望についても、状況把握を行い地域・保育時間等の要望を伺った上で、幼稚園・私立保育園の協力を得て、臨機応変な対応を行った。

(9) 総括

庁内の職員をはじめ、関連する市立及び私立の各施設において、正規職員・嘱託職員・臨時職員、指定管理者の職員等を含めて、適時に的確な対応が図られ、自主的かつ積極的な活動が行われたと評価する。

しかしながら、今回は庁内の職員及び各施設の職員体制が整っている時間帯であったことから、土曜日、早朝や遅い時間帯、お昼寝の時間帯など、施設ごとに様々な状況を想定して、より詳細な検証とマニュアルの見直しにとりかかっている。

また、小・中学生が利用する施設について、今回は早めの帰宅を促したことで問題はなかったが、今後

は保護者の帰宅困難を想定した配慮等も含めて見直しを進めている。

(10) その他（夏期の電力需給対策の実施に伴う特別休日保育）

電力需給対策として、保護者の勤務先において就業時間の変更等が行われることにより、日曜日における保育が必要となる児童を対象とする。

- ・ 保育園：市立保育園 2 園（大沼保育園及び上水南保育園）
- ・ 学童クラブ：花小金井南児童館、小川町二丁目児童館及び十三小学童クラブ第一

➤ 主な活動経過

月日（時分）	活動事項
3月11日（金） 14時46分	東北地方太平洋沖地震発生
3月11日（金） 15時00分	関連する各施設のけが人・被害状況を確認
3月11日（金） 18時00分	関連する各施設の避難対応、その後の状況を確認
3月11日（金） 21時00分～23時00分	市立保育園・私立保育園・学童クラブの残留児童の状況を調査し、保護者の帰宅が困難な状況の保育園に毛布を配備
3月12日（土）・13日（日）	通常保育（給食）・通常開館 （子ども家庭支援センターは行事中止・広場閉鎖）
3月14日（月）	小学校の休校に伴い学童クラブは休み（指導員は出勤）
3月14日（月） 10時00分頃	11日（又は12日）の園児・学童の最終引き渡し時刻、14日（月）の園児の出席状況、職員の出勤状況等を確認
3月15日（火）	計画停電に伴う、各保育施設の保護者宛て文書を発出 計画停電及び食材納入困難による献立変更の対応
3月16日（水） 午後	計画停電実施に備え、市立保育園・私立保育園にランタンを配備
3月17日（木） 10時00分頃	計画停電が実施された16日の保育園の状況を確認（児童数・対応・影響等）
3月19日（土）	節電対策のため、施設の一部を休館
4月1日（金）	施設を17時まで開館・開設
4月1日（金）	計画停電に伴う、学童クラブの対応について保護者宛て文書を発出
4月16日（土）	通常開館

7 健康福祉部（災対健康福祉部）

7-1 義援金（社会福祉協議会連携）関係

【義援金の受付】

- 受付日程：3月15日～9月30日予定で継続中
- 受付：市社会福祉協議会事務局（直接持込みの場合）
- 募金箱：市庁舎受付、東西市民センター、福祉会館、健康センター、健康福祉事務センター等～その他協力団体、機関、企業等に随時依頼設置
- 募金活動：FC東京・社会福祉協議会と連携し、庁舎玄関セレモニー及び駅頭・街頭募金活動実施（3月25日（金）・募金総額574,669円）をはじめ各種イベント等で随時活動実施

(1) 震災等に伴う義援金の受付

市では、これまで主に日本赤十字社ルートで実施してきたが、今回は、都市長会の呼びかけもあり、募金の規模の大きさや統一性等の観点から、市社会福祉協議会の申出を受けて社会福祉協議会を窓口、市と協働の形で、中央（赤い羽根）共同募金会ルートで主に業務を実施した。

当初から市民の関心が高く、開始直後は受付や集約に社会福祉協議会職員の負担は大きかったが、途中で教育部職員の応援を得るなどにより、円滑な対応ができた。

(2) 募金イベントの実施

サッカーJリーグのFC東京から、出資6自治体（三鷹・府中・調布・小平・西東京・小金井）で同一日程・同一内容（駅頭中心）での実施提案があり、メインイベント的な事業として実施できたため、効率的で効果的な対応ができたといえる。

中心駅のない本市では、市庁舎でのセレモニー後と、学園坂商店街、一橋学園駅前での募金活動の三本立てで臨み、当日は寒風が強い悪天候で、監督（セレモニーの前に市長と懇談も）のほか、3選手やスタッフには気の毒な状況だったが快く対応していただき、募金額も共同実施した社会福祉協議会の募金額と併せると他会場の平均額を上回ることができた。

実施直前でのPRや悪天候で、セレモニー参加者や駅前等での人の集まりに不安はあったが、FC東京の熱心なファンの存在を改めて認識できた。

(3) 都市長会での目標額設定（市民一人当たり200円で総額8億円）

今回の災害が未曾有のものであることなどを鑑みてのことで、これまでの災害等で行われた例はなく、目標額設定にはいろいろな考え方もあったが、各市とも様々な施設に募金箱を設置したり、募金活動を行ったりして、市民に積極的に呼びかけやすい環境ができたため、各方面で募金活動に取り組みやすくなったものと推察できる。

(4) 募金箱の設置

依頼を行う中で、民間団体や企業等はそれぞれのルートで義援金募金活動を行っているところも多くあり、インターネットや各メディア等でも募金活動を促す中で、市としては、市民個人のほか、市内の自治会や商店会、学校など、地域の方々からの受け皿としての募金活動を、今後、大事にしていくべきだと認識した。

<募金実績（6月末現在）>

市社会福祉協議会（中央共同募金会）	28,690,886円
<u>他の方法によるもの(赤十字社等)</u>	<u>33,010,839円</u>
合計	61,701,725円

- ・5月11日(水)には、小平商工会から約2,677,374円の募金が寄せられた。
- ・市庁舎、東西出張所、健康福祉事務センター、福社会館、動く市役所への募金箱の設置は9月30日(金)まで延長し、引き続き募金状況の把握に努めることとしている。

<東北関東大震災に係る募金箱設置場所等一覧>

No.	設置場所		回収方法	設置数
1	公共施設	市役所(秘書広報課、防災安全課、総合受付、2,4,5,7各階、食堂)	適宜	8
2		東部・西部出張所	〃	2
3		健康福祉事務センター	〃	1
4		健康センター(選挙管理委員会含む)	〃	2
5		福祉会館(社会福祉協議会含む)	〃	2
6	福祉施設	地域包括支援センター(けやきの郷、多摩済生ケアセンター)	一括	2
7		介護保険施設(やすらぎの園、小川ホーム、まりも園、多摩済生園、小平健成苑、さくら野杜)	〃	6
8		有料老人ホーム(ライフコミュニティー橋、アミーユレジデンス新小平、Sアミーユ小平仲町)	〃	3
9		障害者施設(澄水園、小平福祉園)	〃	2
10	公共機関	郵便局(小平郵便局、たかの台駅前、小平喜平、一橋学園駅前、小平駅前、花小金井駅前 各局)	〃	6
11		小平・村山・大和衛生組合	〃	1
12	医療機関	公立昭和病院、南台病院、多摩済生病院、緑成会病院、小平中央リハビリセンター病院、国立精神・神経センター病院	〃	6
13	その他	動く市役所	適宜	1
14		小平元気村おがわ東	一括	1
15		市民活動支援センターあすびあ	適宜	1
16		平櫛田中彫刻美術館	〃	1
17		ルネこだいら	〃	1
18		小平ふるさと村	適宜	1
19		花小金井武道館	〃	1
20		国際交流協会	〃	1
21		市民総合体育館	〃	1
22		上水テニスコート	〃	1
23		援助物資受付会場(庁舎、小平元気村おがわ東、市民総合体育館)	〃	3
24	民間企業	〃	1	
合計				55

*ほか、独自に募金箱設置活動等を実施している機関・事業所等へは、募金実績額の情報提供を依頼した。

▶ 主な活動経過

月日(時分)	活動事項
3月11日(金) 14時46分	東北地方太平洋沖地震発生
3月14日(月)	・市長会から義援金の対応方針が示される(市長会として8億円目標) ・義援金について、社会福祉協議会から協力の打診。市の関係施設への募金箱の設置、市民からの募金の受付は、社会福祉協議会を基本的な窓口とし、共同募金会への送金とする
3月15日(火)	・庁舎、東西市民センター等に募金箱を設置、社会福祉協議会への直接持込みを併せ、募金活動を開始。
3月16日(水)	・体育課を通じ、FC東京より駅頭募金活動の共同開催のオファーあり
3月22日(火)	・教育部からの応援職員の受入れを開始。義援金応援に3名、救援物資応援に3名配置 ・FC東京共催募金活動の関係機関との具体的調整に入る
3月23日(水)	・福祉施設、医療機関等への募金箱設置の働きかけ開始
3月24日(木)	・自治会宛て、募金箱の設置の依頼文を発送
3月25日(金)	・FC東京、社会福祉協議会との協力による駅頭等募金活動を実施(午後5時30分～7時30分) ・自治会あて募金協力依頼
3月29日(火)	・市内主要企業へ募金箱設置の働きかけ

4月中旬～	・社会福祉協議会ルート以外で寄付が行われた募金情報の収集を実施(当市域からの募金額を推計するうえでの情報 収集として) 依頼先:市内公私立小・中学校、高校、及び大学、公立小・中学校PTA、青少年対策協議会、市内商店会等
4月19日(火)	・東京都からの災害弔慰金、災害見舞金及び災害援護資金の取り扱いについての通知收受
5月6日(金)	・都市長会に報告する市で把握した義援金募金額の集計(4月30日(土))を取りまとめる(募金活動は9月30日まで継続予定)

7-2 救援物資関係

【救援物資の受付】

●受付日程：3月20日(日)から3月27日(日) 10時～16時 (※準備は9時30分～)

●受付会場：小平元気村おがわ東 屋内広場

●概要：基本的に東京都方式に沿って対応。

- ・市で受け付けた救援物資を、品目別に段ボールに梱包し、東京都へ届ける。
- ・東京都より、集約した救援物資を被災地へ届ける。

●受付件数：599件

●物資総数：458箱

●ボランティア：延べ69人

(市民活動支援センターあすぴあ、ボーイスカウト、小平南高等学校女子バスケットボール部等)

○NPO法人や個人ボランティアと市職員による協働作業となったが、こうしたかたちが望ましい。

○個人・団体を問わず、自治会・保育園・小学校等で集められた物資が集まった。

○持込者は、学生、乳幼児を抱えた家族連れ、高齢者等に渡り、自転車や車での搬入が目立った。会場の元気村おがわ東の地理的な条件等から、隣接の東村山市など、近隣からの持込み物資も多くあった。

○情報発信については、当初、市HPやメールマガジンを中心に進めた。インターネットを利用されていない方に向けて、公共施設での掲示や自治会にチラシを発送したほか、ボランティアに依頼し、近所のスーパーやコンビニエンスストア等にも掲示をしてもらった。

○梱包用のダンボール箱等の調達については、近隣のスーパーやコンビニエンスストアからや、ボランティア等の協力によって、必要十分に手配ができた。

○品目外の物資の持込みのお断りに苦慮した(※他団体での救援物資の収集状況等の情報提供をして対応したが、一方的に置いて行くケースもあった)。

○課題については次のとおり。

- ・NPO法人やボランティア団体等の自立、すなわち各団体が自立して救援物資の受入れから、搬送、情報提供等ができる形が望ましい(青年会議所の活動等)。
- ・今回は、市民協働・地域文化課・高齢者福祉課の職員以外に、外部職場(公民館・図書館・地域センター嘱託職員)の応援により実施した。1日単位での交代は、現場作業に慣れた頃に終わりとなるので、選挙の兼任職員のように、固定メンバーの体制が望ましい。
- ・可能ならば、予め想定し、配送等の支援システムづくり等の準備があるとなお良かったと思われる。
- ・救援物資受入れの会場は、広さにゆとりがあり、搬送車両や協力者等にとってアクセスのしやすい場

所が望ましく、元気村おがわ東はそれらの条件を兼ね備えた場所として評価できると思われる。

▶ 主な活動経過

月日（時分）	活動事項
3月11日（金） 14時46分	東北地方太平洋沖地震発生
3月16日（水）	・社会福祉協議会を含めて、救援物資やボランティアの受付等の役割を協議
3月17日（木）	・東京都が救援物資の受付日程、方法、種類等を発表
3月18日（金）	・市民生活部との連携により、東京都の受付品目に沿って市民からの救援物資を受け付ける方法の調整を開始
3月19日（土）～	・受付等の対応マニュアルを作成へ
3月20日（日）	・小平元気村おがわ東 屋内広場で救援物資の受付を開始
3月22日（火）	・教育部からの応援職員の受入れを開始。義援金応援に3名、救援物資応援に3名配置
3月23日（水）	・地域センター嘱託職員が物資受付等の対応に加わる
3月27日（日）	・救援物資の受付終了（教育部応援職員派遣終了）
3月28日（月）	・地域センター嘱託職員応援終了

7-3 災害時要援護者支援関係

(1) 東北地方太平洋沖地震による市内介護サービス事業者の事故状況報告書の提出依頼

今回の地震により、転倒等のためけが等の事故発生の有無の情報収集に努めた。

事故があった場合は即報告を求めたが、今回の地震を直接の原因とした事故報告はなかった。

また、介護サービス事業者は、利用者に対して個別に状況の確認を行っていた。

(2) 市内介護サービス事業所へ「計画停電」への対応に関する緊急調査

今回の計画停電実施による介護サービス提供への影響について、保険者として、取り急ぎ実態調査を行った結果、市内各事業者では柔軟かつ適切な対応を行っている状況を把握できた。調査方法は、市内の居住系介護サービス事業所（123カ所）に対し FAX で調査票を送付して実施し、うち74件（複数サービスを提供しているところはまとめて回答するものあり）の回答を得た。

調査結果は、以下のとおり。

Q 今のところ停電は回避されていますが… 停電時のサービス提供体制について、どのような対応を行っていますか。

- 1 従前と同様にサービスを提供している。…43件
- 2 利用者の理解を得て、サービス提供を限定している。…29件
- 3 サービス提供ができなくなった。…2件

Q 今後、こうした計画停電がしばらく続いた場合、どのような点で困りますか？

- 1 特に困っていない。…8件
- 2 困っていることがある。…66件

Q 事業所において、地震の影響で一番困った問題について

- ・利用者の不安。
- ・ガソリン、灯油の不足。
- ・暖房が使えないので寒さ対策。
- ・食料品の不足。
- ・停電の実施がはっきりしないこと。
- ・停電時に利用者、事業者との連絡が出来ないこと。
- ・停電、ガソリン不足による従業員の通勤への影響。

(3) 災害時要援護者に対する調査訪問の実施

介護福祉課と障害者福祉課は、市内災害時要援護者支援の担当として、教育部職員の応援を得、要援護者調査を3月23日(水)～29日(火)まで行い、災害時要援護者名簿登録(要介護3以上の方等)の方の、計画停電時の困りごとなどについて、実態的な調査把握を行うことができた。

ア 実施期間：3月23日(水)～29日(火)の5日間 *26日(土)・27日(日)は実施せず

イ 実施体制及び実績：公民館・図書館の職員21人

実績 訪問(聞き取り)	1,045人
不在	911人
拒否	67人
合計	2,023人

* 地区別実施体制

町丁名	開始No.	終了No.	停電非該当数	訪問対象人数	担当職員数
中島町～小川町1丁目	1	283		283	3
小川町2丁目～小川西町5丁目	284	572		289	3
小川東町～上水本町6丁目	573	833		261	3
上水南町1丁目～学園西町1丁目	834	1,120		287	3
学園西町2丁目～仲町	1,121	1,438		318	3
美園町1丁目～鈴木町2丁目	1,439	1,771	36	297	3
天神町1丁目～花小金井6丁目	1,772	2,310	251	288	3
合計				2,023	

ウ 実施方法

- ・班単位で住宅地図の写しを使用し、訪問対象者の地図作成
- ・自転車で対象者を戸別訪問
- ・訪問先で聞き取り調査を実施
- ・聞き取り調査票と訪問集計表を災対健康福祉部に提出

エ 訪問対象者からの質問・要望内容

○計画停電に関すること

- ・計画停電をしなくても良い節電をもっとアピールして欲しい。
- ・停電が実施されない地域の理由等を教えて欲しい。
- ・早めに連絡して欲しい。夏が心配、どうなるのか。
- ・停電を時間通りに実施して欲しい。停電が突然になる。
- ・停電中することがなく生活のリズムに戸惑い。
- ・停電を平等に実施して欲しい(23区の実施)。
- ・早朝と夜間の時間帯の停電は避けられないのか。
- ・買い物・食事の時間と停電が重ならないようにならないのか。
- ・夜の停電でダウン症の子がパニックになる、高齢の親もいて困る、夜の停電どうにかならないか。
- ・深夜放送、ネオンなど止められないのか。
- ・夫婦とも後期高齢者で何かあった時の準備に不安。
- ・透析を受けているが停電の関係でバラバラになる、健康に関する事は何とかならないか。
- ・計画停電実施日、スクールバスが運行されず帰宅時間がまちまちで生活のリズムが狂う。

○広報に関すること

- ・市の防災放送が聞こえづらい、よく聞こえない。何度も流して。

- ・音が大きすぎてエコーして聞きづらい、文章を簡潔に。
- ・放送の時間をもっと早く。
- ・防災放送の情報が遅い、内容と言葉の間が開きすぎていて聞きづらい。
- ・「まず、ません」は聞き取れない「実施します、中止します」にして欲しい。
- ・停電を実施するのかしないのか分かりづらい。「中止」を単純明快に。
- ・テレビ、新聞などの情報と違っている、整理して知らせる。
- ・広報車でまめに巡回して知らせる欲しい。
- ・地区の拠点になる所に車を止めて放送をしたらどうか？
- ・防災無線が聞こえない。災害時の連絡方法を。資格・アイデアのある人に登録してもらっておく。
- ・計画停電のグループ分けを分かりやすく広報して欲しい。
- ・情報を市から一覧表の印刷物、チラシをもらいたい、ポスト等に配って欲しい。
- ・情報を回覧で回したらどうか。
- ・インターネットなどない。臨戸配布と自治会を活用、初期の情報提供をしっかりと。
- ・停電の情報を印刷した物を大家さんに配り、大家さん経由で教えてもらいたい。
- ・市境のお宅にも広報を徹底して欲しい。

○災害時要援護者対策その他

- ・停電時に地震が起きたとき誰か助けに来てくれるのか？
- ・今後、停電時間が長くなった時、市での対応は何かあるのか。
- ・自治会の方に誰が要援護者なのか教えて欲しい。
- ・災害時要援護者の情報は消防・警察に伝わっているのか。
- ・登録はしたが、いざという時はどうなるのか。
- ・近所の一人暮らしの老人が心配、難聴の方に気づかせる手段を講じて。
- ・透析をする病院が閉まってしまうと、やりくりが大変。
- ・防災ハンドブック(日本自閉症協会)を見る等テキストや理解のある職員がいて欲しい。
- ・避難場所の指示が欲しい。避難所のトイレが心配。
- ・避難場所はベッドのある所にして欲しい。
- ・災害時の場所(障がい者だけの部屋)を確保して欲しい、避難が困難。
- ・障がい児のための避難場所を一般とは別に設けて欲しい(情緒不安定になる)。
- ・避難場所(病院等)どこに向かえば良いのか分からない、どこが安全なのか。
- ・避難先での障がい者の対応、どう過ごす、家族で生活できるのか、別れた場合の連絡方法は。
- ・障害福祉(知的障害)サービスに関して、移動が困難なので連絡が欲しい。
- ・万一のとき、退避できる状態でない、市から物資の配布の対応を(おむつ・おしりふき等)。
- ・足が不自由のためすぐに外に出られない、誰かの助けが必要。
- ・停電時でも繋がる市役所の電話番号を教えて欲しい。
- ・停電時に地震があった場合はどうするのか。
- ・小平市で呼吸器使用者がどの位いて、市でどの位用意しているのか。
- ・節電で図書館や公民館等の公共施設を長期間閉館しないで、節電の意味の検討を。
- ・電池・懐中電灯・ラジオが購入できない。
- ・身障者がスーパーで並んで買い物が不便。優先して買い物出来るシステムの通達を出して。
- ・鈴木・上水自治会で水や電池を買ってあるのに何故配布しない、市で確認し内容を教えて。
- ・水に関する情報が欲しい、水の問題大丈夫か。
- ・何故こんな調査をするのか、税金の無駄使いではないのか。
- ・障害者福祉課の行っているアンケートの結果を知らせて欲しい。
- ・災害時にグループホームに市職員が入ってくると良い。

- ・引越し予定だが病院で透析をする為トラックの業者を紹介して欲しい。
- ・都営住宅の野外灯が消えると不便、ソーラーパネル設置で不測の事態に備えられないか。

(4) 計画停電時の障がい者等が使用する医療機器の対応

障がい者等については、以下の内容により対応（問い合わせ4件）し、特に現在まで問題は発生しなかった。

- ・バッテリーの貸与は、東京電力の対応等へ
- ・停電時に対応可能な市内医療機関に市医師会を通し調査を依頼。
 - *吸引設備 2病院 停電時対応できる病院 5病院
- ・痰の吸引器は、都に確認し、保健所貸出の吸引器を使用している方は保健所、停電している間に何度も痰吸引が必要な方は訪問看護ステーションの対応等へ。（その他注射器で吸い取る方法もある。）
- ・3時間不要な方は心配なし。
- ・在宅酸素については、メーカーに問い合わせ、バッテリー付きの機械がない場合は酸素ポンプの使用対応を（酸素ポンプは空になったら新しいポンプと即時交換するための在庫はある）。万が一、停電時の対応が困難な場合は、主治医への相談へ
 - *最悪の場合、昭和病院に障がい者対応のベッドが8床あるため、担当医師に相談へ。
 - （*今後は、在宅療養中の高齢者等の医療機器使用について、主治医や訪問看護ステーション、各事業者等との連携体制の構築等への検討とその周知徹底等も求められる）

▶ 主な活動経過

月日（時分）	活動事項
3月11日（金） 14時46分	東北地方太平洋沖地震発生 ・地震発生時に、健康福祉事務センターでは、介護サービス事業所連絡会を開催中で16時までの予定であったが、地震が大きかったため、発生直後解散とした。 ・障害者福祉センター等では3月11日（金）～13日（日）は余震が考えられたため基本的に在宅での対応を依頼し無理な場合は受入れることとした。
3月14日（月）	・民生委員協議会会長に、災害時要援護者登録名簿等に基づき、各地区で日頃気になっている地域の要援護者への声かけ安否確認を依頼した。 ・市内介護サービス事業所へ、東北地方太平洋沖地震による介護サービス事業所における事故状況報告書の提出を依頼した。 ・障害者福祉センター等では、計画停電実施中は、市の勤務体制（8:30～17:15）と同様とした。
3月15日（火）	市内介護サービス事業所へ、厚生労働省からの事務連絡（被災者に係る被保険者証の提示等について）を通知した
3月16日（水）	市内介護サービス事業所へ「計画停電」への対応に関する緊急調査を行う。
3月17日（木）	地域包括支援センター連絡会で、見守り対象高齢者の状況確認を依頼（既に実施済みの包括支援センターもあった）。 民生委員協議会会長と協議（計画停電の対応という新たな事象の発生に伴い市職員による要援護者訪問を実施することについて）
3月23日（水）～29日（火）	教育部応援職員により、計画停電実施に伴う災害時要援護者への生活実態調査訪問を実施した。
4月19日（火）～	大震災等に伴い、市内に避難して来る方等からの介護保険や健康保険、障害者サービス、生活支援サービス等に関する問い合わせ対応について、各課で対応資料等を作成し、部内各課の窓口等で共有を図りながら、当該窓口にはいない担当職員が出向くなど、基本的にワンストップ対応に努めることとし、各職員に回覧するなど、意思統一を図った

7-4 施設管理関係

【計画停電等への対応】

- 施設管理担当課では計画停電時の対応に迫られた。特に非常用発電設備のない健康福祉事務センターや福祉会館（非常用発電は消防設備に限定される）は、停電時（特に夜間）は水道等の利用を含め機能が停止してしまい、エレベーター使用もできなくなることから、障がい者や高齢者等にとっての施設利用は大きな制約を受けることとなった。
- こうした状況を踏まえて、新たな視点から、実際に市が被災した場合（電気・水道等のライフラインが使用できないという想定の下で）の、各公共施設全般の利用計画（事務機能・避難所機能等）を改めて見直していく必要がある。
- 計画停電時に健康福祉事務センターでは電気使用ができない状況となったが、業務継続計画においては、健康福祉部の拠点として位置づけられている施設でもあり、災対健康福祉部の担任業務内容等を考えると、非常用発電設備等の整備は重要な設備条件であるといえる。
- 福祉会館には、災対健康福祉部の援護班等と連携し災害時に重要な諸活動を担う、市社会福祉協議会の事務局やボランティアセンター等があり、災害発生時にそれらの拠点を移すことは事実上困難であると考えられる。公民館、地域センター等と違い、災害時にも業務継続が必要な施設であり、施設の維持管理や改修等では、こうした視点での対応を改めて考えていく必要がある。今回、節電対策として、地域センター等では入口を閉めたが、福祉会館は会議室の貸出や和室の個人利用等は休止したものの、事務室や相談等の機能の利用もあり、建物としては、開館状態を継続し、災対健康福祉部への応援職員等の作業等で、一定の活用も図ることができた。
- 災害対策本部での決定により、節電対策として一時的に施設利用を休止したが、計画停電への対応当初から、担当課判断として夜間利用を中止し利用者に説明を行う等の対応を行っていたため、一部に昼間に利用変更を行った団体もある中で、再度の連絡調整等が必要となり、窓口対応の負担とともに利用者にも混乱が生じた。実際に計画停電が実施された状況であったため、概ねの理解が得られたが、こうした場合の今後の決定は、どのようなタイミング（一定の周知期間要す）で、どこでどのように行うのか、より具体的な取り決めが必要と思われる。
- 施設利用では、日中であれば計画停電時も一定の条件下で使用できるともいえるが、福祉会館のホールのような窓のない施設では利用できないこととなった。

➤ 主な活動経過

月日（時分）	活動事項
3月11日（金） 14時46分	東北地方太平洋沖地震発生
3月11日（金） 14時48分	小平市で震度5弱を観測 <ul style="list-style-type: none"> ・健康福祉事務センターや福祉会館等の関係公共施設等の状況を確認し、市民・関係職員等の安否確認等を行い、その結果を防災安全課に報告した ・障害者福祉施設等では、3月11日（金）～13日（日）は余震が考えられたため、基本的に在宅での対応を依頼し無理な場合は受入れることとした。
3月14日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・健康福祉事務センター、福祉会館の計画停電時の状況把握と対応を検討。考えられる事態と事前の対応について、関係課等へ周知 ・福祉会館の夜間利用や、入浴施設、ヘルストロンの利用中止を決定 ・障害者福祉センター等では、計画停電実施中は、市の勤務体制（8:30～17:15）と同様とした。

3月16日(水)	・初めての計画停電が実施され、以降の参考とするため、健康福祉事務センター及び福祉会館の停電時の状況を把握
3月17日(木)	・計画停電の実施状況を踏まえ、事務センター、福祉会館に停電時の対応について再度周知
3月19日(土)	・節電対策として、福祉会館、高齢者館の利用を休止(～3月31日(木))

7-5 総合調整支援、情報サポート及び全般

(1) 総合調整支援・情報サポート

ア 目的

災対健康福祉部の事業として、市民等からの被災地の支援等の問い合わせに対して的確な情報提供を行い、市民等の生活の安心、安定等に寄与する。

イ 被災地の支援等の問い合わせの対象

- ・被災地への義援金、救援物資、ボランティアなどの支援等の問い合わせ
- ・被災地から避難してきた方を受け入れる市民等からの問い合わせ
- ・被災地からの避難されてきた方からの問い合わせ
- ・市民からの要援護、救護に関する問い合わせ

ウ 実施内容

<被災地の支援等に関する電話対応等>

- ・被災地支援等に関する電話での問い合わせも、災害対策本部の電話対応に一本化(コールセンター化)する。(スペースや人員配置から現在の災害対策本部での電話対応体制を維持する方が適切と判断し、災対健康福祉部の事業として応援職員配置はしない)
- ・被災地支援等に関する問い合わせに的確に答えるため、関係資料や電話対応の応答事例の整備等を行い、それを災害対策本部の電話対応に提供する。
- ・情報収集・連絡調整のための要員(連絡員)を災害対策本部に1名配置し、連絡員は災害対策本部に入る各種情報から、被災地の支援等に関する情報を収集し関係部署に提供する。

<災対健康福祉部の事業の広報等>

- ・被災地の支援等に関する情報を市ホームページで広報。
- ・この事業に関する情報を速やかに災対健康福祉部各課に提供するとともに庁内にも広報。

エ 実施体制

期間：3月22日(火)～29日(火)

場所：市庁舎2階の1室(総務課調整)*資料整備のパソコンを1台配備(情報システム課調整)

体制：応援職員3人＝教育部職員(生涯学習推進課1・図書館1・公民館3*実数5名・延べ24名)、災対健康福祉部職員1～2人(ローテーション)で構成

オ 別途(避難者に対する毛布の貸出事業)

目的：東北地方太平洋沖地震等により市内の親戚等を頼って避難してきた者(以下「避難者」とする)に対して、毛布の貸出を実施する。

受付期間：3月28日(月)から31日(木)まで(場合によっては延長する)

枚数：一人2枚まで

期間：4月末まで(場合によっては延長する)

窓 口：小平市社会福祉協議会

受 付：日～土の8：30から17：15まで

貸出方法：避難者は備え付けの申請書に必要事項を記入のうえ、小平市社会福祉協議会に申請書を提出し、毛布の提供を受ける。

保管場所：社会福祉協議会が指定する場所

毛布の提供：市民生活部防災安全課

打 合 せ：上記の内容について、3月25日(金)に社会福祉協議会において調整された事項である。

※毛布の回収ができない場合があっても、その責任は問わないものとする。

(2) 災対健康福祉部の体制及び教育部応援職員の対応等

ア 班分けと班長等

A 援護班 高齢者福祉課長

B 避難班 介護福祉課長、障害者福祉課長、生活福祉課長、保険年金課長

C 救護班 健康課長

イ 担任事業等の内容

事業	内容	応援職員	担当部署
被災地支援	・義援金募金 ・救援物資、人的支援(ボランティア等)	教育部6名	高齢者福祉課
市内要援護者支援	・要援護者調査 ・各関係団体等との連絡・後方支援	教育部21名	介護福祉課 障害者福祉課
総合調整支援	・電話等対応 ・情報収集連絡 ・災対他部との連絡調整	教育部3名	生活福祉課 保険年金課 健康課
その他 (施設管理運営等)	・健康福祉事務センター、福祉会館 ・高齢者館、高齢者交流室(指定管理) ・シルバーピア(委託等) ・あおぞら福祉センター、障害者福祉センター(指定管理) ・健康センター ・その他(福祉サービス事業者等)		高齢者福祉課 障害者福祉課 健康課

ウ 被災地支援等での応援職員の業務実施内容

(1) 被災地支援事業—援護班(被災地支援)の対応について—

① 義援金に関する業務

(ア)義援金募集の強化

- ・募金箱設置場所の増設(市施設の他、民間事業所にも依頼する)
- ・募金PRの実施(案内看板など作成、民間事業所への働きかけ)
- ・街頭募金活動の実施(3月25日(金)夕刻にFC東京と本庁から一橋学園駅で)

(イ)応援職員の主な職務

- ・上記義援金募集強化にかかる、福祉会館での募金の受付、募金箱作成などの準備や各種団体への募金の働きかけ、設置募金箱からの募金回収等の事務を行う
- ・募金の受入れ先が社会福祉協議会であるので、社会福祉協議会との連携により職務を行う

(ウ)実施期間

3月22日(火)～31日(木)

(エ)応援従事職員実数等

体育課職員3名体制(実人数:体育課10名*常時3名入替)

② 救援物資の受付に関する業務

(ア) 市民からの救援物資提供の受入れ

- ・元気村おがわ東の屋内広場で、午前10時～午後4時、東京都への取次ぎを行うという前提で、同一の種類の物資を募る。
- ・人員体制は、災害対策本部派遣職員(3人)がそのまま災対健康福祉部への配置となり、担当継続。
*22日(火)まではボランティアの応援が中心だったが、23日(水)以降は地域センター嘱託職員により、案内・受付・仕分け等に対応できた。

(イ)応援職員の名な職務

- ・元気村おがわ東の屋内広場で市民からの支援物資の受付・仕分け等を行う
- ・地域センター嘱託職員への従事指導対応等を行う。(物資の受入れが27日(日)までとなったため、以降の応援はなし)

(ウ)実施期間:3月22日(火)～27日(日)

(エ)応援従事職員実数等

図書館職員2人、公民館職員1人体制*図書館7名(常時2名入替り) 公民館1名(通し)

(2) 市内要援護者支援事業—災害時要援護者訪問実態調査—

(ア)実施内容:停電時に関するお困りのことなど個別訪問によるヒアリングを実施

(イ)対象者数:2,023人(要援護者に登録しており、計画停電が実施された地区に該当している方)

(ウ)実施期間:3月22日(火)～3月29日(火)(土日除く 6日間)

(エ)応援職員数:図書館12名・公民館9名 計21名(延人数112名・1日平均18.7名)

(オ)計画停電未実施地区の要援護者数:287人

(3) 総合調整支援事業—情報サポート室—

(ア)実施内容:市役所2階、旧母子相談室に情報サポート室を設置。

- ・電話対応等のための質疑応答集の作成と維持管理を行う。
- ・被災地からの避難者ための生活や住宅等に関する問い合わせに回答する。
- ・被災地支援等業務に関する情報収集し整理し質疑応答等に反映させる。
- ・被災地支援等業務の庁内の広報等を行う。
- ・質疑応答集の作成及び質問等の受付件数(6冊作成、凡そ22件受付)

(イ)実施期間;3月22日(火)～29日(火)(土日除く 6日間)

*3月29日(火)午前中に撤去及び事務処理の整理及び引渡し

(ウ)応援職員数:実数計5名 延べ24名(生涯学習推進課1・図書館1・公民館3)

(3) 部の活動全般についての評価等

○市が直接の被災地でなく計画停電等の事情も加わる中、通常業務を維持しながら、地域防災計画の災

- 対健康福祉部各班の業務に準じて対応したため、各関係機関を含めて、各種追加業務の負担は大きかったが、途中で公共施設閉館等で教育部職員の応援があり、初期対応をある程度しのぐことができた。
- 地域防災計画は、市が被災した場合を想定しており、直接の被災地ではなく、支援の義援金や救援物資等の取扱いに係る市民等へのPRやプレス発表、関係機関との調整等、市が直接被災した場合は想定されない事務等が加わり、日々その対応等に追われたという実態もあった。
 - 今後、庁内の各部・課(企画政策＝秘書広報や財務＝財政・契約管財、総務等)と、地域防災計画での災対健康福祉部各班の業務役割内容の把握や分担の見直し等が必要になっている。
 - 義援金募金や救援物資、ボランティア等の支援は、市社会福祉協議会等の活動団体等との協働・連携等が不可欠であり、今回、その実際や課題等の確認がある程度できたことの意義は大きい。今後、この経験を生かし、より現実的な協体制の構築等について検討していく必要がある。
 - 市が実際に被災した場合の災対健康福祉部各班の業務は、健康福祉事務センターや福祉会館等をはじめ、多摩地域で有数の整備規模を持つシルバーピアの運営(緊急通報等の障害発生)のほか、指定管理者の各施設(高齢者館や障害者福祉センター等)の災害時での業務継続及び維持管理という本来業務に加わるもので、民間化した多くの福祉サービスの状況等の情報把握や職員の登・帰庁困難者の発生や緊急初動要員の対応等も考え併せると、担当課や関係機関では対応職員等のマンパワーが圧倒的に不足する状況になると推察された。
 - 特に、主要な役割で密接な連携が求められる社会福祉協議会も、障がい者や高齢者・児童等の災害弱者を直接支援する事業を指定管理等として展開しており、被災当初はそれらの対応に追われると想定され、混乱は不可避と考えられる。
 - そのため、災害発生からしばらくの間の人的確保は極めて厳しい状況を踏まえて、現計画の災対健康福祉部各班の業務は、部内・外の応援等を含め、要員体制等について、より具体的に検討を行っていく必要がある。
 - 今回の震災では、特に、救援物資やボランティア等の人的支援の受入れについて、支援したいという要望は多いものの、被災地での状況を含めて、そのコーディネート等の態勢づくりで難しい状況がみられた。東京都ルートで統一したものの、今後、市が被災した場合を想定し、それらの受入れ態勢や配置方法等についても、改めて具体的な検討を行っていく必要がある。
 - 避難者の受入れ等については、市営住宅等のストックが予定されていないこともあり、相談等の対応が一時的に難しかった。東京都ルートの紹介等で対応はできたものの、今後、市が被災した場合や現に被災していなくても被災への備えが必要な状況下で、都心や近隣市で多くの被災者等を生じて、この市域に避難してくる場合の対応等を、具体的な想定ケースに応じた市の対応方針を検討しておく必要がある。

▶ 主な活動経過

月日(時分)	活動事項
3月11日(金) 14時46分	東北地方太平洋沖地震発生
3月15日(火)～	市が被災地ではないが、市民や避難者等からの電話対応、情報収集連絡、人的ボランティア・救援物資受入れ等の対応支援を、災対健康福祉部として求められる状況に至ったため、健康福祉部内で、随時、検討等を継続して行う(地域防災計画の援護班・避難班・救護班を基にして各課で体制作りへ)。
3月16日(水)	社会福祉協議会を含めて、救援物資やボランティアの受付等の役割を協議

3月18日(金)	市民等の電話対応支援、情報収集連絡、災対他部との連絡調整等を行うため、生活福祉課、保険年金課及び健康課が担当となり実施。
3月19日(土)～	ボランティア情報等の電話対応マニュアルを作成整備。
3月21日(月・祝)	担当課職員による総合調整支援(情報サポート)の内容を検討。
3月22日(火)～	市庁舎2階(旧母子相談室)に情報サポート室を設置。 *パソコン1台(庁内LAN、インターネット) ・電話対応等のための質疑応答集作成(6冊) ※随時加除 ・被災地からの避難者のための生活や住宅等に関する問い合わせの回答
3月23日(水)	・被災地支援等業務の庁内広報(部課長宛、掲示板)実施。
3月28日(月)	・避難者への毛布の貸出事業を開始。市社会福祉協議会へ依頼。
3月29日(火)	・情報サポート室を午前中に撤去。 (実績等:被災者等からの相談等の受付件数 22件)
4月21日(木)	東日本大震災等に伴い市内に避難されて来られる方等からの介護保険サービスに関する問い合わせ等について、ワンストップで対応できるように部内会議資料(健康福祉部各課対応資料)を各職員に回覧し、意思統一を図った。

8 健康福祉部理事（災対健康福祉部）

(1) オンライン停止時の窓口対応と事後処理

3月14日(月)、16日(水)、17日(木)、18日(金)及び22日(火)の計画停電の影響によるオンライン停止。

国民健康保険、国民年金等においては基本的には窓口での受け付けを行った。

入力処理はオンライン復旧後となり、被保険者証等の交付は、本来の即時交付が郵便での対応とならざるを得なかった。加入者の不利益につながる影響とはならないものの、入力処理と郵送対応が時間外勤務となり、業務の効率性が低下した。

(2) 震災関連の問い合わせの対応

計画停電に関する問い合わせが、3月14日(月)からの1週間ほどは、日に数件の電話問い合わせがあった。保険年金課内で対応の完結を図り、災害対策本部への負担の分散に努めた。

(3) 小平医師会との連絡調整

小平医師会との連絡調整について

小平市の災害対策の考え方については、その都度小平市医師会に電話等で伝え、情報の共有を図った。また、小平市医師会の要請により、健康課課長補佐が小平市医師会に出向き、小平市医師会、小平市薬剤師会の役員等とヨード剤の備蓄等について話を伺った。

小平市医師会事務局からの軽油等の供給要請については、月末には供給が復活する予定であることを伝え理解を得た。

(4) 小平市医師会応急診療所（準夜）事業

小平市医師会応急診療所（準夜）の平常運営のため、非常用発電設備で対応した。レントゲン装置はセンター開設当時の仕様に無かったことから、電圧への影響が不明のため使用を控えた。

▶ 主な活動経過

月日（時分）	活動事項
3月11日（金） 14時46分	東北地方太平洋沖地震発生
3月11日（金） 14時50分	地震発生に当たり、健康センターにおいて屋外退避の館内放送及び来庁者の避難誘導を行う。職員も原則屋外退避を行う。
3月11日（金） 15時30分	午後振替休暇中の保険年金課長が再度登庁し、課の職員及び業務を確認する。（異常はない。） 〔参考〕市役所南側の西武多摩湖線の踏切の遮断機が降りたままとなる。保険年金課長及び健康課職員により、踏切への進入しないように市民に注意を呼び掛ける。
3月11日（金） 17時頃	健康課長から、3月13日（日）のトリアージ訓練に防災安全課、健康課の職員は不参加の旨を小平市医師会に伝える。（その後、訓練延期の報告がある。）
3月11日（金） 17時15分	帰宅困難職員5名の申し出により、健康課長が健康センター内に翌朝まで待機することを許可した。
3月12日（土） 16時	健康課長から、小平市医師会に対して福島原発に対するヨード剤の現状について伝える。
3月13日（日） 12時30分頃	健康課長から、小平市医師会に対して福島原発に対するヨード剤備蓄対応等について市の考えを伝える。
3月14日（月） 8時45分	健康課及び保険年金課において課内会議を開催し、停電及びオンライン停止時の対応の確認、災害対策本部への応援職員1名の選出、課内の連絡体制の再確認を行う。
3月14日（月） 11時45分	災害対策本部会議での市の対応について、健康福祉部理事から保険年金課長等へ情報伝達を行う。 ・一部施設の閉館、小村大焼却停止、コミバス間引き運行、市報臨時号、帰宅困難者等の状況等
3月14日（月）	健康課職員の遅参等の状況を確認する。 5人 すべてが鉄道利用者 特別休暇取得 5人、うち終日休暇は2人 15日以降は、震災による遅参者なし
3月14日（月）～16日（水）	保険年金課職員の遅参等の状況を確認する。 7人（延べ11人） すべてが鉄道利用者 特別休暇取得 3人（延べ7人）、うち終日休暇は2人（延べ2人） 有給休暇取得 4人（延べ4人）、うち終日休暇は1人（延べ1人） 17日以降は、震災による遅参者なし
3月14日（月）～29日（火）	小平市医師会事務局より、小平市による産科、透析科への軽油、重油の確保・供給の要請がある。
3月14日（月）・16日（水）・17日（木）・18日（金）・22日（火）	健康課（健康センター）では、計画停電により非常用発電設備対応をして業務を行った。（計画停電回避の3月14日は除く。） 非常用発電設備に必要な燃料は、健康課備蓄の軽油及び総務課の軽油で対応した。 保険年金課では、計画停電の影響によるオンライン停止のため、国保、国民年金の異動処理はオンライン復旧後又は翌日に入力処理をした。（3月14日は計画停電は回避するもオンラインは一旦停止した。） 主に国保加入者の被保険者証交付や国保脱退者の税額変更通知書は、本来は即時交付のところ、事後に郵送対応とした。 郵送対応の件数は、各日、20件程であった。
3月15日（火） 10時00分	災対健康福祉部の部内会議が開催され、市の対応等について健康福祉部長から情報伝達を行う。 ・義援金箱の設置、市報臨時号、計画停電、帰宅困難者対応等 ・各課において災害担当職員（課長以下4名）を選定する。
3月15日（火） 15時	保険年金課内の業務継続計画の作成・確認をする。
3月16日（水） 19時～21時半	健康センターにおいて、計画停電時の準夜応急診療所開設のため、非常用発電設備対応をした。
3月17日（木） 8時30分	保険年金課において被災市町村からの国保転入者の記録のために転入簿を作成し使用開始する。

3月17日(木) 13時	災対健康福祉部の部内会議が開催される。 ・応援職員を受けて災対健康福祉部としての対応について
3月17日(木) 16時15分	災害対策本部会議を受けて、災対健康福祉部と防災安全課との合同会議を開催する。 ・節電の観点から公共施設の休館を実施し、休館施設の職員の応援を受け災対健康福祉部で災対事業の実施を図る。 ・19日(土)から21日(月)までの連休中に、応援職員による災害対策又は支援事業の実施体制等の準備をする。
3月17日(木) 夜	災対健康福祉部の部内会議が開催され、災対健康福祉部が実施する災対事業等の実施内容、態勢について検討する。
3月18日(金) 9時30分	保険年金課において土曜窓口開庁休止(3月中)を課内に周知するとともに、市ホームページの記事(計画停電、在宅医療機器使用、市施設一部休館)を係ごとに配布し、窓口、電話での対応に備えた。(計画停電の問い合わせが日に数件あった。)
3月18日(金) 11時15分	災対健康福祉部の部内会議が開催され、災対健康福祉部の災対事業の内容や態勢についてさらに検討する。
3月18日(金) 15時5分	災対健康福祉部の部内会議が開催され、義援金及び支援物資事業、計画停電による災害時要援護者に対する実態調査、総合調整支援(災害対策本部の電話対応支援)の3事業の実施を決定し、担当課長、職員を振り分け担当ごとで詳細を検討することとなる。
3月19日(土)、22日(火)～29日(火)	健康課、保険年金課及び生活福祉課の課長及び担当職員が、災害健康福祉部の災対事業(情報サポート室)のため、土曜出勤及び通常業務に加えて事業実施を担当した。
3月17日(木)～	保険年金課において被災地からの国保転入者等を把握する。 ・4月27日までの間に、被災地からの国保転入者(申出あり) 5世帯(6人) ・この間に、震災関連の相談(国保2件、年金1件) 健康課において被災者等からの問い合わせ、依頼の把握をする。 ・6月末までの間に、3歳児健診の交付申請1名、法廷予防接種交付申請延べ7名、任意予防接種交付申請1名があり、受診案内及び予防接種予診票を発行した。
6月10日(金)	国民健康保険の一部負担金及び保険税の減免を周知するとともに、その要件に該当するかを調査するための文書を、被災地から転入の被保険者に郵送する(39世帯)。

9 環境部 (災対環境部)

9-1 ごみ減量対策課関係

(1) 小平・村山・大和衛生組合の計画停電による影響

災害発生後に、ごみ収集については交通渋滞等による収集の遅れなどが想定された。また、その後に発表された東京電力による計画停電によりごみ処理施設への影響が想定された。

3月14日(月)10時15分小平市緊急災害情報に「地震の影響によるごみの収集について」を掲載。

3月16日(水)11時07分小平市緊急災害情報に「地震に伴うごみの減量のお願い」を掲載。

3月16日(水)午後、小平・村山・大和衛生組合にて、計画停電対応について3市と組合の4団体で調整会議が開催される。

3月18日(金)小平・村山・大和衛生組合ホームページに「東京電力による計画停電への清掃工場対応～3市市民の皆さんへごみ減量の緊急のお願い～」を掲載し、30～40%のごみ減量をお願いした。

3月22日(火)11時48分小平市緊急災害情報に「ごみ減量の緊急のお願い」を掲載した。

3月23日(水)より、減量にための方策として粗大ごみの受付を原則中止する。(引っ越し等のやむを得ない場合を除き新規申込みを中止した。)受付センター及びごみ減量対策課ではアナウンス対応、イン

ターネット受付はページを閉鎖した。

同日よりホームページの粗大ごみの出し方（インターネット申込等）にて中止の文言を掲載。

「地震の影響によるごみ収集について」（3月14日（月）掲載情報）に粗大ごみの新規受付中止の文言を更新して掲載。

3月25日（金）から自治会、集団回収団体、クリーンメイトに「ごみ減量の緊急のお願い」の依頼文書と「ごみ減量の緊急のお願い」のリーフレットと「30～40%のごみ減量を」のポスターを送付。また、西部・東部出張所、図書館、公民館、地域センター、保育園、駅にポスター掲示を依頼。パッカー車等への掲示も依頼した。

内容としては、東京電力により計画停電の実施に伴いごみ処理に影響が出てしまうので、粗大ごみの受付を停止したことと、緊急で30～40%のごみの減量を市民の皆さんにお願いを行った。

その後、3月いっぱいでごみピットが満杯になる事は回避されたため、粗大ごみの受付の再開及び減量の呼びかけの訂正を行うこととした。

4月1日（金）午後6時より受付センターアナウンスを変更した。

4月2日（土）より受付センターで粗大ごみの受付を再開。ごみ減量のお願いは継続した。

4月4日（月）よりごみ減量対策課窓口及びインターネットでの粗大ごみ受付を再開。ごみ減量のお願いの文言は掲載した。

4月5日号市報にて、囲み記事で「ごみ量30～40%の減量を」（資料編8参照）を掲載した。

4月18日（月）付けで自治会、クリーンメイトに「引き続きのごみの減量の広報について」として、依頼文書と「ごみの減量についてのお願い」のリーフレットと「できる限りのごみ減量を」のポスターを送付。また、西部・東部出張所、図書館、公民館、地域センター、保育園、駅にポスター掲示を依頼するとともに、パッカー車等への掲示も依頼した。

内容としては、東京電力による計画停電が原則実施しないことになったため、夏に行われる大幅な電力使用制限が行われるとごみ処理にも大きな影響が予想されるため、できる限りのごみの減量を市民の皆さんにお願いを行った。

市報では、4月20日号に「引き続きごみ減量のお願い」を、5月5日号の1面の囲み記事で「できる限りのごみの減量を」を掲載した。（資料編8参照）

今回、電力の供給が出来なくなった場合のごみ処理工場等への影響が大きいことが確認出来た。

計画停電が行われた場合には、小平・村山・大和衛生組合の焼却炉については停止するまでに炉内のごみを完全燃焼させるために約3時間かかり、再立ち上げに約1時間、合計で4時間必要なことが判明した。

また、焼却炉自体は1度焼却を始めると24時間稼働で一定期間の稼働を続けることが基本の設計となっているため、焼却を短期間で止めることが想定されておらず、故障等が発生することも判明した。

今後は、災害時におけるごみ処理の確保について小平・村山・大和衛生組合と連携を取りながら事前の想定及び準備等を行っておくことが必要であると認識している。

(2) 地震の影響による燃料供給不足

3月14日（月）地震の影響により、東京においても燃料（主にガソリン）の供給不足が発生した。

収集車両の燃料不足が懸念されたため、収集委託業者に燃料の確保状況及び今後のごみ収集に影響が出ないように、こまめに燃料補給を行うように連絡を行った。あわせて、燃料給油状況の表を作成し、活用

するように各社に配付を行った。

収集用車両については、収集委託している7社で90台保有。うち53台が軽油、37台がCNG（天然ガス）であった。

CNGについては、ガススタンドが計画停電の場合にはチャージ出来ないが、供給については問題ないとのことだった。

軽油については、ガソリンスタンド自体が閉まってしまう場合が多く、供給の不足が懸念された。

3月17日(木)14時より収集委託業者を集めて、収集車の燃料確保について調整会議を行う。

3月18日(金)防災安全課より、軽油の確保が出来たとの連絡を受け、収集委託業者3社に連絡をして燃料の給油を行った。

その後は、毎日、収集委託業者と各社ごとの保有車両の給油状況を確認し、ごみ収集に影響を与えることなく燃料の確保が行うことができた。

災害時の収集車両の燃料確保については、通常時から燃料供給先と提携等を行っておくことの重要性を再認識した。

また、今後は災害時に優先的に供給を行ってもらえるような方策を検討していく必要があると認識している。

▶ 主な活動経過

月日（時分）	活動事項
3月11日(金) 14時46分	東北地方太平洋沖地震発生
3月14日(月) 10時15分頃	緊急災害情報「地震の影響によるごみ収集について」掲載
3月14日(月)	ごみ収集委託業者に燃料確保の連絡
3月16日(水) 11時07分頃	緊急災害情報「地震に伴うごみの減量のお願い」掲載
3月16日(水) 14時00分～	小平・村山・大和衛生組合にて計画停電対応調整会議開催
3月17日(木) 14時00分～	ごみ収集委託業者と燃料確保に関する調整会議開催
3月18日(金)	小平・村山・大和衛生組合ホームページに「ごみ減量の緊急のお願い」掲載
3月18日(金) 夕方	防災安全課で確保した軽油を委託3社に連絡して給油を行う
3月22日(火) 11時48分	緊急災害情報「ごみ減量の緊急のお願い」掲載
3月23日(水)～	粗大ごみ受付を原則中止。ホームページに中止の文言を掲載
3月25日(金)～	自治会宛てに「ごみ減量の緊急のお願い」の文書等を送付。あわせて、集団回収団体、クリーンメイト、市内公共施設、収集車両への広報を依頼
4月2日(土)～	受付センターで粗大ごみ受付を再開
4月4日(月)～	ごみ減量対策課窓口及びインターネットでの粗大ごみ受付を再開
4月5日(火)	市報に囲み記事で「緊急 ごみ量30～40%の減量を」を掲載
4月18日(月)～	自治会宛てに「引き続きごみの減量の広報について」の文書等を送付。あわせて、クリーンメイト、市内公共施設、収集車両への広報を依頼
4月20日(水)	市報に「引き続きごみの減量のお願い」を掲載
5月5日(木・祝)	市報1面に囲み記事で「できる限りのごみ減量を」を掲載

9-2 環境保全課関係

(1) 放射線対応等

3月14日(月)より、電話や来庁での問い合わせについて、課内で統一して対応出来るよう案内文書を作成した。また、放射線やその他の問い合わせについても、内容及び件数の把握を開始した。

3月16日(水) 小平市緊急災害情報に「福島第一原発の関連情報」と題して、東京都（東京都健康安

全センター)が行っている放射線測定のリックを掲載した。

問い合わせ先 東京都福祉保健局 健康安全部

関連リック 東京都福祉保健局
東京都健康安全研究センター

5月24日(火)、「園庭及び校庭における放射線測定と放射線測定器購入等について」請願が提出され、6月15日(水)の市議会生活文教委員会において本請願が審議された。

6月16日(木)、東京都が市内2か所(小平第一小学校及び小平第二小学校)において空間放射線量測定を実施。結果は、毎時0.04~0.06マイクログレイで、新宿区のモニタリングポストと同程度。

6月24日(金)、市ホームページにて、7月から月1回、空間放射線量の測定を実施するとともに、7月と8月に、プールの水の放射線物質測定を実施することを周知。

(2) 節電に対する取り組み

3月14日(月)、エコダイラ・オフィス計画推進課として、節電対策等の周知を行うために、市庁舎を所管する総務課を除く施設担当課長宛てに通知した。これにより、空調の停止、事務室内及び廊下の照明を必要最低限にとどめることとした。

4月1日(金)、エコダイラ・オフィスニュースをグループマックスの掲示板に掲載し、職場や家庭での節電対策の周知を図った。

4月4日(月)、施設担当課長に対し、地域エネルギービジョン及び第二次エコダイラ・オフィス計画に掲載されている取り組みで、節電効果があり、実行しやすい白熱球の電球型蛍光灯化及び緑のカーテンの設置について、調査を実施した。今後に向けて、白熱球の一掃を推進するとともに、緑のカーテンの設置を促進する。

4月26日(火)、経済産業省の「節電のお願い」のリックを小平市ホームページに貼り、市民等への周知を図った。

4月27日(水)、今夏の節電対策を総合的に検討し、市公共施設の節電に係る具体的な対策を講じるため、環境施策推進本部で、第1回の協議を行った。今後、施設所管課との協議を経て、節電対策を実施する。

5月5日(木・祝)、市報に「節電のお願い」を掲載。

5月25日(水)、第2回環境施策推進本部を開催し、小平市全公共施設を対象に、ピーク期・時間帯の使用最大電力を15%以上抑制するとともに、7月から9月までの使用量総量についても15%以上の抑制をめざすという基本方針を決定。

6月5日(日)、市報に環境月間として、節電対策に係る記事を掲載。(資料編8参照)

6月22日(水)、第3回環境施策推進本部を開催し、「小平市節電行動指針(案)」について協議し、了承。

7月5日(火)、市報「節電対策特集号」を発行予定。

(3) 被災者等に対する犬の登録及び鑑札の交付手数料等の免除

3月14日(月)、総務省自治財政局長から各都道府県知事宛てに、地方税、使用料、手数料等の減免措置等についての文書が出され、東京都を通じて小平市にも連絡があった。

4月1日(金)付けで、被災者等に対して、小平市手数料条例第3条第1項第4号及び小平市手数料条例施行規則第3条第1項第1号に基づき、手数料の免除を平成24年3月31日まで行うこととした。

▶ 主な活動経過

月日 (時分)	活動事項
3月11日(金) 14時46分	東北地方太平洋沖地震発生
3月14日(月)	市庁舎を所管する総務課を除く施設担当課長宛てに節電対策等の周知文書 を通知
3月16日(水)	緊急災害情報に東京都(東京都健康安全センター)が行っている放射線測定 のリンクを掲載
4月1日(金)	エコダイラ・オフィスニュースをグループマックスの掲示板に掲載し、職場や家 庭での節電対策を周知
4月1日(金)	被災者等に対し、犬の登録及び鑑札の交付手数料等を免除
4月4日(月)	施設担当課長に対し、節電効果があり、実行しやすい白熱球の電球型蛍光灯 化及び緑のカーテンの実施について、調査を実施
4月8日(金)	東京電力が計画停電の原則不実施と今夏に向けた需給対策について発表
4月26日(火)	経済産業省の「節電のお願い」のリンクを小平市ホームページに掲載
4月27日(水)	第1回環境施策推進本部を開催
5月5日(木・祝)	市報に「節電のお願い」を掲載
5月24日(火)	「園庭及び校庭における放射線測定と放射線測定器購入等について」請願が 提出される。
5月25日(水)	第2回環境施策推進本部を開催
6月5日(日)	市報に節電対策に係る記事を掲載
6月15日(水)	市議会生活文教委員会において請願を審議
6月16日(木)	東京都が市内2か所(一小及び二小)において空間放射線量測定を実施
6月22日(水)	第3回環境施策推進本部を開催
6月24日(金)	7月から月1回、空間放射線量の測定を実施するとともに、7月と8月に、プー ルの水の放射線物質測定を実施することを、市ホームページにて周知

9-3 下水道課関係

(1) 災害時の体制

3月14日(月)、小平市上下水道工事店会会長と、災害時における協力体制について確認する。

- ・市(下水道課)は会長へ連絡し、会員(業者)については、会長の指示により行動に移す事を再確認する。
- ・市は、災害対策本部が設置された時点で会長へ連絡し、会長は会員へ情報を流すとともに手持ちの資料等の把握をする事とした。

(2) 東京都水道局金町浄水場での放射性ヨウ素検出

ア 放射性ヨウ素検出

3月21日(月・祝)、金町浄水場での放射性ヨウ素検出について、3月23日(水)水道局よりデータのFAXでの情報提供がある。

3月23日(水)窓口対応について、水道局と電話での内容打ち合わせ

同日17時15分以降と、24日(木)早朝の待機態勢を敷く

警務員室への電話対応、応援：2名(ごみ減量対策課・環境保全課)

下水道課事務室内：10名(事務室内、電話機台数：9台)

【待機状況】

- 3月23日(水)：16時以降の問い合わせ件数58件

17:15～19:00 (10名)

19:00～20:00 (6名)

20:00～20:30 (3名)

*17時～19時:3台の電話機がフル稼働の状況であった。

○3月24日(木)7時から17時までの問い合わせ件数66件

7:00～7:30 (4名)

7:30～8:30 (6名)

イ 市民からの問い合わせに対する対応について

「東京都水道局多摩お客様センター」を紹介し、併せて下記の内容を説明した。

電話番号:0570-091101 及び 042-548-5110

【説明事項】

小平市の水は、朝霞浄水場と小作浄水場から東村山浄水場へ送水され、小平市内に配水されている事を説明する。

また、乳幼児による水道水の摂取を控えていただく地域は、23区、武蔵野市、三鷹市、町田市、多摩市、稲城市であることを説明した。

ウ 水道局からの情報に対する対応

- ・関係各課へ情報配信し、ホームページ及び掲示板へ情報を掲載する。

関係各課を、子どもに携わる職場を主に9課とした。(秘書広報課、総務課、防災安全課、児童課、保育課、健康課、教育庶務課、環境保全課、ごみ減量対策課)

- ・ホームページ作成、及び次の施設の掲示板に掲載する。

市庁舎1階、公民館、図書館、東西出張所、健康センター、福祉会館、児童館、子ども家庭支援センター

(3) ふれあい下水道館の閉館

3月14日(月)～3月31日(木)まで閉館とした。ただし、3月14日(月)は平常時の休館と重なったため、実質3月15日(火)からの閉館となった。

なお、閉館のお知らせは、ホームページ、及び掲示板に掲載した。

(4) 評価

3月11日(金)に発生した東北地方太平洋沖地震に対する対応としては、職員自ら落ち着いた行動がとれたと思う。

また、23日(水)以降の金町浄水場から放射性ヨウ素が検出されたことにかかわる対応については、水道局との連絡調整、あるいは、市民からの問い合わせに対する電話対応等、スムーズな対応がとれたと思っている。

しかしながら、11日に発生した地震の影響により、交通機関がマヒしたため、14日(月)、15日(火)と半分の職員が参集できなかった。

災害の発生時間、災害状況、その時の職員の人数等を考慮し、対応しなければならないが、業者との災害時における協力体制を確認出来たことは、非常に良かったと思っている。

▶ 主な活動経過

月日（時分）	活動事項
3月11日（金） 14時46分	東北地方太平洋沖地震発生
3月14日（月） 10時から	小平市上下水道工事店会会長と協議、協力体制の確認
3月14日（月）	ふれあい下水道館閉館のお知らせ、市ホームページ及び館に掲示
3月15日（火）～31日（木）	ふれあい下水道館閉館（館内点検業務）
3月15日（火）	停電の影響による市内の断水について（水道局確認）
3月23日（水）	都水道局金町浄水場での放射性ヨウ素検出の対応
3月23日（水） 17時15分～	市民からの問い合わせに対する電話対応
3月24日（木） 07時00分～	同上
3月24日（木）以降	水道局からのデータを市のホームページ及び公共施設に掲示

10 都市開発部（災対都市開発・建設部）

(1) 初動

地震発生直後の影響確認は、市役所固定電話から行う。掛かりにくさがあった。

確認連絡先は、下記のとおり

- ・コミュニティバス運行事業者・・・西武バス(株)小平営業所
- ・コミュニティタクシー運行事業者・・・東京昭和運輸(株)
- 〃
- ・小平交通(有)

(2) 燃料不足による運休等（対応）

3月14日（月）午前

コミュニティ交通において、燃料不足による間引き運行や運休の可能性があることを市ホームページで告知。また各停留所に掲示することで周知を図った。告知内容は下記のとおり。

- ・コミュニティバス・・・道路混雑（タイヤの乱れ）と、15日以降の運行が未定であること
- ・コミュニティタクシー・・・1時間に1便運行（間引き運行）と15日以降の運行が未定であること

3月15日（火）午前

コミュニティ交通において、燃料不足による間引き運行や運休について市ホームページで告知。また各停留所に掲示することで周知を図った。告知内容は下記のとおり。

- ・コミュニティバス・・・道路混雑（タイヤの乱れ）と、16日以降の運休
- ・コミュニティタクシー・・・1時間に1便運行（間引き運行）と16日以降の運休

3月16日（水）

全コミュニティ交通、終日運休開始

3月22日（火）

コミュニティバス運行再開

3月23日（水）

コミュニティタクシー運行再開

燃料不足による減便・運休は、最低限の告知時間が確保できたので、利用者に混乱を招くことはなかったと考える。

燃料購入のためにガソリンスタンドに並ぶ一般車両の列が道路渋滞をまねき、特にコミュニティバスの定時運行に課題が発生した。

運休したことに対する苦情は、なかった。

「計画停電」による信号消灯は、生活道路を運行するコミュニティバス・タクシーの安全確保に課題があると考える。

各交通モード（鉄道、路線バス、コミュニティバス・タクシー、タクシーなど）が健全に運行していることが重要である。

【参考】首都圏における燃料不足（国）

3月16日（水）（資源エネルギー庁発表）

不要不急の燃料購入を控えてほしい。燃料の品薄状態は、順次復旧する。

3月17日（木）（海江田経済産業大臣臨時会見）

ガソリン・軽油の緊急供給確保と輸送力強化の抜本対策

3月19日（土）（経済産業省発表）

- ・西日本の製油所の稼働率を95%以上にし、製品在庫を関東圏へ転送（3連休中）
- ・タンクローリーを大量投入、鉄道輸送ルートの確保（被災地、関東圏）
- ・関東圏の製油所における製品の取り崩し
- ・1都6県の緊急重点SSを指定し、重点供給を開始（161か所）
- ・東燃（川崎）製油所、運転再開済み

3月22日（火）（経済産業省発表）

- ・民間備蓄義務をさらに22日間引き下げ70日 ⇒ 45日にすることを政府が決定
- ・JX（根岸）製油所、3月21日（月・祝）運転開始
- ・1都6県の緊急重点SSを拡大（161 ⇒ 187）重点供給を開始

3月28日（月）（経済産業省発表）

3月21日（月・祝）から、関東圏向けの出荷量は平年並みに回復

(3) 被災宅地危険度判定士の派遣

被災宅地危険度判定士の名簿は、まちづくり課で保管管理しているが、名簿登載者は各部にまたがっている状況である。

都からの派遣依頼に対する派遣の判断をする担当部署が明確でないことから、3月30日（水）の庁議後、派遣の判断を一本化するよう申し入れ、以後職員課で集約をした。

今回、結果的に派遣は行われなかったが、今後のことを考える上では、職員派遣の判断をいかにするかは、貴重な反省材料と考えている。

(4) 被災者向けに株式会社ブリヂストン社宅の提供

株式会社ブリヂストン社宅の提供申し出があり、4月12日（火）にブリヂストンを訪問し、提供条件内容の説明をうけた。4月20日（水）社宅の貸出提供についての質問事項を提示する。

4月22日（金）には社宅の内見を行い、4月25日（月）15時から市民生活部理事、市民生活部長、都市開発部長、防災安全課、市民課、政策課、財政課及びまちづくり課で今後の所管部署及び費用負担に関する会議を開催した結果、まちづくり課が主体となり、入居者の募集を市民課で実施する等、関係各課の協力のもとに今後事務手続きを進めて行くこととなった。

4月28日（木）に民間社宅借上げによる被災者受入れを実施していた八王子市を訪問し、申込み状況や受入れに要する情報収集を行った。

これらを踏まえ「受入対象者」「受入条件」「募集方法」「予算措置」等について関係各課と協議すると同時に株式会社ブリヂストン総務部と調整を重ねた。

5月19日(木)に「定期建物賃貸借契約」を締結し、市報5月20号にて募集したところ、1世帯(2名)の申込みがあり、30日(月)14時から説明会と居室の内覧を実施して室内設備等の確認を行った。その後、市で貸与する生活家電製品の搬入を行い、避難者に鍵を引き渡したことで当初の予定とおり6月1日(水)に入居開始することができた。

6月20日(月)からは、同月24日(金)までを期限として追加募集を行い、その後引き続き、募集戸数に到達するまで随時受付を行っている。

この度の避難者受入に伴う応急仮設住宅の対応に係る分掌事務等の問題点として、次の点が挙げられる。

ア 地域防災計画の位置付けと今回の対応の関係が矛盾することがあり、地域防災計画と一致した対応が必要と思われること。

イ 緊急災害対策の実施に際して、平時に行われている従来の事務手続きが求められることが多々あり、労力と時間を要したこと。

ウ 市として「避難者向け相談窓口」が開設されていないため、義援金等生活支援の情報提供やメンタル・ボディーケア等の全庁的サポート体制が整っていないこと。

(5) 被災者向けに小平市コミュニティバス・コミュニティタクシーの無料乗車カード交付

全国避難者情報システムに登録するための「避難先に関する情報提供書面」を提出している市内避難者に対し、小平市コミュニティバス・コミュニティタクシー(以下コミュニティ交通)の運賃を無料とする支援を開始。既に「避難先に関する情報提供書面」を提出している方については案内及び申請書を6月24日(金)に個別送付し、今後同書面を提出する方については、市民課窓口で案内を配付する。申請のあった避難者に対し、無料乗車カードを交付し、コミュニティ交通を利用する際にカードを提示することで、運賃(大人150円、子ども80円)を無料とする。有効期限を平成24年3月31日とする。

▶ 主な活動経過

月日(時分)	活動事項
3月11日(金) 14時46分	東北地方太平洋沖地震発生
3月11日(金)	地震に起因する事故発生及び運行への支障等の有無を確認(問題なし) 工事施工個所の安全確認等の情報収集を行った。(損害なし)
3月11日(金) 16時30分頃	301会議室にての情報及び対応協議に代理でまちづくり課長出席
3月11日(金) 17時15分頃	対応協議に基づき、帰宅後職員の自宅待機を指示
3月14日(月) 午前	市ホームページアップ、各停留所に掲示告知 (燃料不足による間引き運行の実施、運休の可能性について)
3月15日(火) 午前	市ホームページアップ、各停留所に掲示告知 (間引き運行、3月16日(水)からの運休)
3月15日(火) 11時50分頃	東京都より被災宅地危険度判定士の被災地市町村への派遣要請の確認中との情報連絡
3月16日(水) 始発便～	コミュニティバス・コミュニティタクシーともに終日運休開始
3月18日(金) 14時30分頃	東京都より被災宅地危険度判定士の派遣依頼があったが、回答期限を過ぎた場合は特に対応は不要とのこと
3月22日(火) 始発便～	コミュニティバス運行再開 (運休日数:6日間)

3月23日(水) 始発便～	コミュニティタクシー運行再開 (間引き日数:2日間、運休日数:4日間)
3月24日(木) 14時30分頃	緊急の追加派遣依頼であったことから、対応が難しいので名簿の提出は見送った。
4月12日(火)	被災者向けに株式会社ブリヂストン社宅の提供申し出あり
4月20日(水) 15時20分頃	県外からの被災宅地危険度判定士の派遣は、必要ないとの連絡が東京都よりあった。
4月25日(月) 15時	被災者向けに株式会社ブリヂストン社宅の取り扱い協議
4月26日(火) 15時	関係課で避難者受入れについて広報手段、予算措置、入居資格などを検討
4月28日(木) 9時	民間社宅借上げの実施市(八王子市)訪問 状況確認と情報収集を行う。
4月28日(木) 13時	株式会社ブリヂストン訪問。総務部担当者と事務レベル協議を行う。
5月13日(金) 9時	幹事長会議にて株式会社ブリヂストン社宅借上げによる避難者受入れ実施を報告。
5月17日(火)	市内公共施設、自治会長宛てに入居募集チラシ発送
5月19日(木) 10時	株式会社ブリヂストンと「定期建物賃貸借契約」締結
5月20日(金)	市報掲載 募集開始 5月27日まで申込み受付を行う。
5月30日(月) 14時	入居者向け説明会実施 1世帯(2名)参加 居室内覧
5月31日(火) 10時	市で用意するレンタル生活家電製品を居室へ搬入する。
6月 1日(水) 11時	避難者に鍵の引き渡しをする。
6月10日(金) 11時	東京都行政部赤坂プリンス担当者に入居者追加募集の情報提供を行う。
6月20日(月)	市報掲載 追加募集開始。
6月24日(金)	被災者向け小平市コミュニティバス・コミュニティタクシー無料乗車カード交付開始
6月27日(月) 13時	入居者向け説明会実施 1世帯(2名)参加 居室内覧

1 1 都市建設部（災対都市開発・建設部）

(1) 橋梁の緊急時点検

3月11日(金)地震発生後、直ちにみちづくり課及び建設事業所により、市内の玉川上水、野火止用水、石神井川等に架橋している主要な橋梁及び、緊急道路障害物除去路線について、目視による緊急時点検を実施し、異常がないことを確認する。また、道路整備工事が中断している鈴木街道（D-80号線）の現場も点検し、異常がないことを確認する。

なお、地震発生により踏切の遮断機が下り続け、東西方向の道路交通を遮断したため、交通渋滞が起きた。さらに、電話回線が混乱し、携帯電話による情報収集及び報告に時間がかかった。

(2) 公共工事への影響

3月14日(月)、ガソリンの供給不足によりダンプトラック等の燃料の入手が困難になったため、道路工事が中断した。また、東京電力の計画停電により、アスファルトプラントの稼働時間が制限されたことにより、農協通りの道路舗装工事におけるアスファルト混合物の入手が困難になり、工事の竣工が危ぶまれたが、工期内に竣工することができた。

(3) 基準点測量成果の公表停止

3月14日(月)に国土地理院より、東北地方太平洋沖地震により、東北地方及びその周辺で地殻変動が起き、国土地理院では、基準点測量成果の公表を停止する旨の連絡を受ける。3月11日(金)時点で、入間市では2.2センチメートルの変動が確認されており、現在も変動が続いているため、3月14日(月)からみちづくり課窓口で変動の情報提供をするとともに、基準点使用に際して注意するよう説明している。

(4) 計画停電による影響

3月14日(月)からの計画停電により、12時40分から15時40分までの計画停電に対応するため、10時50分から道路管理システムのサーバーを切断し、窓口業務に影響を与えた。また、花小金井南口及び小平駅南口の障害者トイレの自動ドアが計画停電中に作動しないため、使用できないお知らせを掲示する。

なお、市民からの苦情等はなかった。

停電中は、自転車駐車場の機械式駐車管理システムが作動しないため、ロックを解除するよう指定管理者に指示。利用上のトラブルは発生しなかった。

(5) 東京都自転車商協同組合小平支部との調整

東京都自転車商協同組合小平支部に、引き取り手のない撤去自転車の整備について協力を打診したところ、同支部でも新聞等で被災地への自転車提供の記事を見て、何らかの協力をしたいと考えていたようであり、快諾をしていただいた。その後、同支部の協力により整備のうえ、5月1日(日)に15台を宮城県石巻市に提供した。

また、5月17日(火)には、岩手県釜石市からの要請を受けて、引き取り手のない撤去自転車60台を、東京都自転車商協同組合小平支部の協力により整備、鍵の設置を行い提供した。なお、鍵は、東京小平ロータリークラブからの寄付により調達した。

今後も被災地での自転車の需要はあると思われる。運搬手段が確保できれば、これからも東京都自転車商協同組合小平支部、小平警察署の協力を得ながら提供していきたい。

▶ 主な活動経過

月日(時分)	活動事項
3月11日(金) 14時46分	東北地方太平洋沖地震発生
3月11日(金) 15時00分頃	・市内の玉川上水、野火止用水、石神井川等の主要な市管理の橋梁の目視点検を4班で行い、特に異常がないことを確認。 ・道路整備工事が中断している鈴木街道(D-80号線)の現場を点検し、異常がないことを確認。 ・緊急道路障害物除去路線について、道路パトロールにより、緊急時点検を実施し、異常がないことを確認。 ・施工現場の被害状況の確認と作業帯の安全確保を指示。 ・東京都よりたても整備課に被害状況、応急危険度判定実施状況等の調査依頼。 ・全ての自転車駐車場の指定管理者に被害状況の報告を指示、被害なしを確認。 ・学園東町の住宅のブロック塀倒壊の連絡を受け、即刻みちづくり課で対応。
3月11日(金) 15時25分	津田町2丁目の住宅のブロック塀倒壊の連絡を受け、建設事業所で対応。
3月11日(金) 18時	・都市建設部は、情報収集と住民対応のため、18時まで待機。
3月12日(土) 10時00分	・工事実施箇所の現場を巡回し、異常ないことを確認。
3月12日(土) 18時頃	・東京都に被害状況、応急危険度判定実施状況等を報告。
3月13日(日) 14時25分	大沼町2丁目の2住宅の倒壊したブロック塀の処理について相談を受け、市内業者が対応。
3月14日(月)	・都市建設部 部内会議を実施(計画停電の区域図を作成、工事実施箇所の状況確認、道路の安全対策を第一に業務を遂行。) ・再度東京都から被害状況確認の依頼があり、再度報告。
3月16日(水)	・東京都より都内の被害状況等に関する情報提供を受ける。
3月18日(金)	・仲町保育園状況確認を実施。

4月4日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・交通対策課より、東京都自転車商協同組合小平支部長に、被災地に引き取り手のない撤去自転車を提供する場合、自転車の整備ができるか打診(電話)。 ・会長から4月20日(水)の総会で賛成が得られれば、協力する旨の回答を得る。 ・小平警察署に、引き取り手のない撤去自転車を被災地に提供する場合の防犯登録の抹消について協議。
4月5日(火)	小平警察署から、警視庁管内で防犯登録した自転車であれば、抹消は可能であるとの回答を得る。
4月11日(月)	東京都より被害状況報告の依頼。
4月12日(火)	小平第五中学校建物の状況確認を実施。
4月14日(木) 10時	東京都に被害状況等を報告。
4月20日(水)	東京都自転車商協同組合小平支部の総会に出向き、協力を依頼。
4月21日(木)	市民協働参事より、被災地への提供のための、撤去自転車の提供の依頼を受ける。
4月22日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都自転車商協同組合小平支部長に、打診(電話)し、了解を得る。 ・たてもの整備課より各課に施設の被害状況踏査を依頼。
4月27日(水)	東京都自転車商協同組合小平支部が15台の自転車の整備を完了する。小平警察署に供与自転車の防犯登録抹消を依頼。
5月1日(日)	整備済み自転車15台を引き取り被災地に向け出発。
5月16日(月)	岩手県釜石市からの要請を受け、東京都自転車商協同組合小平支部へ自転車60台の整備を依頼し、鍵の設置を含め完了する。小平警察署へ供与自転車の防犯登録抹消を依頼。トラックへの積み込みを行う。
5月17日(火)	自転車60台を岩手県釜石市へ提供

1.2 会計管理者(災対出納部)

(1) 発災時の対応

地震発生時には、窓口に納税者が1名いたが、安全を確認し、処理を行った。また、大金庫の内部及び扉の開閉の確認を行い、異常ないことを確認した。

(2) 計画停電時の対応

計画停電の決定にあたり、指定金融機関とは停電時に公金の出納に影響が出ないように対応について調整した。さらに、財務会計システムの運用委託業者及び収納業務委託業者との連絡調整を行った。システムについては、収納業務委託業者からの平日毎朝4時に作成される収納データの取り込みを行うこととなっていることから停電実施の前の停止作業、停電終了時に再起動を行うことでシステム障害を回避させた。また、停電時間帯の各課のシステム入力等の作業途中であると障害発生の可能性のあることから、各課にシステムシャットダウンを依頼した。

(3) 今後の課題等

市の業務及び税公金の納入や債権者等への支払いに影響が出ないように通常業務を継続することを基本とするが、指定金融機関との公金の出納は電子データによる部分が多いため、計画停電の時間帯の違いによる、振込や収納等資金の遅れが出ないように綿密な連絡調整が必要となる。

節電対策等による施設の休止に伴い使用料の還付が多数発生したことから、今後、このような市の施設全体に及ぶこととなると処理について注意が必要となる。

▶ 主な活動経過

月日（時分）	活動事項
3月11日（金） 14時46分	東北地方太平洋沖地震発生
3月11日（金） 14時50分頃	大金庫の扉の点検を行い、開閉に問題ないことを確認。
3月13日（日） 23時00分頃	計画停電に対応するため財務会計システムの停止について、運用委託業者と調整。また、収納事務委託事業者と停電時の対応協議。
3月14日（月） 11時10分	計画停電時の財務会計システムの停止を各課に周知。
3月14日（月） 11時10分	財務会計システムの停止作業実施。
3月14日（月） 13時00分	停電回避により再起動。
3月14日（月） 21時30分	翌日の計画停電が6時20分～10時00分となることから、早朝の停止作業従事を指示。
3月15日（火） 06時00分	財務会計システムの停止作業実施。
3月15日（火） 08時00分	停電回避により再起動
3月15日（火） 18時00分	課内会議時に計画停電時の出納事務について、窓口での収納にあたっては、テラズマシンが使用できないため、電卓等により手計算にて対応すること、また、日々の日計等集計事務もシステムが停止中は手計算に手行うことを確認。
3月16日（水） 17時00分	財務会計システム停止処理
3月16日（水） 22時00分	財務会計システム再起動処理
3月17日（木） 14時00分	財務会計システム停止処理
3月17日（木） 16時30分	計画停電時間帯が日計等集計時間帯と重複するため、手計算により処理。
3月17日（木） 19時30分	財務会計システム再起動処理
3月18日（金） 11時30分	財務会計システム停止処理
3月18日（金） 16時00分	財務会計システム再起動処理後、日計等集計処理。翌日分の停電回避。
3月20日（日） 21時00分	災害対策本部からの依頼により会計課職員1名を被災地釜石市への物資搬送のため派遣（22日まで）
3月22日（火） 14時00分	財務会計システム停止処理
3月22日（火） 16時30分	計画停電時間帯が日計等集計時間帯と重複するため、手計算により処理。

1 3 教育部（災対教育部）

(1) 初期対応

① 施設利用者の多い公民館、図書館における地震発生時の対応について

ア 対応

公民館においては、避難誘導（施設外）や館内放送を速やかに対応できたことは、通常時からの訓練の成果と考える。

図書館は、当日が休館日であったことから避難誘導等は不要であった。

イ 反省及び課題

今後、地震と火災の同時発生を想定した避難訓練が必要である。

② 施設の被害状況把握

ア 教育庶務課の対応

地震発生後、速やかに小中学校の被害状況の把握に努めたが、当日の午後7時過ぎに全校の集計が完了した。今後、被害状況をより正確に把握するため、必要に応じて学校からデジタルカメラによるデータ送信による報告を検討する。

イ 公民館、図書館の対応

けが人や大きな被害もなく、翌日から通常業務ができる程度であり、速やかに被害状況調査を行った。

③ 反省及び課題

被害状況を把握する項目と様式を作成し、各課からダイレクトに災害対策本部に報告できるようにする必要がある。

また、電話不通時の学校との通信手段として、防災行政無線の活用することを職員間で、改めて共通認識を行い有効活用する必要がある。

(2) 全館臨時休館の実施（3月19日(土)～3月31日(木)）

① 公民館の対応

年度末であり大きなイベント等はなかったが、予約済の利用団体及び関係団体（定期利用団体（分館）、公運審、利用懇、友の会）に連絡するほか、予約団体に対して1件1件丁寧に説明し理解を求めた。しかし、余震が落ち着き休館期間の後半になると、休館期間後の取扱い、全館臨時休館とする必要性和市の考え方に対する利用者からの問い合わせ等が多くなった。

② 図書館の対応

図書館は臨時休館時にもリクエスト本、返却本の処理が必要であること、機器・設備の保守点検及び計画停電時における機械警備を含む施設管理の必要があり、地区館業務を全て中央館に集約することは困難であった。

利用者対応に関しては、公民館と同様に臨時休館期間の後半になると、休館期間後の取扱い、図書館を全館臨時休館とする必要性和市の考え方に関する問い合わせ等が多くなった。

③ 効果と課題

災害時の非通常業務に対する認識が高まったと考える。また、今後、すばやく対策を講じることは市民の理解が得やすいと考える。

各施設に臨時休館に関する同一内容の掲示を行ったことは共通した情報提供ができよかったと考える。

また、計画停電に関するお知らせを行うとともに、市民からの質問に対して、職員が説明することが、より正確な情報提供となり効果があったと考える。

(3) 緊急応援体制への対応

① 公民館、図書館の対応

地域防災計画の組織体制や災害対策本部指示の位置づけなどを説明することにより、大きなトラブルもなく対応できた。

② 効果と課題

災害時の非通常業務（他部門の応援業務に従事すること）に対する認識が高まった。

(4) 教育部の対応

① 教育部内の協議

今回の震災の対応に関し事務局会議において協議を行った後、各職場で話し合いの機会を設けて、所属長から対応状況と今後の課題について報告を受けた。

② 効果と課題

ア 訓練の必要性

- ・日頃の訓練やマニュアル（職員・嘱託・臨時職員間及び委託職員との事前申合せ）に基づき、初動対応がスムーズにできることを改めて感じた。

イ 正確、効果的な情報提供

- ・学校の保護者、施設利用者には情報内容を職員が説明することで、正確な情報提供ができ、大きな効果がある。（施設の掲示情報）
- ・学校、各施設のホームページ及び掲示物による子供・利用者の安否情報等の提供が重要である。

ウ 防災施設としての学校及び公民館・図書館

- ・避難所の開設までに至らない程度の災害時における、地域住民の不安を一時的に緩和するための施設としての役割を検討する必要もあると考える。

▶ 主な活動経過

月日（時分）	活動事項
3月11日（金） 14時46分	東北地方太平洋沖地震発生
3月11日（金） 14時50分頃	小・中学校、公民館、図書館の被害状況の確認と報告を指示する
3月11日（金） 15時10分頃	公民館、図書館から、負傷者及び施設の大きな被害はないと口頭で報告を受ける。（文書報告は翌12日（土））
3月11日（金） 15時頃 ～19時30分頃	断続的に各学校から施設・設備の被害状況に関する情報収集後に、被害状況をまとめた。
3月11日（金） 15時頃 ～3月12日（土） 6時頃	<ul style="list-style-type: none"> ・15時頃 小平第三中学校の3学年全員（約220名）が校外学習先（品川区・劇団四季の公演観劇）で震災に合い、帰校困難との情報が入る。 ・18時頃 学校へ保護者から生徒の安否等に関する問い合わせが多数あり、大型バス4台をチャーターし生徒を迎えに行くこととした。 ・23時頃 児童の引取下校完了（小平第四小学校児童1名） ・12日（土）午前6時頃 小平第三中学校の3学年全員、無事帰宅する。 ・教育長ほか3名が、緊急対応のため職場で一晩待機する。
3月12日（土）～13日（日）	<ul style="list-style-type: none"> ・全校の被害状況確認と緊急修繕箇所の確認及び業者発注を行う。 ・被害箇所の一部は、後日に改修することとした。
3月14日（月） 2時過ぎ	<p>14日（月）は、計画停電による児童・生徒等の安全確保を図る観点から臨時休校とすることを決定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画停電による信号機停止時の通学の安全確保が困難 ・教員の出勤率の低下が見込まれる ・安全・安心な給食提供は可能か（給食従事者の確保も未定） ・12日（土）、13日（日）はガス使用を禁止したため、ガスの復旧確認も必要である。
3月14日（月）	図書館全館の開館時間を10時から17時までに変更する。
3月14日（月） 13時～14時	<p>臨時校長会開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局から被害状況の報告と当面の業務予定について ・給食の取扱い…15日（火）以降の対応 小学校…献立は変更する場合もあるが給食は提供する。 中学校…調理食数や調理器具の電化に伴い、通常献立は困難であり、パン、牛乳、デザートのみを提供する。（部活動に伴う捕食持参を可とする） <p>市教委の方針決定後、各学校できめ細やかな対応を取った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画停電への対応に関する意見及び情報交換を行った。

3月15日(火)	公民館全館の開館時間を9時から17時までに変更する。
3月16日(水)	計画停電に伴う学校対応について文書通知した。(事務連絡) ・部活動、節電対応…照明・暖房使用・給食用の水の確保等
3月16日(水)～ 4月18日(月)	被災地より児童・生徒を受け入れた。 ・小学校…4名 ・中学校…5名
3月17日(木)	節電協力のため外部施設の休館決定…3月19日(土)～31日(木) ・緊急の応援職員体制の構築のため、休館となる公民館・図書館の応援職員の手配、勤務条件の変更、利用者への周知を行う。 ・公民館…予約団体への取消及び使用料の返還等を行う。
3月19日(土)～29日(火)	公民館、図書館職員が応援職員として、災害対策本部、災対健康福祉部等の業務に従事する。
3月28日(月)	教育委員会定例会で震災の対応について報告した。
3月28日(月)	4月1日(金)から当面4月末日までの間、公民館は9時から17時まで、図書館は10時から17時まで開館することを決定。 ・公民館…部屋の予約団体への連絡を行う。
4月1日(金)	・新学期の中学校給食について 4月18日(月)までの計画停電に対応した5パターンの献立を学校、保護者に周知した。その後、4月19日(火)以降は通常の献立に戻した。 ・図書館…リクエスト本の取り置き期間変更の連絡を行う。
4月11日(月)以降	社会教育委員の会議、校長・副校長会、公民館・図書館利用者の会議等で、震災に伴う市の取組状況について報告した。 ・計画停電の対応について ・休館の目的について ・職員の緊急応援体制について ・被災地からの児童、生徒の受入状況と学校対応について
4月12日(火)	・4月16日(土)以降、公民館、図書館は通常開館とすることを決定。 ・公民館…部屋の予約団体への連絡を行う。
4月15日(金)	教育部内の事務局会議 ・今回の震災対応の反省と課題について 各職場で震災対応に関する協議の場を設け、初期対応や今後の課題について、課長から報告してもらうこととした。 ・被災地への職員派遣について 教育部内の職員派遣の順番を決めるとともに、派遣職員の人選を行った。
4月28日(木)	教育委員会定例会 ・これまでの震災に関する対応と今後の対応について報告した。
5月9日(月)～23日(月)	宮城県教育委員会へ仲町図書館職員1名を派遣 ・東京都の派遣教職員の管理事務等に従事した。

1.4 教育部理事（指導）（災対教育部）

(1) 初期対応

- 地震発生後の19分後に、各学校あてに市教委としての指示を発出した。(15:05)

以前に発生した全ての地震においては、各学校は自主的に避難や下校等の対応を行っているが、今回の地震においては、市教委として下校時の対応方針を学校に通知する必要があると判断した。(小学校…保護者の引き取り 中学校…集団下校)

- ◆ 評価：緊急の対応が必要な災害レベルであると判断する情報源はテレビとラジオだった。限られた情報を集約し市としての第一対応は適切であったと判断する。しかし、指示を発出するのに19分を要したことについては、課題が残る。

(2) 通信手段の確保

- 市教委から学校管理職(校長)に対する指示は、市教委のこげらネット内メールを活用した。
- ◆ 評価：地震発生当時、携帯メールの着信に3時間を要するなど即時性がなくなったが、こげらネット内メールは即時性が維持され、様々な連絡を行うことができた。

しかし、こげらネットワークのサーバーは、停電の際の非常用電源切り替え時には、システムにダメージがおよぶ恐れがあるため、あらかじめ電源を落としておかなければならなかった。そのことにより、学校とのこげらネット内メールは不通になり、各学校のホームページも更新できなくなった。学校は学校ホームページを活用して災害時においても情報発信をしているが、停電時には情報発信ができなくなる点の課題が残った。対応としては、停電時においても、こげらネットワークシステムを維持するために、電源の自動切り替えができる非常用電源システムの整備が求められる。

また、緊急時における市教委と学校との連絡においては、デジタル防災無線が活用されるべきである。現時点では、端末が配備された段階であるが、今後活用上のメリットとして、学校、市教委ともに停電となった場合にも、学校管理職がデジタル防災無線を活用することにより、市教委からの一斉連絡を送受信したり市教委との相互連絡をしたりすることが可能となる。

現在、デジタル防災無線機は市立小中学校全校に、市教委には教育庶務課に1台配備されている。市教委から学校への一斉送信や学校個別の送信はできるが、学校から指導課あてに、児童・生徒の安否確認報告等の通信があった場合には、指導課とデジタル防災無線機が離れているため、教育庶務課に設置してあるデジタル防災無線機の近くにいる職員が、その都度、指導課に連絡するということが予想される。危機管理上、指導課へのデジタル防災無線機の配備が必要ではないか。

(3) 地震発生に係る市立小中学校の対応

- 各学校は地震発生後、速やかに校庭に避難した。
- ◆ 評価：児童、生徒の安全が確保できた。毎月行っている避難訓練の成果として今後も訓練を重視していく。
- 当日の下校対応として、小学校は保護者の引き取り、中学校は集団下校を指導課から指示した。
- ◆ 評価：余震がある状況において、小学校の引き取り措置は適切であったと評価する。都心部等から戻ってくる保護者の対応のため、最終引き渡し時刻が23時を過ぎた。

(4) 計画停電に対応した学校運営

- 通学路上の交通信号の消灯への対応として、学校により、保護者、地域ボランティアが要所に立ち、児童、生徒の安全確保にあたった。
- ◆ 評価：保護者等による対応は、児童、生徒にとって安心感があったと思われる。幹線道路の交通整理は、保護者等にも危険が生じるため、実際的な交通整理は警察官が要所に配置されていてありがたかった。
- 3月25日(金)午前の計画停電への対応として、4つの小学校が卒業式の開式時刻を変更した。
- ◆ 評価：開式時刻が停電時間帯の終期に重なった学校が変更措置を行った。
実際には、計画停電が事前に解除されたため当初の時間設定であっても影響は生じなかったが、学校運営上適切な対応である。

▶ 主な活動経過

月日 (時分)	活動事項
3月11日(金) 14時46分	東北地方太平洋沖地震発生
3月11日(金) 15時05分	【学校あて指示 / こげらネット内メールによる】 ◆下校時の対応について(小学校…保護者による引き取り、中学校…集団下校)
3月11日(金) 15時14分	【学校あて報告依頼 / こげらネット内メールによる】 ◆児童・生徒の安全確認時刻の報告を依頼 ◆児童・生徒全員の下校確認時刻の報告を依頼
3月11日(金) 16時10分	【学校あて指示 / こげらネット内メールによる】 ◆外気温が低下してきたため、校庭に避難中の学校は、体育館又は校舎の安全を確認した上で室内に待機。
3月11日(金) 17時05分	【学校あて連絡 / こげらネット内メールによる】 ◆防災無線の放送予告 「地震の発生に伴い、小平市立の小中学校では児童の下校を保護者の引き取りにより行っています。電話が通じない状況もありますので、現時点、お子様が帰宅していないご家庭におかれましては、小学校へのお迎えをお願いいたします。なお、中学生におきましては、集団下校を実施しております。」
3月11日(金) 18時49分	【学校あて報告依頼 / こげらネット内メールによる】 ◆学校に待機している児童・生徒数の報告を依頼
3月11日(金) 20時40分	【確認情報】 ◆小平第三中学校の3学年生徒204名を除く、市立中学校生徒全員の帰宅を確認 ※小平第三中学校の3年生生徒は、地震発生時に品川区の劇団四季劇場にて校外学習を行っていた。JR各線が運行停止となり、当日復旧の見通しもなくなったため、劇場内で待機となる。
3月11日(金) 21時頃	・小平第三中学校生徒を迎えに行く大型バスの手配ができ、東村山市の銀河鉄道バス営業所から品川区に向け、大型バス4台が出発。
3月11日(金) 23時頃	【確認情報】 ◆小平市立小学校児童全員の帰宅を確認。
3月12日(土) 03時25分	【確認情報】 ◆品川区の劇団四季劇場から、大型バスが小平に向け出発。
3月12日(土) 05時30分頃	【確認情報】 ◆小平第三中学校第3学年生徒204名、引率教員11名が学校付近に到着した。阪本教育長も保護者とともに生徒を出迎えた。
3月12日(土) 06時08分	【確認情報】 ◆小平第三中学校生徒全員が帰宅完了。
3月14日(月) 02時頃	【市教委判断】 ◆3月14日(月)の市立小中学校は休校とする。 ◆小・中校長会長に休校措置について連絡し、全校の校長に継走連絡を依頼。
3月14日(月) 02時08分	【市ホームページ広報】 ◆「市立小・中学校の一斉休校(3月14日(月))について」
3月14日(月) 07時頃	【防災無線広報】 ◆「市立小・中学校の一斉休校(3月14日(月))について」
3月14日(月) 13時	【臨時校長連絡会】 ・教育長以下教育委員会事務局各部課長が出席し、今後の対応等について協議。
3月16日(水)	【文書通知】 ◆「中学生東京駅伝の中止について」
3月18日(金)	【中学校卒業式】 ◆全中学校で開式前に黙とうを実施。
3月25日(金)	【小学校卒業式】 ◆計画停電に対応し、開式時刻の変更あり。(三小、六小、九小、十三小) ◆全小学校で開式前に黙とうを実施。

15 教育部理事（生涯学習・体育）（災対教育部）

(1) 平櫛田中彫刻美術館

地震発生時は来館者なし。

地震後、美術館の建物、作品の被害状況について確認を行った結果、記念館については、多少戸や壁が歪んだような状況も見受けられたが、今回の地震によるものか以前からのものか施設自体が老朽化しており確認できなかった。展示館については、建物の損傷などはなかったが、トイレの便器の水について、再利用水を使っているためか、一時期かなり濁っていた。作品については、消し雛などが転倒したため、職員を派遣して正しい形に直した。その中で、平櫛弘子氏所有作品が転倒により人形の左手人差し指先端が欠損した。以上について防災安全課へ15時30分に報告した。

平櫛館長とは地震当日は連絡が取れなかったが、翌日連絡が取れ、破損作品については、作者が健在であることから修復を頼んでみるということになり、結果として無償でお願いできることになった。

しかし、館長所有作品といえども今後は小平市の所有ではない展示作品については、すべて保険（受託者賠償責任保険又は動産総合保険）をかけることを検討する必要がある。

当日は余震も続いていたことから、職員4人が美術館に20時30分ぐらいまで待機した。その間、転倒しやすい作品は、あらかじめ倒しておき来館者へ理解を求めることとした。

3月14日(月)からは、東京電力の計画停電が実施されたが、当日は展示替えのため、当初より休館となっていたため、来館者に対する支障はなかった。しかし、計画停電の影響で鉄道がほとんど動かず、学芸員も出勤できなかった。そのため、学芸員から館長へ連絡してもらい、出勤できた職員で館長の指示のもと展示替えを行った。翌日15日(火)も鉄道運休により学芸員の出勤が遅れたが無事展示替えを行った。

計画停電については、停電時に機械警備がかからなくなり、規定上これについては警備会社の対応は対象外で行われないことから、作品の盗難防止のため、早朝から深夜までの計画停電の行われる時間帯で小平市在住の職員を美術館に配置することとした。

3月16日(水)から3月18日(金)までは平常通り開館したが、計画停電時は、照明がないと展示作品の鑑賞が一部不可能であることから、来館者にその旨を伝え柔軟に対応することとした。

3月19日(土)から市の方針で閉館することになる。嘱託職員には通常どおりの勤務として、パンフレット配送準備、電話対応、グッズの通信販売、その他日ごろできない整理などを行ってもらうこととした。清掃委託会社へは、開館はしないが清掃は予定どおり行ってもらうこととした。

4月1日(金)から平常どおり開館することになった。計画停電時には、入館を断り解除を待つこととした。機械警備の対応も停電時に職員が出向くことを継続した。

地震、復旧、計画停電、それぞれの対応は概ね適切であったと評価できる。作品保険については、見直しを検討するものとする。また、展示館の外壁タイルの老朽化が進んでおり、今後、修繕が必要(約600万円)との指摘を受けていることに対応したい。

なお、施設の状況については、ホームページ、市報、メールマガジンのほか、行政経営課作成のポスターを貼って周知した。

(2) 鈴木遺跡資料館

地震後、建物、遺物とも異常がないことを確認した。

3月12日(土)、13日(日)は平常どおり開館した。14日(月)からは、東京電力の計画停電が実施さ

れたが、開館日(土・日・水)に当たる16日(水)は通常どおり開館した。

計画停電については、停電時に機械警備がかからなくなり、規定上これについては警備会社の対応は対象外で行われないが、遺物の盗難は考えにくいいため、基本的には停電時の職員配置は行わないこととした。ただし、停電終了後に機械警備が自動復旧するかどうかの確認を行い、正常に復旧することを確認した。なお、非常時には小平市在住の職員に対応してもらおう体制を整えた。

19日(土)から市の方針で閉館することになった。開館時に案内を委託しているシルバー人材センターへ勤務不要を伝えた。契約管財課と調整し、契約変更は行わないこととした。

4月2日(土)から平常通り開館することになった。計画停電時には、照明がなくても明るさを確保できることから、入館を断る対応は行わないこととした。機械警備の対応も停電時に職員が出向くことはせず、停電終了後の自動復旧で問題ないものとした。シルバー人材センターへ開館時の案内等の対応をお願いし、23年度業務委託は当初の予定どおり行うことになった。

地震、復旧、計画停電、それぞれの対応は概ね適切であったと評価できる。

なお、施設の状況については、ホームページ、市報、メールマガジンのほか、行政経営課作成のポスターを貼って周知した。

(3) 小平第六小学校施設の社会教育活動への開放

地震による被害はなし。

3月12日(土)から17日(木)まで平常どおり開放。

3月19日(土)から市の方針で開放を中止。予約している利用者とその旨連絡。ただし、4月分の予約は受付を行うが、状況によっては中止の可能性があることを伝えた。

4月1日(金)から夜間を除き開放、その旨予約をしていた各団体へ連絡。夜の開放は、体育課所管の体育館開放の警備員をお願いしているため連動した。

4月16日(土)から夜間も含め開放、平常どおりの開放となった。その旨、登録団体へ連絡。4月16日(土)からは、まだ体育施設の夜間開放は行われない中で、社会教育活動のためのミーティングルーム、多目的室、第1音楽室、和室、第1図工室の開放のため、警備員を配置することになった。対応は概ね適切であったと評価できる。

(4) 民具庫

地震後、建物、民具、齋藤素巖作品とも異常がないことを確認した。

3月14日(月)から行われた計画停電については、停電時に機械警備がかからなくなり、規定上これについては警備会社の対応は対象外で行われないが、盗難は考えにくいいため、基本的には停電時の職員配置は行わないこととした。但し、停電終了後に機械警備が自動復旧するかどうかの確認を行い、正常に復旧することを確認した。

(5) 市内指定文化財

3月14日(月)市内指定文化財の地震被害を現地調査、被害がないことを確認した。

3月11日(金)地震当日は鉄道が運転見合わせとなったことで、激しい道路の渋滞もあり、職員体制も整っていなかったことから調査を見合わせた。3月12日(土)、13日(日)は、休日にあたり、その重要度、緊急性から調査は行わず、14日(月)に実地調査を行った。

文化財については、国民、市民の財産であり、かけがえのない重要なものである。国・東京都において

も、ここで調査官を派遣し始めて調査を開始しており、市の対応に問題はなかったと考えている。

(6) 地震発生直後の初動対応（体育課）

3月11日(金)の地震発生により、立ってられないほどの大きなゆれが起きる。

館内放送により、地震発生及び安全な場所で待機するよう案内する。

温水プールの水が3階から2階へ溢れだしたこともあり、午後3時頃、揺れが収まったところで体育館利用者を外へ避難誘導し臨時休館とする。

屋外体育施設についても休止するとともに、3月12日(土)以降施設の点検を行い、緊急で補修等の対応を行う。

震災等の緊急時の対応は、利用者の安全確保及び避難誘導は組織的に実施され怪我人もなく問題なかった。ただし、今後、毎年実施している防火訓練と併せて防災訓練も防火訓練同様の行動マニュアル等を作成の上、実施していくこととする。

(7) 施設利用の対応

ア 体育施設

市民総合体育館、グラウンド、テニスコート、花小金井武道館については、以下のとおりとした。

- ・ 3月11日(金)～ 貸出時間の短縮及び休止
- ・ 4月1日(金)～ 9時～17時
- ・ 5月～ 通常再開（節電対応のため、グラウンド、テニスコートのナイターは当面中止）

過去に経験のない貸出時間等の対応につき、利用者からの苦情・要望など多く意見が寄せられた。今後、貸出時間の短縮等は利用区分等も考慮しながら一律の時間ではなく施設に合わせた対応を図っていきたい。

イ 学校施設開放

- ・ 学校校庭団体開放（小学校）

3月11日(金)～31日(木)まで開放中止。4月1日(金)以降再開（六小のナイターは中止）。

- ・ 学校校庭遊び場開放（小学校）

3月11日(金)～4月15日(金)まで開放中止。4月16日(土)以降再開。

- ・ 学校体育館団体開放（小学校・一中）

3月11日(金)～31日(木)まで開放中止。4月1日(金)～30日(土)17:00まで開放。

5月1日(日)から再開。

- ・ 学校体育館個人開放（一小～七小）

3月11日(金)～4月1日(金)まで開放中止。5月から再開。

開放の中止期間中は、多く利用者から再開要望があったが、計画停電等子ども達の安全面の配慮から中止の旨の説明をするもなかなか受け入れてもらえなかった。今後、学校開放の利用団体、学校等の三者調整会の中で、緊急事態での協力体制もお願いしていくこととする。

(8) 体育課主催事業及び関連事業の対応

3月11日(金)、東日本大震災の影響により、3月11日(金)・18日開催の『ボクシングエクササイズ』教室を中止とし、参加者全員に中止の電話連絡をする。

3月12日(土)開催予定の『親子でヨ～イどん』事業を中止とし、体育指導委員及び参加予定者へ3月11日(金)～12日にかけて中止の電話連絡をする。